

# 水俣市議会会議録

平成26年12月第5回定例会（11月28日招集）

水俣市議会事務局

# 平成26年12月第5回定例会（11月28日招集）会期日程表

（会期 11月28日から12月17日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 25年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	12月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分		本会議
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君、谷口眞次君、瀧上道昭君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（川上紗智子君、谷口明弘君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月	——	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

平成26年11月28日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願・陳情文書表	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	6
日程第4 議第82号 水俣市公民館条例の制定について	7
日程第5 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第6 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	12
日程第7 議第85号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について	14
日程第8 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第9 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第10 議第88号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて	20
日程第11 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	20
日程第12 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	23
日程第13 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	24
日程第14 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	25
日程第15 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	25
日程第16 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	26

日程第17 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	1～27
日程第18 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について	28
市長の提案理由説明	29
質 疑（議第85号及び議第88号）	32
委員会付託	32
休憩・開議	32
委員会の審査報告	32
○総務産業委員長の報告	32
委員会審査報告書	33
委員長報告に対する質疑	34
討 論	34
採 決	34
日程第19 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第25 議第 75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてま で7件に関する委員会の審査報告	34
○総務産業委員長の報告	35
○厚生文教副委員長の報告	36
○一般会計決算特別委員長の報告	39
委員会審査報告書	43
委員長報告に対する質疑	44
討 論	44
採 決	44
散 会	45

平成26年12月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2

○真野頼隆君の質問	2～3
1 水俣創生について	3
2 危険ドラッグについて	4
3 小学校の運動部活動について	4
市長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	7
市長の答弁	9
○真野頼隆君の再々質問	10
市長の答弁	12
福祉環境部長の答弁	13
○真野頼隆君の再質問	14
福祉環境部長の答弁	15
教育長の答弁	16
○真野頼隆君の再々質問	16
市長の答弁	17
教育長の答弁	17
○真野頼隆君の再質問	18
教育長の答弁	18
○真野頼隆君の発言	19
休憩・開議	19
○藤本壽子君の質問	19
1 川内原発再稼働の水俣市の避難計画について	20
2 子育て支援の地域での拡充について	20
3 ひとり暮らし高齢者への対策について	20
4 ゴミを減らすとともに資源化する施策について	21
市長の答弁	21
○藤本壽子君の再質問	23
市長の答弁	24
○藤本壽子君の再々質問	25
市長の答弁	26
福祉環境部長の答弁	27
○藤本壽子君の再質問	27

福祉環境部長の答弁	2～29
○藤本壽子君の発言	29
副市長の答弁	29
○藤本壽子君の再質問	30
副市長の答弁	31
市長の答弁	32
○藤本壽子君の発言	32
福祉環境部長の答弁	33
○藤本壽子君の再質問	34
福祉環境部長の答弁	35
○藤本壽子君の再々質問	36
福祉環境部長の答弁	37
休憩・開議	37
○中村幸治君の質問	37
1 ゼロウェイストのまちづくりについて	38
(1) ゼロウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画の中期目標3年から5年程度の 取り組みについて	
(2) 行動計画の長期目標について	
(3) ごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりについて	
2 円卓会議について	39
(1) ゼロウェイスト円卓会議について	
(2) 環境にやさしい暮らし円卓会議について	
市長の答弁	39
○中村幸治君の再質問	42
市長の答弁	43
○中村幸治君の再々質問	44
市長の答弁	45
福祉環境部長の答弁	45
○中村幸治君の再質問	47
福祉環境部長の答弁	48
○中村幸治君の再々質問	49
福祉環境部長の答弁	50

市長の答弁	2～51
散 会	52

平成26年12月10日（水） —— 3 日 目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	3
1 水俣病についての国保財政への特別調整交付金について	3
2 川内原発の避難計画について	3
(1) 9月議会での質問で、まだ不明であると答弁されたことについて	
3 水俣城発掘と保存について	4
市長の答弁	4
福祉環境部長の答弁	4
○野中重男君の再質問	5
福祉環境部長の答弁	6
○野中重男君の再々質問	7
福祉環境部長の答弁	8
市長の答弁	8
○野中重男君の再質問	9
市長の答弁	10
○野中重男君の再々質問	11
市長の答弁	12
教育長の答弁	13
○野中重男君の再質問	13
教育長の答弁	14
○野中重男君の発言	15
休憩・開議	15

○谷口眞次君の質問	3～16
1 献穀事業について	16
2 水俣川河口臨海部振興構想策定業務の護岸調査について	16
3 インフルエンザ予防接種について	16
4 無田湿原について	16
5 戦争遺跡について	17
市長の答弁	17
産業建設部長の答弁	17
○谷口眞次君の再質問	18
産業建設部長の答弁	19
○谷口眞次君の再々質問	19
市長の答弁	20
市長の答弁	20
○谷口眞次君の再質問	21
市長の答弁	22
○谷口眞次君の発言	22
福祉環境部長の答弁	22
○谷口眞次君の再質問	23
福祉環境部長の答弁	24
○谷口眞次君の再々質問	24
福祉環境部長の答弁	25
教育長の答弁	26
○谷口眞次君の再質問	26
教育長の答弁	27
○谷口眞次君の再々質問	27
教育長の答弁	28
教育長の答弁	28
○谷口眞次君の再質問	28
教育長の答弁	30
○谷口眞次君の発言	31
休憩・開議	31
○淵上道昭君の質問	32



1 財政問題について	3 ~ 32
2 献穀事業について	32
3 プレミアム商品券について	32
4 接遇について	32
5 教育問題について	32
市長の答弁	33
総務企画部長の答弁	33
○ 瀧上道昭君の再質問	35
総務企画部長の答弁	36
○ 瀧上道昭君の再々質問	37
総務企画部長の答弁	37
産業建設部長の答弁	38
○ 瀧上道昭君の再質問	39
産業建設部長の答弁	39
○ 瀧上道昭君の再々質問	40
産業建設部長の答弁	40
産業建設部長の答弁	41
○ 瀧上道昭君の再質問	41
産業建設部長の答弁	42
○ 瀧上道昭君の再々質問	42
産業建設部長の答弁	43
市長の答弁	43
市長の答弁	43
○ 瀧上道昭君の再質問	44
市長の答弁	45
教育長の答弁	45
○ 瀧上道昭君の再質問	47
教育長の答弁	48
○ 瀧上道昭君の再々質問	49
教育長の答弁	49
散 会	50

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○川上紗智子君の質問	3
1 市民の住環境向上、市内商工業の活性化のための住宅リフォーム助成制度の実現 について	4
2 読書のまちづくりについて	4
市長の答弁	5
○川上紗智子君の再質問	6
市長の答弁	7
○川上紗智子君の発言	7
教育長の答弁	8
○川上紗智子君の再質問	11
教育長の答弁	14
○川上紗智子君の再々質問	15
教育長の答弁	16
休憩・開議	16
○谷口明弘君の質問	16
1 安倍政権が掲げるふるさと創生（地方創生）に関する本市の取り組みについて…	18
2 教育問題について	18
(1) ICT教育をはじめとする教育予算の充実について	
(2) 本市の小中高校生の携帯電話又はスマートフォンの利用状況と使い方の啓発に 関する取り組みについて	
3 防災のまちづくりについて	19
4 水俣市政治倫理条例と憲法及び公職選挙法で保障された参政権との矛盾について	19
市長の答弁	19

○谷口明弘君の再質問	4～20
市長の答弁	21
○谷口明弘君の再々質問	22
市長の答弁	22
教育長の答弁	23
○谷口明弘君の再質問	24
教育長の答弁	25
総務企画部長の答弁	26
○谷口明弘君の再質問	27
総務企画部長の答弁	28
○谷口明弘君の発言	29
副市長の答弁	30
○谷口明弘君の再質問	31
市長の答弁	32
○谷口明弘君の発言	32
休憩・開議	33
質 疑	33
日程第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	33
日程第3 議第82号 水俣市公民館条例の制定について	33
日程第4 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第5 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第6 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第8 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	34
日程第9 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	34
日程第10 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	35
日程第11 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	35
日程第12 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	35
日程第13 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	35
日程第14 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	36

日程第15 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について……………	4～36
○高岡利治君の質疑（議第96号）……………	36
総合医療センター事務部長の答弁……………	36
○高岡利治君の再質疑……………	37
総合医療センター事務部長の答弁……………	37
委員会付託……………	37
散    会……………	37

平成26年12月17日（水）      — 5 日 目 —

出欠席議員……………	5～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第5号……………	2
開    議……………	3
諸般の報告……………	3
日程第1 議第81号 専決処分の報告及び承認についてから日程第16 陳第3号 行政財産 の“有効且つ適正管理”に関する陳情についてまで16件に関する委員 会の審査報告……………	3
○総務産業委員長の報告……………	4
○厚生文教委員長の報告……………	7
委員会審査報告書……………	10
委員長報告に対する質疑……………	11
討    論……………	11
○藤本壽子君の賛成討論（陳第2号）……………	11
採    決……………	12
日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	13
採    決……………	14
閉会中継続審査・調査申出書……………	14
議案上程……………	15
日程第18 議第97号 教育委員の選任について……………	15
日程第19 議第98号 人権擁護委員の推薦について……………	16

日程第20	意見第10号	山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について……………	5～16
日程第21	意見第11号	40人学級再開検討に反対する意見書について……………	17
		市長の提案理由説明（議第97号及び議第98号）……………	18
		○議会運営委員長の提案理由説明（陳第10号）……………	18
		○緒方誠也君の提案理由説明（陳第11号）……………	19
質	疑	……………	20
討	論	……………	20
採	決	……………	21
閉	会	……………	21

平成26年11月28日

平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成26年11月28日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成26年11月28日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成26年12月17日午前10時47分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成26年11月28日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後0時10分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 14人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	産業建設部長	（緒方康洋君）
総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）	総務企画部次長	（本田真一君）
福祉環境部次長	（川野恵治君）	産業建設部次長	（関洋一君）
総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（吉本哲裕君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部企画課長	（水田利博君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第1号

平成26年11月28日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第81号 専決処分報告及び承認について

専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

第4 議第82号 水俣市公民館条例の制定について

第5 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第85号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第8 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第88号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第11 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

第12 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第13 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

第14 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

第15 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

第16 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

第17 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

第18 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について

第19 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について

第20 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第21 議第71号 平成25年度水俣市一般会計決算認定について

第22 議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第23 議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第24 議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

第25 議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について



平成26年12月第5回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第4号	消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について	水俣市栄町1-1-25 北園 正人	川上 紗智子	総務産業
請第5号	国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	川上 紗智子	厚生文教
請第6号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	川上 紗智子	厚生文教
陳第11号	介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 田中 直光		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成26年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成25年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件が提出されましたので議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願3件並びに陳情1件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、去る9月定例会で可決された農協改革に関する意見書外2件については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成26年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び7月分、8月分、9月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御覧願います。

次に、さる11月10日阿久根市で開催された肥薩四市議会議員研修会に、地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により、議員12人を派遣しました。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、門崎総務企画部長、松本福祉環境部長、緒方産業建設部長、大塚総合医療センター事務部長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、関産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、前田水道局長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高岡利治議員、真野頼隆議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

#### 平成26年12月第5回定例会（11月28日招集）会期日程表

（会期 11月28日から12月17日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 25年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	12月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査

12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月	——	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議第82号 水俣市公民館条例の制定について

日程第5 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第85号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第88号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第12 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第14 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第81号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第96号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、16件を一括して議題とします。

## 議第81号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

専第8号

### 専 決 処 分 書

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月20日専決

水俣市長 西田弘志

（専決処分を必要とする理由）

平成26年12月14日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ19,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,477,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15 県 支 出 金		1,268,805	19,788	1,288,593
	3 委 託 金	60,832	19,788	80,620

補正されなかった款に係る額	13,189,318		13,189,318
歳入合計	14,458,123	19,788	14,477,911

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,702,272	19,788	1,722,060
	4 選挙費	20,011	19,788	39,799
補正されなかった款に係る額		12,755,851		12,755,851
歳出合計		14,458,123	19,788	14,477,911

## 議第82号

### 水俣市公民館条例の制定について

水俣市公民館条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市公民館条例

水俣市公民館条例（昭和57年条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定に基づき、市民の教養、学術、文化の向上等を図るとともに社会教育活動を充実するため、水俣市公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
水俣市公民館本館	水俣市浜町2丁目196番地
水俣市公民館分館	水俣市洗切町3番地

（所管）

第3条 公民館は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

（職員）

第4条 公民館に館長その他必要な職員を置くことができる。

（休館日）

第5条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 毎週日曜日及び土曜日（公民館分館のみ）

（使用時間）

第6条 公民館本館の使用時間は、午前9時から午後10時までとし、公民館分館は午後1時から午後9時までとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

（業務）

第7条 公民館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営計画に関する業務
- (2) 使用許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務

(4) 自主事業の企画及び実施に関する業務

(使用の許可)

第8条 公民館を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

(使用の制限及び使用の許可の取消し等)

第9条 委員会は、公民館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 公民館の施設、設備等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

2 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 許可の内容又は条件に違反すると認めるとき。

(2) この条例、この条例に基づく規則又は委員会の指示した事項に違反すると認めるとき。

(3) 市長が公民館を避難所として開設したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理上特に必要と認めるとき。

3 前項の規定により、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用後の措置)

第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、使用の中止を命ぜられたとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、職員の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

(使用料)

第12条 公民館の施設、設備等の使用料は、別表に定める額とし、次の各号に掲げるとおり納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 施設使用料 使用の許可を受けたとき。

(2) 設備等使用料 使用の額が確定したとき。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。

(2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用日の4日前までに使用の許可の取消し又は変更を申し出て委員会が認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 公民館分館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により公民館分館の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により公民館分館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、公民館分館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定により公民館分館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
- 6 第1項の規定により公民館分館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第9条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定により公民館分館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公民館分館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 8 第1項の規定により公民館分館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公民館分館の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条第1号から第3号までに掲げる業務
- (2) 公民館分館の施設、設備等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が公民館分館の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その委託の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第17条 故意又は過失により公民館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（過料）

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市公民館分館の管理を指定管理者に行わせるため、本案のように制定しようとするものである。

別表（第12条関係）

#### 1 公民館本館使用料

区分	使用料（1時間あたり）
ホール	720円
研修室	310円
調理実習室	520円
会議室	310円
和室	310円
視聴覚室	520円

#### 2 公民館本館器具使用料

区分	使用料（1回につき）
ピアノ	500円
放送機材1式	2,060円
照明器具1式	2,060円
パソコン機器1式	2,000円
プロジェクター1式	500円

#### 3 公民館本館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間あたり）
ホール	2,060円
その他	310円

#### 4 公民館分館使用料

区分	使用料（1時間あたり）
集会室（A）	200円
集会室（B）	200円
和室（A）	200円
和室（B）	200円
料理実習室	310円
会議室（A）	200円
会議室（B）	200円
会議室（C）	200円
音楽室	310円
体育室全面	400円
体育室半面	200円

#### 5 公民館分館器具使用料

区分	使用料（1回につき）
ピアノ	500円

#### 6 公民館分館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間あたり）
会議室（C）	200円



その他（体育室を除く。）	250円
--------------	------

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

## 議第83号

### 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市部課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例

水俣市部課設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「課」を削る。

第1条中「及び課」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（部の設置）

第2条 市長の事務部局に次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 福祉環境部
- (3) 産業建設部

（事務分掌）

第3条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務企画部
  - ア 秘書及び渉外に関する事。
  - イ 広報及び公聴に関する事。
  - ウ 情報化の推進及び情報の管理に関する事。
  - エ 市政の総合的な企画、推進及び調整に関する事。
  - オ 国際交流・国際協力に関する事。
  - カ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
  - キ 市議会に関する事。
  - ク 公印、例規及び文書に関する事。
  - ケ 人権に関する事。
  - コ 男女共同参画に関する事。
  - サ 広域行政に関する事。
  - シ 統計調査に関する事。
  - ス 消防、防災、防犯及び交通安全に関する事。
  - セ 予算、財産その他財務に関する事。
  - ソ 入札及び契約に関する事。
  - タ 財産の取得、管理及び処分に関する事。
  - チ 市税に関する事。
  - ツ 他の部の所管に属さない事項に関する事。

(2) 福祉環境部

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。
- イ 国民健康保険に関する事。
- ウ 国民年金に関する事。

- エ 高齢者の医療に関する事。
- オ 環境保全及び環境衛生に関する事。
- カ 環境政策に関する事。
- キ 水俣病に関する事。
- ク 保健及び健康増進に関する事。
- ケ 介護保険に関する事。
- コ 社会福祉に関する事。
- サ 生活保護に関する事。
- シ 障害者の福祉に関する事。
- ス 児童福祉に関する事。
- セ 子育て支援に関する事。

(3) 産業建設部

- ア 観光に関する事。
- イ 商工業に関する事。
- ウ 企業誘致に関する事。
- エ 経済対策に関する事。
- オ 雇用及び労働に関する事。
- カ 農林水産業に関する事。
- キ 土地改良に関する事。
- ク 道路、河川、港湾その他土木に関する事。
- ケ 都市計画に関する事。
- コ 建築及び住宅に関する事。
- サ 公園に関する事。
- シ 下水道に関する事。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法第158条第1項の規定に基づき、行政組織・機構の改革を柔軟に行えるようにするため、本案のように制定しようとするものである。

議第84号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

まちづくり交付金評価委員会委員（学識）	”	20,000円	を
まちづくり交付金評価委員会委員（一般）	”	4,500円	

「

水俣市都市再生整備計画評価委員会委員（学識）	”	20,000円	に
水俣市都市再生整備計画評価委員会委員（一般）	”	4,500円	

「

選挙長 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者 開票管理者 投票所の立会人 期日前投票所の投票立会人 開票立会人 選挙立会人	国の定める基準による。	を
--	-------------	---

「

選挙長 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者 開票管理者 投票所の立会人 期日前投票所の投票立会人 開票立会人 選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。	に
外部立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額とする。	

改め、別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が開票日から開票日の翌日まで職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。
- 2 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が職務に従事した時間が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項（第48条の2第3項において準用する場合も含む。）に定める投票所の開設時間に満たない場合においては、時間割計算により支給することができる。
- 3 外部立会人とは、公職選挙法第49条第9項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち合わせた者を行い、外部立会人が職務に従事した時間が1日あたり7時間以下の場合においては、時間割計算により支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

まちづくり交付金評価委員会の名称変更、公職選挙法改正に伴う指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る規定が設けられたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田 弘志

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
再任 用職 員以 外の 職員	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		
	86	241,000	295,900	344,000	383,900			
	87	241,700	296,200	344,500	384,500			
	88	242,400	296,600	344,900	385,100			
	89	243,100	296,900	345,200	385,800			
	90	243,600	297,300	345,600	386,400			
	91	244,100	297,700	346,100	387,000			
	92	244,600	298,100	346,500	387,600			
	93	244,900	298,200	346,700	388,300			
	94		298,500	347,100				
	95		298,900	347,600				
	96		299,300	348,000				
	97		299,500	348,100				
	98		299,800	348,600				
	99		300,200	349,100				
	100		300,600	349,400				
	101		300,800	349,700				
	102		301,100	350,100				
	103		301,500	350,500				
	104		301,800	350,900				
	105		302,000	351,400				
	106		302,300	351,800				

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	107		302,700	352,200				
	108		303,000	352,600				
	109		303,200	353,100				
	110		303,600	353,500				
	111		304,000	353,900				
	112		304,300	354,200				
	113		304,400	354,700				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考（一）この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第14条の3第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第14条の7第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第16条の4第2項中「、第9条及び第10条の2」を「及び第9条」に改める。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市教育長の給与等に関する条例(昭和42年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第8条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第10条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び附則第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(水俣市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第14条の7第2項の改正規定を除く。附則第3条において同じ。)による改正後の給与条例(附則第3条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

第4条 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第10条の2第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

(規則への委任)



第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な次項は、規則で定める。

(提案理由)

平成26年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第86号

##### 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

##### 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第87号

##### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

##### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	16	を
------	-------------	---------------	------	----	---

」

「

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	10	に
------	-------------	---------------	------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

田平団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第88号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

#### （提案理由）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第89号

### 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,564,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

#### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金		2,337,901	8,587	2,346,488
	1 国 庫 負 担 金	1,623,200	7,394	1,630,594
	2 国 庫 補 助 金	706,976	842	707,818

	3 委 託 金	7,725	351	8,076
15 県 支 出 金		1,288,593	18,759	1,307,352
	1 県 負 担 金	594,362	1,990	596,352
	2 県 補 助 金	613,611	13,844	627,455
	3 委 託 金	80,620	2,925	83,545
19 繰 越 金		69,502	31,847	101,349
	1 繰 越 金	69,502	31,847	101,349
20 諸 収 入		432,054	23,576	455,630
	4 雑 入	315,727	23,576	339,303
21 市 債		1,080,003	3,500	1,083,503
	1 市 債	1,080,003	3,500	1,083,503
補正されなかった款に係る額		9,269,858		9,269,858
歳 入 合 計		14,477,911	86,269	14,564,180

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議 会 費		158,840	1,326	160,166
	1 議 会 費	158,840	1,326	160,166
2 総 務 費		1,722,060	10,805	1,732,865
	1 総 務 管 理 費	1,339,206	8,040	1,347,246
	2 徴 税 費	208,454	△1,457	206,997
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	90,604	734	91,338
	4 選 挙 費	39,799	3,094	42,893
	5 統 計 調 査 費	10,322	79	10,401
	6 監 査 委 員 費	33,675	315	33,990
3 民 生 費		5,101,942	36,457	5,138,399
	1 社 会 福 祉 費	2,799,521	17,715	2,817,236
	2 児 童 福 祉 費	1,521,645	13,515	1,535,160
	3 生 活 保 護 費	780,776	5,227	786,003
4 衛 生 費		2,045,915	1,762	2,047,677
	1 保 健 衛 生 費	338,579	735	339,314
	2 清 掃 費	852,308	30	852,338
	4 環 境 対 策 費	305,110	997	306,107
5 農 林 水 産 業 費		387,182	3,858	391,040
	1 農 業 費	252,930	3,022	255,952
	2 林 業 費	99,332	368	99,700
	3 水 産 業 費	34,920	468	35,388
6 商 工 費		508,982	16,982	525,964
	1 商 工 費	241,417	1,353	242,770
	2 総 合 経 済 対 策 費	267,565	15,629	283,194
7 土 木 費		1,783,632	3,665	1,787,297
	2 道 路 橋 り ょ う 費	461,430	2,072	463,502
	5 都 市 計 画 費	898,983	1,097	900,080
	6 住 宅 費	400,436	496	400,932
9 教 育 費		938,734	11,414	950,148

	1 教育総務費	211,687	929	212,616
	2 小学校費	119,806	273	120,079
	3 中学校費	98,685	745	99,430
	4 社会教育費	298,000	△735	297,265
	5 保健体育費	210,556	10,202	220,758
10 災害復旧費		44,102	0	44,102
	1 農林水産施設災害復旧費	26,271	0	26,271
	2 公共土木施設災害復旧費	17,831	0	17,831
11 公債費		1,364,339	0	1,364,339
	1 公債費	1,364,339	0	1,364,339
補正されなかった款に係る額		422,183		422,183
歳出合計		14,477,911	86,269	14,564,180

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	4 環境対策費	水俣病資料館整備事業	千円 100,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	昭和・白浜町線歩道整備事業	20,821
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	82,419

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
内部情報システム使用料 (総務課)	自平成26年度 至平成31年度	千円 50,728
スクールバス運行業務委託料(混乗分) (企画課)	自平成26年度 至平成27年度	1,595
県議選・市議選共同選挙ポスター掲示場設置及び撤去委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	3,309
県議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	465
県議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	226
県議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	35
市議会議員選挙投票所入場整理券印刷業務 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	61
市議会議員選挙投票用紙印刷業務 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	165
市議会議員選挙不在者投票用封筒印刷業務 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	150
市議会議員選挙選挙公報印刷業務 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	181
市議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	443
市議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	226
市議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自平成26年度 至平成27年度	35

厚生会館管理委託料 (福祉課)	自 平成26年度 至 平成29年度	360
一小ふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 平成26年度 至 平成29年度	県の補助基準により算出した額
二小ふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 平成26年度 至 平成29年度	県の補助基準により算出した額
ふくろふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 平成26年度 至 平成29年度	県の補助基準により算出した額
水俣芦北圏域地域療育センター事業委託料 (福祉課)	自 平成26年度 至 平成29年度	19,650
高齢者福祉センター管理委託料 (健康高齢課)	自 平成26年度 至 平成29年度	16,472
東部センター管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成29年度	5,397
久木野ふるさとセンター管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成29年度	24,876
はぜのき館管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成29年度	4,758
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成27年度	4,046
みなまた観光物産館まつぱっくり管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成26年度 至 平成27年度	2,000
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成26年度 至 平成27年度	7,708
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (総合経済対策課)	自 平成26年度 至 平成27年度	14,229
スクールバス運行業務委託料 (教育総務課)	自 平成26年度 至 平成27年度	15,662
公民館分館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成26年度 至 平成29年度	15,597
武道館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成26年度 至 平成29年度	23,173

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 7,500				千円 11,000			
補正されなかった事業に係る額	1,072,503				1,072,503			
計	1,080,003				1,083,503			

議第90号

平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,576,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		405,585	528	406,113
	1 他会計繰入金	230,456	528	230,984
補正されなかった款に係る額		4,170,487		4,170,487
歳入合計		4,576,072	528	4,576,600

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,212	446	72,658
	1 総務管理費	39,774	97	39,871
	2 徴税費	27,872	349	28,221
8 保健事業費		33,885	52	33,937
	2 特定健康診査等事業費	25,520	52	25,572
11 諸支出金		53,033	30	53,063
	1 償還金及び還付加算金	41,067	30	41,097
補正されなかった款に係る額		4,416,942		4,416,942
歳出合計		4,576,072	528	4,576,600

議第91号

平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

平成26年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,436千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		139,663	△2,436	137,227
	1 一般会計繰入金	139,663	△2,436	137,227
補正されなかった款に係る額		248,685		248,685
歳入合計		388,348	△2,436	385,912

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		387,904	△2,436	385,468
	1 総 務 管 理 費	20,103	75	20,178
	2 徴 収 費	7,136	103	7,239
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	360,665	△2,614	358,051
補正されなかった款に係る額		444		444
歳 出 合 計		388,348	△2,436	385,912

## 議第92号

## 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,615千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,300,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 国 庫 支 出 金		866,500	1,510	868,010
	2 国 庫 補 助 金	307,205	1,510	308,715
7 繰 入 金		484,775	3,105	487,880
	1 一 般 会 計 繰 入 金	484,775	3,105	487,880
補正されなかった款に係る額		1,944,187		1,944,187
歳 入 合 計		3,295,462	4,615	3,300,077

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		80,512	4,615	85,127
	1 総 務 管 理 費	39,660	4,662	44,322
	2 徴 収 費	9,157	△47	9,110
補正されなかった款に係る額		3,214,950		3,214,950
歳 出 合 計		3,295,462	4,615	3,300,077

## 議第93号

## 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,438,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		680,728	618	681,346
	1 繰入金	680,728	618	681,346
補正されなかった款に係る額		757,565		757,565
歳入合計		1,438,293	618	1,438,911

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		591,079	618	591,697
	1 公共下水道事業費	591,079	618	591,697
補正されなかった款に係る額		847,214		847,214
歳出合計		1,438,293	618	1,438,911

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 9,000

議第94号

平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成26年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 総合医療センター事業収益	7,114,400千円	12,602千円	7,127,002千円
第2項 医業外収益	401,831千円	12,602千円	414,433千円
収益的収入合計	7,128,186千円	12,602千円	7,140,788千円
支 出			
第1款 総合医療センター事業費用	8,448,764千円	12,602千円	8,461,366千円
第2項 医業外費用	63,420千円	12,602千円	76,022千円
収益的支出合計	8,475,910千円	12,602千円	8,488,512千円



(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追 加

事	項	期 間	限 度 額
総合医療センター	院内清掃業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	23,730千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	1,664千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	735千円
	電気保安管理業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	1,666千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	1,884千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	880千円
	空冷ヒートポンプ保守点検業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	1,711千円
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	医療廃棄物処理業務委託	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	寝具・病衣借上	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	米購入業務	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	紙おむつ購入業務	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
	A重油購入業務	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	軽油購入業務	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	LPガス購入業務	自 平成26年度 至 平成27年度	単価契約額に使用量を掛けた額
看護学生奨学金貸付金 (平成27年度貸付分)	自 平成26年度 至 平成31年度	10,620千円	

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

### 議第95号

#### 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成26年度水俣市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成26年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		

第1款 水道事業費	445,224千円	783千円	446,007千円
第1項 営業費用	418,187千円	783千円	418,970千円
第2項 営業外費用	25,921千円	0千円	25,921千円
第3項 特別損失	116千円	0千円	116千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,769千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,838千円」に、「当年度分損益勘定留保資金82,646千円」を「当年度分損益勘定留保資金82,715千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	718,593千円	69千円	718,662千円
第1項 建設改良費	679,085千円	69千円	679,154千円
第2項 企業債償還金	38,508千円	0千円	38,508千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「124,200千円」を「125,052千円」に改める。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

## 議第96号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月24日に国保水俣市立総合医療センターにおいて行われた手術中に患者の左正中神経を誤って傷つけた医療事故に関し、次の者と水俣市との間に次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することとする。

平成26年11月28日提出

水俣市長 西田弘志

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
患者A 水俣市外在住	12,602,525円	(1) 水俣市は、本件事故に関し、相手方に対し、示談金として金1,260万2,525円を支払うこと。 (2) 水俣市及び相手方は、和解成立後は、本件事故に関し、裁判又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。 (3) 相手方は、本件事故における医療行為に関与した医師、看護師等の水俣市の被用者に対して、本件に関し、今後一切の請求をしないものとする。

(提案理由)

水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第81号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成26年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、平成26年12月14日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,978万8,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ144億7,791万1,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、第2款総務費に衆議院議員選挙費を計上し、その財源といたしましては、県支出金を充当いたしております。

次に、議第82号水俣市公民館条例の制定について申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市公民館分館の管理を指定管理者に行わせるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第83号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法第158条第1項の規定に基づき、行政組織・機構の改革を柔軟に行えるようにするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第84号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

まちづくり交付金評価委員会の名称変更、公職選挙法改正に伴う指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る規定が設けられたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第85号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成26年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第86号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

田平団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第88号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第89号平成26年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,626万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ145億6,418万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、コミュニティ助成事業、第3款民生費に、障害児通所給付費、第5款農林水産業費に、農地・水保全管理支払事業、第6款商工費に、湯の鶴地区観光開発事業、水俣川河口臨海部振興構想事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、水俣病資料館整備事業外2件を計上いたしております。

債務負担行為補正として、内部情報システム使用料外28件を追加いたしております。

地方債補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第90号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ52万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ45億7,660万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の増額、第11款諸支出金に平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付額確定に伴う返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第91号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ243万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,591万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、給与改定等に伴う人件費を調整し、保険基盤安定負担金の確定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額し、調整いたしております。

次に、議第92号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ461万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ33億7万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、給与改定等に伴う人件費の調整及び介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託料を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金及び第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第93号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ61万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,891万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、給与改定等に伴う人件費の調整をいたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

また、繰越明許費といたしましては、下水道建設事業を計上いたしております。

次に、議第94号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の額をそれぞれ1,260万2,000円増額し、補正後の収益的収入の額を71億4,078万8,000円、収益的支出の額を84億8,851万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、平成24年7月24日に国保水俣市立総合医療センターにおいて行われた手術中に患者の左正中神経を誤って傷つけた医療事故に関し、当該患者と本市の和解交渉がまとまり損害賠償額が確定したことから、必要となる損害賠償金1,260万2,000円を医業外費用として計上するものであります。

なお、この賠償金の財源としましては、本市が加入しております病院賠償責任保険からの保険金1,260万2,000円を医業外収益として計上するものであります。

このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか16件を追加しております。

次に、議第95号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を78万3,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億4,600万7,000円とするものであります。

また、第4条に定める資本的支出の額を6万9,000円増額して、補正後の資本的支出の額を7億1,866万2,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的支出及び資本的支出に給与改定等に伴う人件費の増額を計上しております。

次に、議第96号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第81号から議第96号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第85号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第88号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第85号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

議第88号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第85号及び議第88号は、議事日程記載のとおり総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時21分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案2件について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長 渕上道昭議員。

（総務産業委員長 渕上道昭君登壇）

○総務産業委員長（渕上道昭君） 先ほど総務産業委員会に付託されました2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第85号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成26年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて制定しようとするものである。

主な改正内容は、まず行政職給料表を若年層を重点的に平均0.3%の引き上げ、次に、通勤手当を通勤距離5キロメートル以上の者について距離区分ごとに引き上げ、次に、期末勤勉手当を年間3.95月分から4.10月分へ0.15月分引き上げるとともに、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当の改正及び国の特別職に準じて市長、副市長、教育長、病院事業管理者、市議会議員に係る特別職の期末手当を0.15月分引き上げるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改定による所要額についてただしたのに対し、一般会計では給料で約3,000万円、通勤手当で約27万円、期末勤勉手当で約50万円ほどになるとの答弁がありました。

また、通勤手当の改正で新幹線通勤者については増額になるのかとただしたのに対し、今回の改正は、自動車等交通用具使用者に係る手当に対する改正となり、新幹線通勤者に対する手当の改正は含まれていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正政令の整備に関する政令の施行に伴い制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、次世代育成支援対策推進法の改正がどのように影響を及ぼしたのかとただしたのに対し、公務災害補償の中に児童扶養手当等を基礎とする部分があるが、引用条文の変更による改正であり、今回補償内容に影響はないものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年11月28日

総務産業常任委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第85号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第88号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
-------	-----------------------------------	------	------

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第85号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議第88号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第19 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第20 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第21 議第71号 平成25年度水俣市一般会計決算認定について

日程第22 議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第23 議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第24 議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第25 議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（大川末長君） 日程第19、議第66号平成25年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第25、議第75号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。



初めに、総務産業委員長 瀧上道昭議員。

(総務産業委員長 瀧上道昭君登壇)

○総務産業委員長(瀧上道昭君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第67号平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入4億6,644万6,000円に対し、収益的支出3億484万8,000円で、消費税等調整後の純利益は1億5,619万4,000円となった。

また、資本的収入3,905万7,000円に対し、資本的支出1億9,686万7,000円となり、差し引き不足額1億5,781万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填した。

また、当年度未処分利益剰余金1億5,619万4,000円について、減債積立金に3,800万円、建設改良積立金に1億1,819万4,000円を積み立てる処分を行うものである。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、特別損失のうち不能欠損となったものは、個人分であるか事業者分であるかとただしたのに対し、351,850円の不能欠損となったのは31人、102件分であり、すべて個人分である。主な理由としては、アパート居住者で未納のまま他県へ転出された方などに対し、納付書を送付してもなかなか納めてもらえないものがあるとの答弁がありました。

また、繰上償還を進めてきて企業債残高が減少してきたが、今後、市内の老朽管対策等は新たに借入れをせず、内部留保等で賄っていきけるような試算を行っているかとただしたのに対し、中長期計画の中ではそのような計画であるが、ただ人口の減少等も勘案する中で、将来的には料金の検討も含め、計画の見直しが必要になるかもしれないとの答弁がありました。

本決算及び剰余金の処分については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第75号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、歳入総額14億2,160万円に対して、歳出総額14億1,911万円となり、翌年度に繰り越すべき事業の財源を差し引いた実質収支は2万円となった。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.2%、歳出96.0%となっている。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、浄化センターの汚泥を処分できなかった分を業務委託されているが、これまでもあったことなのか、何か理由があってこのようにされたのかとただしたのに対し、これはクリーンセンターの定期点検や故障により処理できない際に必要となるもので、毎年出てくるものであるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教副委員長田口憲雄議員。

（厚生文教副委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教副委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第66号平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

事務部長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成23年度から平成25年度までの3箇年をかけて、昭和44年に建てられ、国の耐震基準を満たしていなかった旧西館の建てかえなど、入院患者に対して安全な医療を提供し、また、災害発生時に救急医療の提供を行う災害拠点病院としての機能強化のため実施していた増改築事業が平成26年2月末に竣工した。

これらの整備により、急性期中核病院としての機能を強化し、将来に向けた体制づくりができたと考えている。

また、平成19年度から不在となっていた神経内科の常勤医師が2名確保できたことで、脳梗塞等の神経疾患に対する入院及び外来診療体制が充実した。

入院患者については、1日の平均入院患者数が290人となり、昨年度との比較で約1名の減となった。なお、許可病床数から休床分を引いた稼働病床数で算出した病床稼働率は82.7%であった。

費用については、平成24年度に実施した企業債の公的資金補償金免除繰上償還により支払利息が減少し、退職者給与引当金の未実施により給与費も減少したが、高額材料等の購入に伴う材料費の増加、増改築事業の実施に伴う減価償却費の増加、旧西館棟の撤去に伴う特別損失の計上等により、昨年度比で3.7%の増加となった。

この結果、平成25年度は1億7,194万784円の純利益を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業債について、過去の利率が高い時に借りた分を最近の利率が低いもので借り

かえることはできないかとただしたのに対し、平成24年度には利率5%程度のものが約14億円あったが、繰り上げ償還したことにより支払い利息が圧縮され、平成25年度は約1億円の利息が減少した。残った利息の高い分については、財務省からの借り入れであり、繰り上げ償還や借りがえについては、補償金という形で支払い予定の利息と同額程度を納めなければ繰り上げ償還ができない仕組みであるとの答弁がありました。

また、基幹型臨床研修病院についてただしたのに対し、これまでは、協力型臨床研修病院として熊本大学の医局から研修医を派遣してもらっていたが、県が地域医療支援センターを設置し、委託という形で今年の4月から熊本大学医学部附属病院に熊本県地域医療支援機構が設立された。その中で、熊本大学医学部附属病院が協力型臨床研修病院となり、当センターが基幹型臨床研修病院として指定を受け、独自に研修医を募集できるようになったとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第72号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計50億3,852万1,000円、歳出合計43億7,527万6,000円で、差し引き額6億6,324万5,000円は翌年度へ繰り越した。

なお、前年度実質収支4億5,962万4,000円を差し引いた単年度収支も2億362万1,000円の黒字となっている。

本市国保の特性としては、1人当たりの医療費が全国でもトップクラスであり、平成25年度分の県下の取りまとめはまだ発表されていないが、本市の1人当たり医療費53万368円は、県下トップの費用になると思われる。9月には、厚生労働省が平成24年度の全国市町村ごとの1人当たり実績医療費を発表し、水俣市は平成23年度全国3番目から7番目となったが、依然として医療費が高額の状況にある。

医療費が高額である要因としては、加入者に高齢者が多いこと、病院等にかかりやすい医療環境にあること、水俣病に起因する医療費が多額になっていることなどが考えられるが、いずれも早急な解消は難しく、医療費の抑制は困難な状況にある。

このような状況ではあるが、特定健診・特定保健指導及び人間ドッグへの助成拡大や健診を受けやすい環境整備をするなどして、病気予防・早期発見・重症化予防を図り、また、レセプト点検及び医療費通知、ジェネリック医薬品の案内等による医療費適正化事業など対策事業を引き続き実施していきたいとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国民健康保険税の滞納理由についてただしたのに対し、まず、高齢者の年金受給者が多く、年金額が少ないことなどが考えられる。また、昨今の会社の倒産などにより失業状態で

あるが、保険税は前年度の所得に対して賦課しているため滞納している。そしてもう一つは、他市で働いていた人が本市へ転入してきた際に、前年度の所得に対して賦課することから滞納が多いのではないかと答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第73号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計 3 億7,633万1,000円、歳出合計 3 億7,539万8,000円、差し引き額93万3,000円の黒字で、これは翌年度へ繰り越している。なお、前年度実質収支38万5,000円を差し引いた単年度収支は、54万8,000円の黒字となっている。

前年と比べ歳入は、630万1,000円の減少となっているが、主な要因としては保険料の減少と思われる。

75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度は、平成20年4月からスタートし、制度の始まりから6年を経過しているが、各市町村が保険者となっている国民健康保険とは違い、保険者は、県内45市町村が集まって設置した熊本県後期高齢者広域連合であり、市町村は保険料の徴収、各種申請や届出の受付、保険証の引き渡し等の窓口業務を行っている。

被保険者は、制度始まり時よりも5%余りふえており、平成20年度に4,767人だった被保険者が、平成25年度には5,033人に、人口に占める割合も16.7%から18.8%に上がっている。この傾向は、しばらく続くのではないかと予測される。

後期高齢者医療制度については、当面は現行制度が維持されるが、今後新たな動きがあるとした場合、平成29年度をめどとした国保保険者の都道府県移行にあわせて検討されるのではないかと考えているとの説明を受けました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第74号平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

健康高齢課長補佐から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計32億9,304万円、歳出合計31億6,155万円、差し引き額 1 億3,149万円となった。

保険給付費については、平成24年度決算と比較し、29億3,535万円から30億724万7,000円へと約2.4%の伸びを示している。

今後団塊の世代が75歳以上の後期高齢者の年齢層に達することから、本市の高齢化率及び介護の重要性は、さらに進展することが予想され、これに伴う介護保険サービス利用者の増加により、

給付費はさらに上昇し、本市の介護保険財政運営は、ますます厳しさを増すものと考えている。

これらの状況から、今後さらに介護給付費の適正化に取り組み、給付と負担のバランスを図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、第5期計画の着実な推進を図るとともに、次期計画に向けて、介護サービスの基盤の整備だけでなく、介護と医療の連携強化を初め、日常生活支援と介護予防、高齢者の住まいの確保等を一体的に提供する「水俣版地域包括ケアシステム」の構築を目指していくとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、滞納分普通徴収保険料の収入未済額及び不能欠損額の原因、理由等についてただしたのに対し、収入未済額の主な理由としては、死亡により法定相続人がいない場合や他市への転出後に転入先市町村に転入届を提出していない提出未確定の滞納者に対し、介護保険法の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により督促状の送付、催告等を行ったにもかかわらず、未納となっているもので、さらに不能欠損の理由については、介護保険法の規定に基づく2年の時効成立により、債権が消滅したものについて市財務規則に基づき不能欠損処分を行ったものとの答弁がありました。

また、平成25年度の介護予防事業の効果についてただしたのに対し、介護予防事業は平成17年から始めており、一次予防として、まちかど健康塾、冴ざえ塾、二次予防として、いきいきあっぷセミナーを実施しており、これまでそれぞれの予防事業の効果に関する統計学的なデータの収集、分析等を行っていないが、要介護5の重度認定者は減少し、要支援や要介護1などの軽度認定者が増加しているとの答弁がありました。

また、介護、医療、生活支援、介護予防、住まいの確保等を一体的に提供する水俣版地域包括ケアシステムの構築についてただしたのに対し、介護予防事業に参加したくても参加できない人に対しては、水俣市社会福祉協議会が設置している地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が民生委員等から相談があったケース等について、アウトリーチによる潜在需要の掘り起こしや継続したモニタリング等を行い、地域での声かけや見守り等が必要な高齢者に対しては、閉じこもりの解消やコミュニケーションの活性化等を図られる仕組みづくりを、第6期介護保険事業計画の中で検討しているところであるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、一般会計決算特別委員長真野頼隆議員。

（一般会計決算特別委員長 真野頼隆君登壇）

○一般会計決算特別委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算

特別委員会に付託されました議第71号平成25年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成25年度の決算は、歳入155億1,354万9,000円、歳出147億8,730万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は6億8,406万3,000円となった。

また、25年度実質収支から24年度実質収支を引いた単年度収支は2,893万円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金の取り崩しと積み立てを加味した実質単年度収支は2億73万4,000円の赤字となった。

決算の主な内容は、まず歳入のうち市税については、市民税は減少したが、固定資産税の増収等により、前年比1.5%、約4,200万円の増加となった。

地方交付税については、特別交付税が増加し、地方交付税全体で約0.2%、約800万円の増加となった。

国庫支出金については、国の経済対策に伴う地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の交付に伴い、前年比2.9%、約5,900万円の増加、県支出金も製茶工場の整備に対する補助金の増加などにより、前年比12%、約1億5,600万円増加した。

地方債については、水俣芦北広域行政事務組合の庁舎建設事業、総合医療センター西館建てかえ事業などの増加により、前年比10.7%、約1億7,000万円増加し、歳入全体では、前年比約5.2%、約7億6,100万円の増加となっている。

次に歳出のうち、義務的経費については、人件費では、給与減額支給措置に伴う減少等により、前年比3.3%、7,700万円減少した。

扶助費では、障害者自立支援給付費の増加などにより、前年比2%、6,600万円の増加となった。

公債費も、給食センターの建設に伴う市場公募債の満期一括償還を行ったため、前年比6.1%、約8,200万円増加し、義務的経費全体では、前年比1%、約7,100万円の増加となった。

一方、投資的経費については、普通建設事業費では、白浜市営住宅の建てかえ完了に伴う事業量の減少等に伴い、前年比4.2%、約6,600万円の減少となった。

災害復旧事業費も、災害の減少により、前年比71%、約5,400万円減少し、投資的経費全体では、前年比7.3%、約1億2,000万円減少した。

その他の経費については、補助費では、水俣芦北広域行政事務組合の庁舎建てかえに伴う負担金の増加等で、前年比25.9%、約4億8,600万円の増加となった。

投資及び出資金も、総合医療センター西館建てかえに係る出資金の増加で、前年比22%、4,400万円の増加となった。

積立金も、国の補正に伴う地域の元気臨時交付金を基金へ積み立て、旧広域行政事務組合庁舎用地の売却金を公共施設整備基金へ積み立てたことから、前年比3450.5%、約2億800万円の増加となり、歳出全体では、前年比5.2%、約7億2,500万円の増加となっている。

財政調整基金の現在高については、21億5,987万4,000円で、前年度から約3,000万円増加となった。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰り入れ2億3,000万円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、19億2,987万4,000円となり、約1億円の増加となっている。

市債の現在高については、138億7,601万5,000円で、前年度末に比べて4億7,053万6,000円増加している。これは、水俣芦北広域行政事務組合の庁舎建設事業に係る負担金や病院建てかえ事業に係る出資金に対する市債の発行などが17億5,524万1,000円となり、元金償還額の12億8,470万5,000円を上回ったことにより増加したものである。

決算統計等から算出する財政指標については、経常収支比率は、歳入の経常一般財源等が市税4,000万円、臨時財政対策債1,600万円の増加、歳出の経常経費充当一般財源等が給与減額支給措置の実施による人件費の削減などにより全体で6,600万円減少し、94.0%と前年より1.3%改善している。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなく、引き続き早期健全化基準等に該当するものはなかった。

また、地方債現在高は増加しながら実質公債費比率は、12.9%と前年より1%改善し、将来負担比率は49.8%と前年より3%改善している。これは、過疎債、臨時財政対策債など、その元利償還金の大部分を普通交付税の基準財政需要額で算定される有利な起債を財源として活用しているためである。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに各担当課長から款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、地方バス路線維持費補助金の増加についてただしたのに対し、乗客が減少し、それに伴い運賃収入が減少したことが原因である。国・県への要望活動の中で増額の働きかけを行っているとの答弁がありました。

また、久木野分収林の成果で、材質が劣るのに増額となった理由についてただしたのに対し、以前は立木を入札していたが、材質が悪く入札できなかった。今回は新栄合板工業株式会社などが、材質が悪くても買い取ってもらえたため、出来る限り売却した。単価も立木と同程度で買い取ってもらえたとの答弁がありました。

また、保育料は市税と同じように不能欠損とならないのかとただしたのに対し、児童福祉法に

より、地方税法の例により処分することができる」とあり、条例は定めていないため、地方税法の例により処分することになる。現在は徴収を強化しているが、今後は不能欠損も考えていきたいとの答弁がありました。

また、し尿処理料について、当初計画からし尿の量は減っているのですが、処理量に応じた額に圧縮できるのではないかとただしたのに対し、し尿の処理量は減少しているが、当初の負担割合のままである。処理費の見直しは必要と思うが、まだ負担割合の議論は行っていないとの答弁がありました。

また、敬老祝い金の制度について、県内各市町村の状況を把握しているかただしたのに対し、本市の敬老祝い金の支給対象者、内容等については、平成12年の介護保険制度の導入や過去に障がい者等を対象に支給していた福祉手当の廃止等とあわせて、不要不急の事務事業の見直し、スクラップアンドビルドにより捻出した財源を充当した新たな市単独事業の創設等に伴い、これまで数次にわたり敬老祝い金制度についても見直しを実施してきており、県内各市町村の敬老祝い金の実施状況や内容についても各市町村によってそれぞれ差異があるとの答弁がありました。

また、青年就農給付金について、内訳や利用者についてただしたのに対し、45歳未満で独立自営就農の要件をクリアした者に対し、国の青年就農給付金の定額補助を利用し支援するものである。年間150万円、夫婦の場合は2人で225万円、5年間支援を行う。本市では、平成25年に新規で夫婦1組、袋地区で果樹農家を営んでいる。累計では11人、夫婦が2組。主に袋地区で果樹農家を営む人が多いという特徴があり、年齢は20代から30代であるとの答弁がありました。

また、園芸新たな挑戦強化対策事業補助金で果樹農家は経営が成り立っているのかとただしたのに対し、本市は甘夏、デコポンがかんきつ類の主要なものになっており、甘夏の価格は安定しており省力栽培が可能で市場からも評価をいただいている。デコポンの販売価格は、以前のように高くないが、経営的には成り立っていると考えているとの答弁がありました。

また、地域合意形成コーディネート業務委託料の内容についてただしたのに対し、寒川地区に小水力発電を活用できないか、実際に小水力発電を行っている現地を住民と視察し、九州大学の教授による講義などを行い、住民からも理解を得ている。現在は、平成26年度につながる状況を醸成してきた。今年度は事業化に向け、冬場の水量を検討することとしているとの答弁がありました。

また、公園遊具等施設安全調査委託料についてただしたのに対し、市内に公園が45カ所あり、各公園には主にブランコ、滑り台、シーソーの3つがあるが、昨年度は浜公園、多々良町の緑ヶ丘公園の危険な遊具の撤去や新たな設置を行ったとの答弁がありました。

また、学校図書館活用教育推進校助成金についてただしたのに対し、本市の読書活動推進校というかたちで緑東中学校と第二小学校が2年間の研究指定校となっている。図書館の活用につい



て研究をするための助成金であり、2校に50万円ずつ助成しているとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

1 人口減少の問題は喫緊の課題であり、地元若者が働ける雇用の確保のため、企業誘致や企業支援センターを中心に地場企業及び起業家の支援にさらに努力されたい。

2 近年、経験したことがない自然災害が全国で多発する中、急傾斜地崩壊の恐れがある箇所については、早急に対策を構ずることを求める。

3 観光振興については、関係者との十分な協議と連携の上、情報発信等を強化し、観光入り込み客の増加に向けて努力されたい。

4 耕作放棄地については、高齢化や担い手不足の解消など難しい課題があるが、耕作放棄地の防止と活用については、関係部署と前向きな対応を図られたい。

5 農業振興のため、新規就農者の増加に努められたい。

6 市民の安全を脅かすような事態が発生しているため、鳥獣駆除事業については、今後も対策を強く推進されたい。

7 廃校後の学校跡地の有効活用については、早期に結論を得られたい。

8 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、専門の学芸員の確保を検討されたい。

9 丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、税などの収入未済分については、引き続き徴収に万全を期し、公平性と財源の確保に努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年11月7日

総務産業常任委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第67号	平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定	全員賛成
議第75号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年10月3日

厚生文教常任副委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第66号	平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第72号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第73号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第74号	平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年10月29日

一般会計決算特別委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第71号	平成25年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第66号平成25年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第75号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明29日から12月8日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月9日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月2日正午まで、議案質疑の通告は12月9日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時10分 散会

平成26年12月9日

平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時25分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（田畑純一君）	次 長（鬼塚吉文君）
主 幹（岡本広志君）	主 幹（深水初代君）
書 記（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西田弘志君）	副 市 長（本山祐二君）
総務企画部長（門崎博幸君）	福祉環境部長（松本幹雄君）
産業建設部長（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長（大塚昭一君）
総務企画部次長（本田真一君）	福祉環境部次長（川野恵治君）
産業建設部次長（関洋一君）	総合医療センター事務部次長（久木田美和子君）
水道局長（前田仁君）	教 育 長（吉本哲裕君）
教育次長（福島恵次君）	総務企画部企画課長（川野恵治君）
総務企画部財政課長（坂本禎一君）	

○議事日程 第2号

平成26年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |   |
|----------|---|
| 1 真野 頼隆君 | 1 水俣創生について                                      |
|          | 2 危険ドラッグについて                                    |
|          | 3 小学校の運動部活動について                                 |
| 2 藤本 壽子君 | 1 川内原発再稼働時の水俣市の避難計画について                         |
|          | 2 子育て支援の地域での拡充について                              |
|          | 3 ひとり暮らし高齢者への対策について                             |
|          | 4 ゴミを減らすとともに資源化する施策について                         |
| 3 中村 幸治君 | 1 ゼロウェイストのまちづくりについて                             |
|          | (1) ゼロウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画の中期目標3年から5年程度の取り組みについて |
|          | (2) 行動計画の長期目標について                               |
|          | (3) ごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりについて                    |
|          | 2 円卓会議について                                      |
|          | (1) ゼロウェイスト円卓会議について                             |
|          | (2) 環境にやさしい暮らし円卓会議について                          |
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。

自民党創水会の真野頼隆です。

衆議院議員総選挙も公示より1週間が過ぎ、きょうを含め残すところ5日となりました。今回の衆議院議員総選挙は、消費税率10%への引き上げ時期を延期させたことで、国民に信を問う選挙であると思っております。安倍総理はこれまで続いたデフレ脱却のため、金融政策、財政政策、成長戦略、いわゆるアベノミクス3本の矢によって、国民生活を豊かにすべく経済政策を進めてまいりましたが、景気回復には至っておらず、ことし9月から11月までの景気動向を見て、消費税率を上げるか否かを判断すると言っていたことを踏まえ、衆議院解散につながったものと思います。

現在、円安で輸出産業は大幅な黒字、株価も値上がりが続いています。ようやく動き出した経済の好循環の流れをとめることなく、地方でも賃金が上がり、雇用がふえ、国民が豊かさを享受できるような政策を新政権には期待したいものです。

今回の衆議院議員総選挙前に地方創生関連2法案が成立しましたが、地方が元気にならなければ日本の将来はないものと考えます。地方創生イコール私たちにとっては水俣創生に真・善・美を持って取り組んでいかなければと思っています。

それでは、さきの通告に従い、順次質問をしてまいりますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願い致します。

1、水俣創生について。

これまで国がとってきた国家戦略の主なものに、1960年の池田勇人内閣の所得倍增計画、1962年の全国総合開発計画、いわゆる一全総から四全総、1972年の田中角栄首相の日本列島改造論、1988年の竹下登首相のふるさと創生事業などがあります。石破茂地方創生担当大臣も、これまで国がつぶれるという危機意識はなかったと思う。今回が最後の機会という認識を持っており、これをやり損なうと国家が衰退するという強い危機感のもとに地方創生を行っていくんだと言われています。まさに背水の陣であります。それだけ、今回の地方創生の総合戦略の策定は重要であると受けとめています。

そこで以下、3点について質問します。

①、民間のシンクタンク日本創成会議がことし5月に公表したところによると、2040年までに全国896の自治体が消滅してしまう可能性があると言われている。その中にはもちろん水俣も含まれるわけであるが、このことについてどう思うか。また、これまでの水俣市の合計特殊出生率の変遷と2040年までの推計人口はどうなっているのか。

②、地方創生関連2法案が11月21日に成立しました。そのことにより、全国全ての都道府県及

び市町村は、平成27年度末までに5年後をめどとした総合戦略を作成しなければなりません。そこで、水俣市としてはどのような総合戦略を考えているのか。

③、市長は市のトップとして、水俣創生のために国・県に対してどのような要望活動をしているのか。

## 2、危険ドラッグについて。

これまでも大麻、覚醒剤や麻薬と呼ばれるものを吸引したり注射したりして逮捕される事件は頻繁に発生していましたが、ことし6月にJR池袋駅近くの繁華街で起きた危険ドラッグを吸っていた男が車で8人を死傷させた事件は衝撃でした。そして、その後も似たような事件がまたもかというほど新聞に出ています。また、人気デュオのCHAGE and ASKAの飛鳥被告の覚醒剤や合成麻薬を使用した罪も国民を悲しませました。危険ドラッグは大麻や覚醒剤より危険と言われ、インターネットなどでも購入できることから、何としてでもその危険性を国民が認識し、蔓延を食いとめなければなりません。

そこで、以下2点について質問します。

①、ことしに入って社会問題化している危険ドラッグについて、市としてどのような認識を持っているのか。

②、危険ドラッグの危険性についての啓発活動をどのように行っていくのか。

## 3、小学校の運動部活動について。

ことし7月17日の毎日新聞の記事に、文部科学省は、世界一多忙とされる日本の教員の勤務状況を改善するため、学校活動を担う外部人材を大幅に増員する方針を決めたとありました。小学校でも中学校でも、部活動指導は経験のない、なれない教員が担っているケースが多く、休日を返上しての指導や対外試合の引率もあり、教員本来の仕事である授業に支障を来しかねない状況にあります。そんな中、熊本県でもまず小学校でその動きが感じられますので、以下1点について質問します。

①、県教育委員会は、小学校の運動部活動を外部組織が運営する社会体育へ移行する方針である。早ければ来年度から段階的に進める方針で、当面地域が運営する既存の総合型地域スポーツクラブに委ねる方向で検討を進めているが、水俣の場合どうなるのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 真野議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣創生については私から、危険ドラッグについては福祉環境部長から、小学校の運動



部活動については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、水俣創生についての質問に順次お答えいたします。

まず、民間のシンクタンク日本創成会議がことし5月に公表したところによると、2040年までに全国896の自治体が消滅してしまう可能性があると言われていた。その中にはもちろん水俣も含まれているわけであるが、このことについてどう思うか。また、これまでの水俣市の合計特殊出生率の変遷と2040年までの推計人口はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

水俣市の合計特殊出生率について、国勢調査による約30年前から5年ごとの変遷を見ますと、1985年（昭和60年）におきましては、人口3万6,520人に対し1.92、1990年は人口3万4,594人で1.81、1995年は人口3万2,842人で1.76、2000年は人口3万1,147人で1.68、2005年は人口2万9,120人で1.60、2010年は人口2万6,978人で1.83となっております。

本市は、全国1,742市町村の中でも82番目と高い数値を示しております。厚生労働省がことし6月に発表しました全国の合計特殊出生率は1.43でありました。本市においては、人口が減っているにもかかわらず、合計特殊出生率はそれほど減少しておらず、近年では30年前に近い数値まで回復しております。このことは、本市において、子どもを産み、育てる環境が着実に整ってきている成果ではないかと思っております。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口によりますと、我が国の総人口は、50年後には1億人を割るという試算がなされております。水俣市の将来推計人口によりますと、2010年には2万6,978人だった人口が、2040年には1万6,157人と約60%にまで減少すると推測されております。

2040年までに全国896の自治体が消滅してしまうと言われておりますが、本市だけに限らず、地方の自治体においては、今後ますます人口減少、少子高齢化が加速していくことが予測されており、さらに若者の大都市圏への人口流出といったさまざまな問題があります。人口減少は避けられない課題ではありますが、これを真摯に受けとめ、今後も人口減少に歯どめがかかるような対策を検討していかなければならないと感じているところでございます。

今まさに国が進めようとしています、まち・ひと・しごと創生に関するさまざまな施策について、本市においても強力に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、地方創生関連2法案が11月21日に成立した。そのことにより、全国全ての都道府県及び市町村は平成27年度末までに5年後を目途として総合戦略を策定しなければならない。そこで、水俣市としてはどのような総合戦略を考えているのかとの御質問にお答えいたします。

ことし5月に日本創成会議が公表した、いわゆる消滅可能性自治体リストは、広く国民に人口減少問題への取り組みの重大さ、緊急性を訴える大きな問題提起となりました。それが呼び水となり、国は、人口減少問題を内政の主要課題として位置づけ、総合的な政策推進に向けた検討を

進め、去る11月21日には、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案、いわゆる地方創生関連2法案が成立し、施行に至りました。

この、まち・ひと・しごと創生法は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的、計画的に実施することを目的に掲げています。また、まち・ひと・しごと創生に向けた基本理念、国等の責務、政府が講ずる施策を総合的かつ計画的に実施するための総合戦略の策定について定めています。この中で、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担のもとで地方公共団体が実施すべき施策について、地域の実情に応じた目標や施策の基本的方向性を明らかにする市町村まち・ひと・しごと総合戦略の策定を努力義務として規定しています。

衆議院議員総選挙を控え、今後のスケジュールについては必ずしも明確ではありませんが、国は長期ビジョン、総合戦略を年度内にも取りまとめることとしており、市町村戦略についても今後早急な対応が求められるものと思われまます。

水俣市における地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の検討に当たって、まず必要となるのは、水俣市の人口減少の実態を詳しく分析し、人口問題という側面から地域の実情を把握することです。

去る11月14日に行われた県の説明会においても、各市町村における人口動態分析に基づく現状把握と将来推計の重要性について説明がなされ、過去の国勢調査等に基づくデータの提供があったところであり、まずはこのことに取り組んでいく必要があります。地方創生担当大臣らのこれまでの発言からは、総合戦略に基づく取り組みに対して、国の技術的支援、人的支援のほか、財政支援も念頭に置かれたものであること、そして、地方の迅速で積極的な取り組みを評価するという国の意向が読み取れます。今後、人口ビジョン・総合戦略について、国の示した骨子、基本方針等のほか、昨年度に策定した第5次水俣市総合計画第2期基本計画なども踏まえ、内容についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市長は水俣創生のために国・県に対してどのような要望活動をしているのかとの御質問にお答えをいたします。

地方創生に関する国の動きは、7月のまち・ひと・しごと創生本部準備室設置以降ににわかに活発化してきたものであります。この件について、私がこれまでに行った要望活動といたしましては、去る11月3日文化の日に、熊本ホテルキャッスルにおいて、自民党熊本県連チームくまもと地方創生実行本部が主催する地方創生に関する市町村長との意見交換会に出席をいたしました。主な出席者は、熊本県選出の国会議員、自民党熊本県連と市町村長などで、他にオブザーバーとして県からの参加もありました。この意見交換の場で、私は主に3つのことを要望をいた

しました。

1つ目は、地方創生を強力に推し進めるため、地方が自由に使える一括交付金についてでございます。2つ目は、企業が地方へ本社機能を移転しやすくするような取り組みについてであります。具体的には、東京から地方へ本社機能を移す企業に対して、法人税や固定資産税を優遇する特別措置についてであります。3つ目は本来、防災拠点となるべく市町村が老朽化していますので、防災機能を考慮した庁舎建てかえへの有利な起債や助成などの財源措置についてお願いをしました。これは、住民生活の安全確保につながりますし、政府の国土強靱化計画にも十分合致するのではないかと考えております。

また、この意見交換会とあわせて、自由民主党熊本県支部連合会から、まち・ひと・しごと創生に関する要望書の提出の依頼がありました。何分緊急の照会でしたので、各部署の要望事項を企画課で取りまとめることを指示し、提出したところであります。

そのほかにも、まさに水俣市の地方創生につながる第5次水俣・芦北地域振興計画推進の要望活動において、地元の県議会議員や市議会議長と行動をともにし、各省庁と県選出の国会議員、県庁等へ出向いて、強力な要望活動を続けているところであります。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、合計特殊出生率ですけれども、これは1947年から1949年、昭和22年から24年の第1次ベビーブーム、このときが4.32と一番高いわけなんです。それから、最近で一番低かったのが2005年の1.26、これが今までの最低であります。そしてまた、去年は少し持ち直しまして1.43と、水俣市はそれを少し上回っているかなというふうには思っていますけれども、この合計特殊出生率を上げていかないと、やっぱり人口はふえないといえますか、大体人口の現状を維持するのであれば、2.07という一定の線があるわけですから、それをいかにしてその線まで持っていくのかということが、今後人口を維持する上での大きな課題になるのではないかなと考えております。

そしてまた、若年女性の20歳から39歳、やっぱり肉体的にも子どもを産めるそういう年齢の人口がふえないことには、将来の人口はふえないだろうというふうにも思っております。そういうことを、我々議会もですけれども、もちろん市の執行部も、そしてやっぱり市民の方もそういう認識をお互いに共有をするということが大事ではないかなと。一丸となって人口をどうやってふやしていくのかということをお互いに考えなければいけないと思うんですよ。

人口がふえて、まちが栄えているときは、政策とかそういったビジョンも示しやすいんですけども、やはり人口が減って、まちが縮小するときに、今度は、じゃこの水俣の将来をどういうビジョンで持っていこうかといったときには、非常に何か市民に対してそういうことを示すというのは難しいではありますが、やはり現実をちゃんと受けとめて、その現実を踏まえた上での

政策を進めていくということが私は大事になるのではないかなと思っています。

そういったことで、1つ目の質問なんですけれども、合計特殊出生率を今後どれぐらいに設定をされるのか。また、出産適齢期の20歳から39歳までの若年女性人口をいかにふやすか、この2つはやはりセットで考えないといけない問題ではないかなと思っています。このことにどう取り組んでいかれるのかを1つ目の質問としたいと思います。

次に、総合戦略についてであります。先ほどの答弁の中で、この総合戦略の策定に当たっては、第5次水俣市総合計画第2期基本計画などを踏まえ、内容についての検討を進めていくとのことですが、私から1つ提案をさせていただきますと、例えば、その総合戦略の中に今後の水俣市のまちづくりということを考えますと、私は新水俣駅から湯の児に通じる道路を1本入れるべきではないかなというふうに思っています。そのことは何を意味するかというと、もちろん観光振興という面からでもありますけれども、今、市役所の建てかえ、これはもう庁舎が古くなって、50年以上になっていますので、耐震にも適さない。そして東日本大震災とかあっていますので、やっぱりそういう地震とか、あるいは水俣川のすぐそばであることから、水害の可能性もあるということであれば、やはり高台に移転をすべきではないかなというふうに思っています。

それで、新水俣駅から湯の児に1本道路を入れるということは、この裏に秋葉山という山がありますけれども、そこに市有地があります。その市有地を今から有効活用すべきではないかなと。それで、市役所の移転なんかも、その秋葉山あたりのところに移転をする。高台に移転することにより、非常に安全であるということと同時に、警察署あるいは消防署等とも連携を図りながら、防災の面からも安全な場所に建てるということも考えられるのではないかなと。やっぱりそういう長期的なビジョンの中で、今回のこの総合戦略をそういうことも視野に入れて考えるべきではないかなと思います。

そこで2番目の質問は、その総合戦略の策定に合わせ、都市計画の一部見直しということも視野に入れたらどうかと考えますが、いかがか、これが2番目の質問であります。

それと、市長の要望活動についてであります。11月3日に自民党熊本県連のほうに行かれて、3つほど要望をされたと、先ほど答弁の中にございました。非常にそのことについては私も一定の評価をしたいと、そのように思っています。

先ほども触れましたが、安心して出産・子育てができるには、やはり安定収入がなければなりません。ただいま非正規が非常にふえているような状況、それを私も心配をしています。それで、非正規ではなく、やはり正規雇用をするよう国にそういう働きかけ、また結婚して、女性の方は非常に共働きの中で子育てをしながら働くということは、結局そういうパートなどの短時間労働ということではできない時代といえますか、そういうときもあります。パートさんのための、短時間労働者のための健康保険とか、あるいは厚生年金などの社会保険の適用拡大、そういっ

たことも国に要望してはいかがかと思いますが、これを3つ目の質問にさせていただきます。

それと、西田市長は国へ行って、政府あるいは各省庁へ要望活動をされると思いますが、そのとき誰を通じて国へ要望をされるのか、そのこともあわせて4点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 出生率につきまして、どのくらいの目標にするかということでございます。

今度私も調べさせていただいて、水俣市が市町村1,742の中で82番目に高い出生率を保っているというのは私は知りませんでした。1.83という数字が5年前の1.60から比べるとふえているというのは、やはり水俣市の子育てに対する支援、そういったものが少しずつ着実に成果が出ているんじゃないかなと思っております。

ことしも中学生までの医療費助成等、子どもを育てやすいそういった施策を私たちいろんな形でやっているわけでございますし、今後そういった施策を厚くしながら、やはり目標としては2.07が現状維持ということでございますので、一応そこを目標にしたい。今後この数字を追いかけてながら、きちっと目標設定しながらやっていければなと思っております。今回の数字を見まして、非常に私も喜んでいるところでございます。

それと、2つ目の都市計画の見直し等は、今後、第5次の総合計画もでございます。また、戦略等を今から練っていく中で、都市計画の見直しが必要かどうか、そういった議論もそれはさせていただきたいというふうに思っております。

それと、11月3日に自民党さんへ質問したかという御質問でありましたが、このときの私のメモを見ますと、45市町村ございまして、大体説明等、要望は別に9個うちから上げておまして、先ほど言った3つは口頭で言ったところでございます。たしか山鹿の市長、それから八代市、私、菊池市、合志市、この5つの方がたしか要望されたと思います。それは挙手によって、早いもん順だったので時間がなかったんで、合計9人ぐらいの方がメモを見るとされておりますけど、その中で私はその3つの要望を伝えたということです。

先ほど言われました市庁舎の建てかえ等の問題も、やはりここの中の1つで、庁舎等、私たちは合併していません、特例債等が使えませんので、そういったものを優遇して、国土強靱化にも合致しておりますし、また防災の面からも考えますと、そういった有利な起債等も合併してないところにもつけてもらってもいいんじゃないか。そういった発言は水俣にあったものということでさせていただいたところでございます。

それと、パートの非正規の部分につきましては、優遇というか保険等、これは国のほうに伝えていくものでございますので、これはもうどこの市町村でも同じような考えだというふうに思っております。それは、私たちが伝えていきたいというふうに思っております。

それと、4番目の誰を通してということでございますけど、水俣市でいろんな陳情に行く場合は、国・県、広域のときにはそういったところで、県の国会議員の方をずっと回ったり、あと大臣等も回らせていただきますので、それは通常のルートで行っております。

それと、私たちはまあ個別にお願いするというか、私は水俣の市長になっていろいろな省庁とか議員の方のところに行きますけれども、水俣はやはり環境省とすごくかかわりがあるんやなというふうに何かつくづく最近思っております。水俣の予算関係を見ますと、非常に手厚いというか、そういった有利なものもございます。環境省に行ったときには、やはりいろんなところの部署にも出ますし、事務次官とも私たちは御挨拶等行くと、お話もできるような感じで通させていただいておりますので、そういったところも要望を省庁、そしてそういった国会議員の皆さんにも御挨拶はちゃんと行っているというふうな思いでございます。誰を通してというのは、自民党さんのほうにお話をしているというのは今のところはないのかもしれない。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

一応、合計特殊出生率の目標を2.07、現状を維持できるような、そういう数値に設定をしたいということございました。ぜひ、そのことに対しては、強い意志を持って推進をしていただきたいというふうに思います。

その中で、こういった形でその若年女性人口、20歳から39歳までの女性人口をふやしていくのか、それにはやはり目標を立てなければいけません。そしてまた、いろいろモデルがあると思うんですけども、私もちょっと勉強させていただきまして、1つの企業を誘致してくるやつで人口をふやしていこうと、産業誘致型と言われている型です。それと、ベッドタウン型というのは、これは大都市の近郊で、人口がふえていくところで、そういうまちづくりを進めていくという型、それと公共財主導型、これは大きな空港とかそういったものを誘致してきて、その固定資産税の恩恵で人口をふやしていくというそういうスタイル、あるいは学園都市型と言われるのは、多くの大学を誘致して、3つから4つぐらいの大学が建って、人口をふやすという型、それと私が一番今回理想としている型というのが産業開発型というのがあります。これは秋田県に大潟村という八郎潟を埋め立てて、そこに入居者を募集して、最初は非常に世帯数も少なかったんですけども、それからだんだん人口がふえてきて、そうやってまちづくりで今成功している。そして物すごく平均所得も高いんですね、秋田県でもうトップぐらいの300万円を超える一人当たりの所得があって非常に豊かな村といますか、大潟村は。そういった形で産業開発型でやられていると。

それから、水俣に置きかえた場合に、やはりこの今ある地域資源をいかに活用していくのか。

湯の児・湯の鶴のそういう観光資源、それとやはり第1次産業である農林水産業の推進というのが水俣にとっては一番いい形になるのではないかなと。サラタマ、デコボン、お茶というものをもっと推進していく。そしてそこで収入を上げていくということで、雇用を生んで、そしてそこで人口をふやすという、そういう産業開発型プラス観光、だから産業開発観光型というのが、私は水俣のこれから進むべきモデルとしては、それが一番適当ではないかなと思いますが、そのことに対して市長はどう考えられますかということをもまず1点お尋ねをしたいと思います。

それと、石破大臣は今回の地方創生に当たって、本当に人を必要とする人口5万人以下の自治体に国から優秀な人材を出向させたいというふうにおっしゃられています。そのことは非常に我々、この小さな自治体にとってはありがたいことというふうには思います。しかし、やはり国からそういう優秀な人材が来ても、決して国主導ではなく、やはり地域主導、地域の問題は地域で解決するという、そういう強い気概のもとにこの総合戦略を推し進めないと、国から来て、国の人の言いなりになっていたんでは水俣の将来はないだろうと。ですから、やはり国主導ではなく地域主導で今回のこの総合戦略を進めるに当たっても、そういう気概を持って進めていただきたいと思いますが、このことについてどう思われますか。そのために、この地方創生総合戦略プロジェクトチームというのをまず庁内に設置することが最初の目的ではないかなと思いますが、そのことについてどう思われるか。

それと、要望活動についてでございますが、西田市長は昨年まではまだ議員をやられていたもので、私たちと一緒に厚生文教委員会の視察で鳥取県の琴浦町に行かれましたのを覚えていらっしゃると思いますけれども、そのときに、高規格道路の横に併設された物産館へ立ち寄ったのを覚えていらっしゃるね。私はあそこを見たときに、ちょうどこの西回り自動車の無料区間とそんなに変わらないのかなと思いました。

ちょうどあそこはパーキングエリアとトイレを国のほうでつくって、その横に一般道からも入れるような物産館を琴浦町が合併特例債を使ってではありますが、それを財源としてあそこに物産館を建てられた。非常に売り上げも順調に伸びていて、なかなか経営もうまくいっているという、そういうことを私たち見たときに、ちょっとひらめいたのが、この西回り自動車が全線開通したときに、どこかやっぱり水俣市あるいは出水市の区間が最終的に一番つながるのは遅いかなと思うんです。最後まで待たされたからといってではないんですけども、やはり宮原から、あと南に下って薩摩川内市まで行くときに、どこも一旦おりないとトイレ休憩するようなところはないわけです。そういった場合にはやはり熊本県と鹿児島県の県境あたりに、つまり水俣市と出水市の合同でパーキングエリアを設置して、トイレをつくってもらえば、今度一般道から入れる物産館みたいなものも要望しやすいのではないかなと。そうすることによって、水俣市と出水市のいろんな地域農産物、魚介類を含めて、そういった販売も考えられるのではないかな。そう

いったことを今後、平成30年度までが水俣インターですから、まだ今の時期だったら、まだ要望活動も間に合うと思うんですよ。ぜひ、出水市の市長と一緒にでもいいですから、そういった形で国へ要望をしていただけないかということをも3つ目の質問としたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 御質問の中で、まず1つ目の産業開発型のそういった雇用が生まれるもの、観光につなげていくものというふうな御質問だったと思いますが、当然、私もやっぱり雇用というのは非常に大事でございます。先ほど20歳から39歳までの女性の方が、増田寛也さんが言われているのは、その人口が半減するので地方が消滅するという論法だというふうに思っておりますけど、そこをふやすのは、やはり仕事、若い人に仕事をつくらなくてはいけないというふうに思っております。

今御提言ありました地元のもの、デコポン云々そういった物産品もございますし、観光につなげていくもの、そういったものをやはり戦略的に練っていくのが必要だと思っております。特に、女性の方はもう高校を出られても大学がありませんので、よそに行かれる。就職でよそに行かれる。女性の方はなかなか帰ってこられないということをおっしゃっております。私も増田寛也さんの講演を東京で聞かせていただきました。女性はやはり1回出ると、もう向こうで家庭を持ったり、1人でもなかなか帰ってこられないそうでございます。男性の場合は、どこかでIターン、Uターン、Jターンという形で帰ってこられる方もいらっしゃいますけど、ですから、最初にこちらに女性のそういった雇用の場というのを、積極的に生むような施策というのはやっぱり必要かなというふうに思っております。

それと、地方創生については、2つ目のプロジェクトチーム等のお話でございますけれども、当然、地方創生、今から戦略を練っていきますけど、今後国のほうがある程度施策が煮詰まったものが出てくると思いますので、それに合わせて私たちも準備をしながら、それに沿ったものをやはり国と一緒にやっていくのが必要だというふうに思っております。

プロジェクトチームにつきましては、今、よく新聞でまち・ひと・しごと創生で各自治体ですぐそういったものをつくったという報道がありますが、中身を見せていただくと、市長、副市長、部長、あと担当課長級で大体集まった会議になっているように見受けられます。看板をつけようと思ったらすぐにでもつけられるんですけど、今、庁議という形でそのメンバーが集まっておりますので、今のところはまち・ひと・しごと創生関係はそこで話をもんでいきたいと思っておりますし、今後、中身が詰まってくるようでしたら、プロジェクトチーム、そういった担当課、もう少し煮詰めていって推し進めていきたいというふうに思っております。

それと、3つ目のパーキングのお話ですが、琴浦町、私も一緒に行かせていただきました。たしか鳥取県と琴浦町、介護関係で行ったんですね。その途中で琴浦町のパーキングを見た



のを覚えております、私も。南九州西回り自動車道、平成27年度津奈木、平成30年度水俣もわかっております。次の袋、それから3年から5年以内だと思いますけど、それに向けて、いろいろな意見を集約しながら施策を打っていきたいというふうには思っておりますけど、南九州西回り自動車道は無料の区間なので、そこにトイレ、物産館がいいのかどうかはまだ今後議論をしたいというふうに思っております。

基本的に、国土交通省あたりに聞きますと、国のほうは予定がないし、無料の区間なので、自由にそのまちにおられるようになっております。そこでトイレ等は今、コンビニ等がすぐありますので、大丈夫かと思っておりますけど、そこを真野議員はせっかく通るので、そこに物産館、地域のものが売れるようなものができればというふうな考えだと思っております。それも今後検討はさせていただきますけれども、今の時点で国のほうに調べましたら、そういった整備する計画はないので、自前ということであります。

琴浦町も何か調べると4億5,000万円ぐらい整備したということでございますので、なかなか今、自前でそのくらいの金額をそこにすることが必要かどうか、その議論もさせていただきますけど、それより物産館、今、道の駅等もありますので、そういったところを充実させて、水俣インター、袋インターができたときに、そういった両方からどンドン市内に入っていただくような施策というのも考えられると思っておりますので、今後また議論はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、危険ドラッグについて答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、危険ドラッグについての御質問に順次お答えします。

まず、ことしに入って社会問題化している危険ドラッグについて、市としてどのような認識を持っているのかについてお答えします。

近年、合法ハーブ、合法アロマ等と称して販売される危険ドラッグを吸引し、意識障害やけいれん、錯乱などを起こし、二次的な犯罪、交通死亡事故や健康被害を起こす事例が多発しており、深刻な社会問題となっております。

消防庁の調査結果では、救急搬送された傷病者の中で、危険ドラッグによるものと疑われるものとして、平成25年度が1,346人、平成26年の1月から6月までのデータで621人と報告されています。平成21年度の30人からすると、ここ数年の間に急速に増加している状況です。

危険ドラッグは、覚醒剤などの規制薬物と似た作用を持つ化学物質が含まれていますが、法律による規制の網の目をかいくぐる新たな物質が次々と登場しており、現在1,400種類以上になる

と聞いております。また、覚醒剤などの規制薬物は、これまでの研究から心身に及ぼす悪影響などがわかっていますが、危険ドラッグは原料に何が含まれているのか、また、体にどのような悪影響を及ぼすのか全くわからないため、より危険な薬物と言えます。

さらに覚醒剤や大麻と同様に脳を刺激して興奮させる作用や脳を静める作用、幻聴や幻覚を引き起こす作用などがあり、耐性といって使っているうちに同じ量では薬物の効果があらわれなくなる性質や、薬物の効果が切れると特有の禁断症状があらわれ、薬物依存に陥り、死につながる危険もあります。

国においてもこれに対応して、脱法ハーブを危険ドラッグに呼称を改め、実態把握の徹底と危険性の啓発強化、指定薬物の迅速な指定と取り締まりの強化、危険ドラッグの規制のあり方の見直しなど、危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策を推進しております。また、県では薬物乱用対策実施計画を策定し、啓発活動や関係団体との連携強化、密売組織の壊滅及び薬物乱用者の取り締まり並びに密輸阻止の徹底に取り組んでいるところです。

次に、危険ドラッグの危険性についての啓発活動をどのように行っていくのかについてお答えします。

危険ドラッグをめぐるのは、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応などが求められるなど、依然として予断を許さない状況にあります。とりわけ、スマートフォンを初めとした新たなインターネット接続機器の青少年への急速な普及などを背景に、インターネットを利用する青少年が違法、有害情報にアクセスして、危険ドラッグに巻き込まれる危険性が増大しており、青少年及び保護者を初め住民に対して危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、規範意識を醸成していくことは、極めて重要と考えています。

水俣芦北地域においては、現在、水俣保健所を事務局に、薬物乱用防止指導員協議会や薬物乱用防止連絡会議が開催され、小・中・高等学校での薬剤師会による薬物乱用防止教室の取り組みや、中学校での啓発チラシの配布、一声運動による薬物乱用防止のための青少年健全育成キャンペーンなどの事業が行われていると伺っております。

現段階では、市としての取り組みは特にありませんが、今後は保健所など関係機関と連携を図りながら、健康まつりや地域での健康教室などの機会を利用して危険ドラッグについての正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 危険ドラッグの認識については一応理解をされているというふうに思います。

しかし、これ一般的にはハーブ、ハーブというふうに聞くと皆さん、何となく癒し系といいますか、何か心を癒してくれるものだというふうにイメージされると思うんですよ。しかし、そこ

の法を犯して、脱法とか合法とか何かそういったことで、今回非常に脱法ハーブの問題がクローズアップされているわけなんですけれども、何かちょっとした好奇心から、一度試してみようとか、そういう一度の思いつき、間違っただけからの始まりで、ちょっと病みつきのようになって、後で取り返しのつかないような、そういうことにつながるケースというのは非常に多いと思うんです。

それと、この危険ドラッグというのは、中にどういった成分が入っているかわからないという、成分表示を見ても、本当にそれが何なのかということが、非常にわかりにくい部分があると思います。ですから、市民は例えばこれを飲むと元気が出るよとか、少し美容にいいですよとか何か言われると、そこにちょっとだまされて、そういうことであるならば一度試してみようかと、これは誰しもがそういう気持ちは持つんじゃないかなと思うんですね。

ですから、そういうわけのわからないものには安易に手を出さない、そういう心がけが大事だと思うんです。それがなかなか人の欲望を抑えるというのは非常に難しいとは思いますが、そうならないように、この危険ドラッグの危険性というのを国民に知らせないと、本当に安易に手を出して、取り返しのつかないような事態を引き起こしてしまうということになり兼ねませんので、やっぱりその辺のところは十分に啓発活動には努めていただきたいというふうに思っています。

先ほどの答弁の中で、救急搬送された傷病者の中で危険ドラッグによるものと疑われるものが621人、ことしの1月から6月の半年間で、そういう方がいるということだったんですけれども、この中に熊本県関係は何人含まれているのか、そしてまた水俣署管内でも該当する人がいるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、この危険ドラッグの危険性についての啓発活動なんですけれども、児童・生徒を対象にした薬剤師会による研修会や、中学校での啓発チラシの配布などはやられているみたいですが、教職員を対象にした研修というものは考えられないのか。といいますのが、ことしの5月だったと思いますが、福岡県の小学校の校長が覚醒剤所持で逮捕をされるという、そういう事件が既に起こっているわけですので。そういったことで、やはり教職員も危険ドラッグの危険性の認識というのは、やはり重々認識する必要があるんじゃないかなと思いますので、教職員を対象にした講習会は考えられないのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、2回目の御質問にお答えします。

まず、危険ドラッグによる救急搬送人数ですけれども、先ほど621人、これは1月から6月まで半年ということで621人、全国でそう思われる患者がいるということでありました。その中で県内とこの水俣署管内の人数ということですが、調べてみますと熊本県内では2人搬送さ

れているということでございます。水俣芦北管内ではそういう事例はないということでございました。

以上です。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 危険ドラッグについて、教師を対象にした講習会はできないのかというお尋ねであったと思いますけれども、小・中学校は11校ございます。調査をいたしましたところ、これまで危険ドラッグについて直接教職員の研修、講習会というのを行った学校はございませんでした。ただ、ほとんどの小・中学校で薬物乱用防止教室というのを実施いたしております。その際、医師や薬剤師、それから警察官などの専門家の方が薬物乱用の危険性や心身への影響などを児童・生徒はもとより、教職員へも講話を行ってございます。しかし、これまでの講話の内容というのが喫煙であったり、あるいは飲酒、正しい薬の飲み方などが中心となっておりましたので、今後は児童・生徒の発達段階に応じて、危険ドラッグについても扱うように各小・中学校へ周知を行っていきたいと、そのように考えております。

また、平成24年度から中学3年、保健体育でこれまで学習していた薬物乱用と健康ということに加えて、新たに医薬品の有効活用についても学習し、危険ドラッグについても学ぶようになっていくところでございます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 先ほどの621人の中には県関係が2人、水俣署管内ではまだゼロだということで、ひとまず安心をしたわけではないんですけれども、やはりこれは絶対安心することは危険なことだと思います。

今現在、そういう危険ドラッグを使用している、あるいはしたという事例は確かに水俣署管内ではまだ発生はしていないということなんですけれども、これいつ起こるかわからないんですよ。インターネットなんかでも簡単に購入できたり、本当に売られているものが危険かどうかという判断も多分普通の人ではわからないと思います。これが本当に体にいいものだ、元気が出るんだと言ったら、やっぱり全然わからないものを買って、それを試して、それが結果的に危険ドラッグだったというような可能性というのは、これは絶対ゼロではないと思います。

そういったことで、やはり今後も熊本県あるいは県警あたりとの関係機関と連携を図りながら防止に努めていただきたいと、これは要望をしておきたいと思いますが、やはりこの危険ドラッグについての認識を上げるためには、薬剤師会の方たちを通じて、1回講習を受けるべきだと思います。8月30日に水俣市保健所におきまして、水俣・芦北地区薬物乱用防止指導員協議会で私も初めてこのことを聞いて、これは本当に気をつけないと自分が知らないところで、何かそういう危険に入っていくということ、私は認識をしております。

私、外国で2年ぐらいたったときに、こういう麻薬の勧誘は非常に多いんですよ。まちを歩いていると、みんな麻薬のことを隠語で、いろいろそういう言葉で勧誘をしてくれます。まだ日本ではそこまではないかもしれませんが、多分、もう大都会に行くとそういった形で、繁華街のちょっと裏通りあたりへ行くと、そういう勧誘に多分巻き込まれることが非常にあると思います。

ですから、自分はその危険性がわからなくても、そういうふうに勧誘を受けたときに、どう対応するのかということが、それは個人の自制心でそれを抑えられればいいですけども、なかなかそこまではちょっとできない部分もあると思いますので、西田市長に質問します。

我々市議会もそうなんですけれども、市の職員もやはり危険ドラッグの危険性についての講習というのを私は行うべきではないかと思いますが、その点についてどう考えられますか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今の御意見初めて聞いて、ほかからも今のところ聞いておりませんので、市の職員、綱紀肅正を保つ非常に重要だと思っておりますので、今後また検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、小学校の運動部活動について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小学校の運動部活動について、県教育委員会は、小学校の運動部活動を社会体育へ早ければ来年度から段階的に移行を進め、既存の総合型地域スポーツクラブに委ねる方向で検討を進めているが、水俣の場合はどうなるのかとの御質問についてお答えします。

熊本県では、平成26年2月に運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会を開催し、運動部活動及びスポーツ活動のあり方について検討を行い、小学校の部活動を社会体育へ移行していく方針を示しております。県に確認したところ、具体的な中身については、平成27年1月までに策定する予定とのことで、社会体育の受け皿としては、総合型地域スポーツを想定しているとの説明でございました。

芦北教育事務所管内においては、1市2町で体育担当者等会議を開催し、平成27年度を準備期間とし、委員会を設置して、その中で1年かけて検討していく旨を確認しており、その際には、実施可能な地域、学校、種目から社会体育への移行を進めていく予定としております。

社会体育移行後の受け皿として予定されている総合型地域スポーツクラブにつきましては、現在、水俣市においては、袋地区を中心としたサンビレッジスポーツクラブがあります。同クラブは、現在、全市民を対象としておりますが、総合体育館南部館を活動拠点としており、地理的な問題もあり、市内7つの小学校の受け皿となるのは難しいと思われま

また、社会体育においては、指導者の確保が大きな問題になると言われております。水俣市には、28の種目団体と3つの関係団体が加盟する水俣市体育協会があり、各種目団体で小・中学生や一般市民を対象とした大会等の開催や、指導者の育成など積極的に取り組んでいただいております。指導者を確保する上でも、社会体育の移行に当たっては、市体育協会の協力が不可欠であると考えます。

今後、少子化等により児童数が減少する中、部員数の問題で部活動が維持できなくなるケースがふえ、子どもたちが好きなスポーツを楽しむことができなくなることが予想されます。

現在のところ、市としての具体的な計画はありませんが、子どもたちが、安心・安全にスポーツを楽しめる環境を整えるためには、社会体育への移行は必要であると考えますので、今後、県や関係団体と十分に協議を重ね、社会体育への移行に向けた準備を進めてまいります。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この総合型地域スポーツクラブが、将来、小学校部活動の受け皿となるだろうと、そういうことかなと思いますけれども、現在水俣市の場合は袋地区にしかないということで、もしこの総合型へ移行した場合、全小学校から集まってきた場合とか、そういうことを考えますと、やはり総合体育館とか、一小とかが中心となって、この活動をしていく必要があるとは思いますが、新たにまた総合型地域スポーツクラブを市の中心部につくる計画とかがもしあったら、その辺のところをお尋ねをしたいなと思います。

それと、社会体育へ移行した場合、管理責任といいますが、そこの責任は教育委員会なのか、あるいはそういう外部委託先の総合型地域スポーツクラブが管理責任を負うのか、その点はどんなのか。

それと、総合型へ移行した場合、外部指導者をやっぱり確保するのが一番問題というか、課題になると思うのですが、その点はどうか考えられるのか、この3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 社会体育の受け皿として、新たにそういった総合型スポーツクラブの計画はないのかというお尋ねでございましたけれども、一般的に総合型地域スポーツクラブは、社会体育の受け皿として最も適していると、そのように考えられております。

しかし、新たに総合型を立ち上げる場合、水俣には既存のサンビレッジスポーツクラブというのがございますけれども、そちらとの調整を図る必要がありまして、直ちに立ち上げるということとは難しい状況にはあろうかと思っております。とりあえず、社会体育に加盟する各種団体をお願いをいたしまして、子どもたちを対象にした教室等を実施していただきながら、社会体育への移行というのを進めることが考えられます。

それから、管理責任の話がございましたけれども、総合型地域スポーツクラブというのは、基本的な考え方は、子どもからお年寄りまで、世代を問わずに好きなときに好きなスポーツを自分のレベルに合わせて楽しむことができる。そのようになっておりますが、クラブマネージャーが組織運営の中心となりまして運営を行っている、クラブ員の会費等で賄われているというのが実情でございます。

それから、社会体育における指導者等の確保と申しますか、その点でございますけれども、総合型では指導者への謝礼等はクラブ会員の会費で賄われるというのが一般的でございます。しかし、実際には謝礼と申しましても交通費の実費程度しか支払われないということが多く、その意味からも指導者にとってはボランティアといった要素が非常に多いということでございます。

社会体育におきましても、指導者の確保あるいは継続は最重要課題でございます、そのためには多額ではなくても謝礼は必要であると、そのように考えております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 保護者の不安として、活動場所への送迎とか経済的な負担とかいうことで保護者は心配をされている部分がございますが、移行に当たっては、水俣市PTA連合会を通じて、そして保護者と十分協議の上、スムーズに社会体育へ移行できるよう要望して一般質問を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

冬の大変爽やかな天気になりました。

無限21の藤本壽子です。

衆議院議員総選挙の真ただ中の一般質問となりました。ところで、なぜ選挙をするのか。首相の表明を聞きながら首をかしげた方が多かったと思います。私は怒りで頭がいっぱいになりました。700億円の血税を使ってまで解散したい理由は一体何なのか、それから始まった今回の選挙です。その意図は、現政権が延命を図り、10%への消費税アップ、集団的自衛権の行使、原子力発電再稼働などを明らかに政権が弱体化しないうちに強行しようとしている、そのようにしか私には見えません。この消費税アップを初めとして3つの問題は、国民は過半数以上が反対して

います。これから先の日本の社会を考えると、怒りから、今度は不審・不安の思いが募ってくるばかりです。

さて、この冬空に日本の社会には、子どもの貧困が6人に1人とされています。格差社会の底辺で働く人々のことにも思い至ります。

福島では、世界がいまだ経験したことのない放射能汚染の中で働かねばならない人がいます。原子力発電所事故に遭いながら、福島原子力発電所の廃炉作業をみずからの使命と思い、働き続ける若者がいます。未来ある若者に決して同じことを繰り返させたくないと心から決意します。

以下、質問に入ります。

#### 1、川内原発再稼働時の水俣市の避難計画について。

10月28日、薩摩川内市の市議会で、11月7日には鹿児島県議会で原子力発電再稼働が決議されました。規制委員会による鹿児島県内の住民説明会では、住民の間から多くの疑問、問題点が出され、到底納得はできないという状況でしたが、閉会となってしまいました。また、県内の世論調査でも60%弱が反対という中での強行でありました。

私は、あくまで再稼働には反対ですが、いよいよ避難計画の重要性が現実のものとなってきました。もし、過酷事故があった場合、本当に水俣市民を守ることができるのか、再度質問をしたいと思います。

①、市の防災危機管理室の担当者が福島県いわき市に研修に行ったということですが、その内容、学んだことは何か。

②、県などと原子力規制委員会に要望した内容、その返答はどのようなものであったか。

③、市議会において再稼働について意見書を上げておられますが、これについてどう思うか。

④、出水市の避難者受け入れについて、学校や自治会への説明は行わないのか。

次に、子育て支援の地域での拡充について、質問をします。

水俣市では、子育て支援型事業として子育て親子の交流促進、子育ての孤立感、育児不安の解消など、地域における子育て支援を実施できたと充実した取り組みができたということをお聞きしております。各保育園など地域における子育て支援事業との連携があるのか、そのことをお尋ねします。

①、地域子育て支援事業の現状は、どうなっているのか。

②、はつのはつ保育園、みどり保育園などの取り組みと連携はあるのかをお尋ねします。

#### 3、ひとり暮らし高齢者への対応についてです。

地域を回っていて思うのは、高齢者が増加していることに加え、ひとり暮らしの高齢者がふえていると感じます。ちまたには、ひとり暮らしで楽しく気楽なひとり暮らしとかいう本なども出回っておりますけれども、体が不自由になったときの対策は、さらに検討が必要かと思いま



すので質問をします。

- ①、5年前と比較し、ひとり暮らしの高齢者はどれくらい増加しているのか。
- ②、ふれあい活動など見守りの現状はどうなっているか。
- ③、一番大切なことですが、災害時の対応はどうなっているかです。

次に4番目に、ごみを減らすとともに資源化する施策についてお尋ねします。

御存じのとおり、水俣市はゼロ・ウェイスト宣言をしました。高知の上勝町、福岡の大木町とともに、ゼロ・ウェイストを目指し、シンポジウムなどを重ねています。ことしの秋は、大木町でシンポジウムがあり、その開催に合わせ、ごみ減量女性連絡会議では大木町のごみ処理の取り組みを視察しております。水俣市より取り組みを強化している点もありますので、参考にしながら質問をしたいと思います。

- ①、紙ごみの現状はどうなっているか。
- ②、紙おむつは燃えるごみのどれくらいの比率で混入しているのか。
- ③、紙パックの回収はどうなっているか。
- ④、廃食油の回収はどうなっているかです。

本壇からの質問はこれで終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、川内原発再稼働時の水俣市の避難計画については私から、子育て支援の地域での拡充については福祉環境部長から、ひとり暮らし高齢者への対策については副市長から、ごみを減らすとともに資源化する施策については福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、川内原発再稼働時の水俣市の避難計画について順次お答えいたします。

まず、市の防災危機管理室の担当で福島県いわき市に研修に行ったとのことですが、その内容と学んだことは何かとの御質問にお答えいたします。

10月8日から10日にかけて、福島県のいわき市と双葉町に総務課職員2名を福島第一原子力発電所の事故当時の状況や課題、双葉町の現状等について視察を行わせました。いわき市は、福島第一原子力発電所から一部が30キロメートル圏内にあり、双葉町は全域が20キロメートル圏内で、平成26年10月1日時点で双葉町は、ほぼ全域が帰還困難区域に指定されています。

原子力発電所事故当時、いわき市への原子力関係に関する情報は、いわき市内への避難者や警察職員等からの口コミとテレビのニュース等で情報を得たとのことでした。また、多くの人が避

難していた当時は、市内の交通渋滞がひどくなったり、病院の待ち時間が長くなったり、ガソリンの不足等の問題があったと聞きました。9月1日現在、いわき市から市外への避難者約4,400人、双葉町などからの避難者受け入れが約2万4,000人です。

双葉町は、原子力関係に関する情報は、内閣府、福島県から情報が入ったとのことで、3月12日に福島県川俣町へ避難を行い、通常2時間程度で行ける距離を、4時間から7時間かけて避難し、スクリーニングや安定ヨウ素剤の配布は、避難先である川俣町で行ったとのことであります。平成26年10月1日現在、いわき市を初め、郡山市、福島市、埼玉県、茨城県、東京都などへ住民は避難しています。

現在、双葉町は、ほぼ全域が帰還困難区域に指定されているため、いわき市に双葉町役場いわき事務所を設置しています。双葉町の主要課題として、復興公営住宅の早期整備、町民のきずな維持、発展に向けた取り組み、中間貯蔵施設の取り扱い等です。

今回、双葉町職員と一緒に特別に帰還困難区域に指定されている双葉町に入ることができました。町の中は、ほとんど震災当時のままの状態、地震や津波等により、倒壊した家屋や新築されたばかりの無人の住宅、横転したままの自動車等、原子力発電所事故当時、着の身着のまま避難された状況が目につかぶようでしたとの報告を受けました。

次に、県などと原子力規制委員会に要望した内容、その返答はどのようなものかとの御質問にお答えします。

9月に、川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議を構成する県と関係4市町で川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望を内閣府と原子力規制委員会に提出しております。

内容といたしましては、安全対策として原子力規制や原子力安全対策のより一層の充実・強化に取り組むこと、再稼働については、国が責任を持って判断し、住民及び自治体に丁寧な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこととなっています。また、防災対策として、ブルーム通過時の被爆を避けるための防護措置を実施する地域について、速やかに検討を行い、原子力災害対策指針に盛り込むとともに、財政措置を含む必要な措置を講じること、鹿児島県から熊本県への住民避難の支援については、避難元自治体への支援や避難先自治体への支援について、人的・物的両面で支援してもらうよう要望を行いました。

回答としましては、要望した中の1つであります川内原子力発電所の再稼働に関する住民への説明について、熊本県が原子力規制委員会に確認したところ、原子力規制委員会のホームページに住民等に向けた関連情報を掲載しているので御活用くださいとの回答があったと連絡を受けています。

次に、市議会において再稼働について意見書を上げているがこれについてどう思うかとの御質

問にお答えします。

ことし9月に水俣川内原発再稼働を心配する母の会から水俣市議会議長宛てに陳情書が提出されております。その主な内容は、川内原発1、2号機については拙速な再稼働を行わず、福島の悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発の事故を十分検証し、安全体制を確立し、住民の安心・安全を優先することといった内容で、これを受けた市議会においては採択の上、国へ意見書を提出されたところであります。

私も、市民の生命、財産を守る立場であり、原子力発電所の再稼働については、市民の安心・安全を第一に捉え、住民等に十分な説明と理解を得た上で、慎重に判断していただきたいと考えています。

次に、出水市の避難者受け入れについて、学校や自治会への説明会は行われぬのかとの御質問にお答えします。

現在、スクリーニングや除染の場所が決まっておりませんし、また、プルーム通過時の被爆を避けるための防護措置を実施する地域についても、原子力規制委員会で検討中であります。今後、状況把握をしながら、説明会の開催について検討していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問に入ります。

3つ質問をしたいと思っておりますが、まずは担当課の方が福島に行っていたというところで、大変うれしく思いました。それで、福島に行った報告をお聞きしましたけれども、市長も福島に行かれたということで、私もいわき市のほうには縁がありまして、3度ほどお伺いしまして、漁師の方々などからも聞き書きをしたりしましたが、本当に避難における困難というのは、あそこの場合は電気がつかなかったのかなと思っておりましたら、電気は一部ついて、水が出なかった。水と電気は連動しているわけなんですけれども、水が大変だったということを1つお聞きしておりました。

いわき市に行かれて、本当に感じられたと思いますけれども、避難計画ということがあっても、それでも、やっぱり渋滞の問題、スクリーニングの問題、要援護者の問題ということは、現実はまだ想定を超えるというふうに思われるわけです。私どもは、そこを本当に一番心配をしておりまして、それで、そのことがありましたので、市長のほうとも懇談をさせていただきました。ぜひ適合審査の安全性のこと、それから防災、避難計画について水俣市独自でも原子力規制委員会のほうにきちんと説明をしてほしいと、私どもの要望もきちんと述べたいということでお話しさせていただきました。そのときは、市のほうとしては、4市町のほうで要望を出しているのです、今のところ、その状況を見たいということであられたと思います。

しかし、11月21日に熊本県からの知らせということで、9月に要望を出した川内原子力発電所

の安全対策に係る要望のうち、審査結果に関する説明について原子力規制委員会に確認したところ、その回答が、ホームページに関連情報が掲載してあるので御活用くださいと。まあ優しい言葉ではあるんですけども、ホームページでも見ておきなさいというふうな中身だったと思います。この情報の内容というのは、新規制基準適合性に係る審査結果の説明資料にありますよということも提示されましたけれども、そのときに地域、水俣市の住民が十何名行かせていただいたんですが、みんなこのことについては、原子力規制委員会なり国の対応に対しては本当に怒りを覚えております。地域住民が本当に再稼働に対してこれほど不安を持っているのに、このような冷たい対応というのはどういうことなのだろうかというふうに、正直私は感じました。

それで、1つ思いますのは、やはり水俣市としては、さらに市独自でもきちんとした説明を求めるために、国に対して動いていただきたいというふうに思います。それが質問の1番目です。

それと、重ねて県がこのことに対して仲介に入って、ホームページのほうにありますのでという回答を仲介していたという経緯があるんですけども、熊本県は水俣市民の意向を本当にどのように捉えておられるのか、私は疑問に思いまして、熊本県に対してもきちんとして水俣市民の不安、それから、本当に当然のことだと思うんです。再稼働した場合に、せめて避難計画がどういうふうにちゃんとあるべきか、それから私たちはどのようにしたらいいのかということは知っておくべきです。知っておくべきだし、説明があるべきだと思うんです。それが無いということも県は黙っていていいのか、県民の命を守るために、なぜ動かないのかというふうに私は思いまして、県に対してもきちんとして要望してもらいたいというふうに、これが2点目です。

それから最後に、先ほど市のほうでも内容をおっしゃっていただきましたけれども、袋地区の女性が主に賛同して陳情を出されておりました。その中には、水俣病の被害からやっと脱しつつあります。子どもの笑顔も戻りつつあります。このささやかな平和な暮らしも原発の事故が起これば水俣病の惨禍以上になります。何よりふるさとがなくなること、このことが心配ですということで、陳情者は再稼働には反対だという気持ちで出されているというふうにお聞きしました。

水俣市民は、鹿児島県の再稼働の決議を受け、これでいいのだろうかと思っている人が多いと思います。せめて、出水市との協定の中で決まっていることだけでもきちんとして説明する必要がありますので、水俣市のほうでちゃんとしたいいろんなことがまだ情報が来ていないということであれば、決議した鹿児島県に対して、鹿児島県や出水市に対してきちんとして説明をしてほしいと、再稼働するならば説明をしてほしいということを水俣市のほうから要望していただきたいというふうに思います。この3つです。

よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 福島県に職員を派遣をさせていただきまして、最初、私たちもいろんな意

見を聞く中で、担当職員も実際行っていないので、やはり現実味がないということがありました。

その中で、2人派遣して話を聞きますと、やっぱり非常に大変です、事故があったときは大変ですというお話は実際聞きましたし、私も東北、福島のほうに入らせていただいて、1回起こると大変だなというのは自分でも認識しているところであります。

今後、違うところでどんどん進んでいっているのも、やはり水俣市民で心配していらっしゃる方がいるということは、私も重々わかっているところであります。その中で要望等の話でありますけど、独自で2市2町、県、一緒に要望を出して、その答えがホームページを見てくださいというのは私もどうかなというふうに思います。その中で、やはりもう少しきちんとした答えをいただきたいという思いはございます。それはうちの市だけでいいのか、また、せつかく2市2町でつくっている協議会がございまして、やはり1市で言うより、2市2町で言ったほうが声として大きいかなというふうには思っておりますので、そこも少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。

2つ目に、熊本県にも要望したらどうかということでございますけれども、これは熊本県のほうにも、こういった水俣市の意見があるので、私たちの考えですね、市のほうの考えは要望はしていきたいというふうに思っております。

そして、出水市のほうで、この水俣市民への説明会というのは、私たちも今の現状でどのくらい説明ができるかというのがはっきりしてないので、変に不安をあおるのもまた困ったものがございます。きちんとした形で内容がわかったら、説明会等も実施ができるかなと思いますけど、うちのほうの情報も乏しく、逆に出水市、鹿児島県のほうでやっていただきたいというのは伝えることはやぶさかではないと思いますが、出水市あたりの情報も余り私どもと変わってないのかなというふうに思っております。

鹿児島県のほうは、そういった意思表示をされたということだったらそういった説明が、水俣市にできるかどうかわかりませんが、そういったことは要望があったということは伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問に入りますが、今ちょっと言葉尻を捉えて大変恐縮でございますが、不安をあおるということになるということですのでけれども、不安でございます。不安であることは水俣市は解決しなければいけないのではないかなというふうに私は思います。

それで、水俣市の避難計画を考える会のほうで、出水市からの避難者を受け入れますよね。その28施設について、ずっと回られまして見てこられたということをお聞きしているんですけども、ちょうど今、避難計画を立てるに当たって、土砂災害が起りそうなところだとか、避難所になっているんだけど、さまざまな問題を抱えているようなところがあると思うん

ですが、そういったところがやっぱり出水市からの避難者を受け入れるというところになっているので、ますますまた不安が増しているというところがありまして、そんな調査もありました。

先日、テレビを見ていましたら、党首討論がございまして、ほとんどの党が原子力発電再稼働には反対という意見が多かったと思います。私は、やっぱり脱原子力発電から新しいエネルギー政策へきちんと向かわなければいけないというふうに思っております。核のごみは残してはいけませんし、それしか私は日本は未来がないのじゃないかというふうに思います。何よりも、原子力発電を再稼働するということは、原子炉の内部では、再稼働すると高温高気圧の状況で、放射性物質の核反応が連鎖的に続き、それを制御し続けている状況であるため、事故のリスクが飛躍的に高まるということをおっしゃられる方が何人かいらっしゃいます。

それに加え、本当に今、阿蘇でもどこでもですけれども火山噴火、それから地震、もうこれは必ず起こります。私は、このような状況の中で、現在の実効性のない避難計画がまたあり、本当に再稼働を個人的には絶対認めるわけにはいかないというふうに思っております。でありますので、ぜひとも水俣市としても今申し上げましたように、関係自治体にはきちんとしたことを伝えて、きちんとした説明を求めていると思います。そうでなければ、やっぱり脱原子力発電、そしてエネルギー政策を変えていくということ、踏み込むようなことをやはりこちらからは言わなければいけないというふうに思いますので、避難計画ができていますかどうか、そして説明をきちんとできるのかどうかということ、要望を国・県、それから出水市もそうですけれども、鹿児島県にもぜひしていただきたいと思います。一応要望といいますか、御意見聞かせていただければと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 非常に危険を心配する声というものはもう事実でありますので、そういった声はやはり伝えていくのはもう私の責務であるかなというふうに非常に思っております。

それと、やっぱり並んで再生可能エネルギー、私たちは政策の面で再生可能エネルギー、そういったものを推進していく、そういったまちづくりをやっていくことが非常に重要だと思っております。やはり、原子力発電をなくす方向であるなら、それに対してどういった施策を打っているのかというのを私たちも見守り、やはり発信していくことも非常に必要だというふうに思い、それも水俣の役割だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、子育て支援の地域での拡充について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、子育て支援の地域での拡充についての御質問に順次お答えいたします。

まず、地域子育て支援拠点事業の現状はどうなっているのかとの御質問についてお答えします。

育児不安について専門的な相談ができる地域子育て支援センター事業と、子育て親子が気軽に集えるつどいの広場事業を平成19年度再編し、地域子育て支援拠点事業として推進をしております。利用者数は、平成21年度から平成24年度までは年間5,800人から7,200人となっております。平成25年度は、他のところでも同様の事業が充実してきたこともありまして、4,300人と減少しておりますが、現在も子育て親子の交流の場として定着しており、1日平均20人の親子が利用されております。今年度の利用者数は11月末時点で3,003人となっております。

また、利用者からの子育て相談は、昨年度は311件でした。今年度も、毎月20件ほどの相談を受けております。

地域交流として、今年度からは、地域に出向いて一緒にリフレッシュできるサークルもできて好評を得ております。来館される方からは、家にいて1人で悩んでいるより、子どもを遊ばせながらも、話をしたり相談したりすることができ、1人ででも気軽に来れるので、とても助かっていますと、うれしい言葉もいただいております。

今後は、子育てパパたちの交流会やマタニティママと先輩ママの子育て座談会、子育てサークルの支援など、地域や関係機関の協力を得ながら、さらに子育て支援を充実していきたいと考えております。

次に、はつの保育園、みどり保育園などでの取り組みと連携はしているのかとの御質問にお答えします。

同様な事業を、はつの保育園、みどり保育園のほかに、光明童園や各幼稚園でも以前から曜日や指定日を決めて実施されております。こどもセンターの利用者の方々に、各施設の活動予定表やパンフレットなどの情報を提供したり、時には、こどもセンター職員が各施設を訪問して一緒に行事へ参加するなどの取り組みにより連携を図っております。

今後もさまざまなところに子育て交流の場ができ、地域で安心して子育てできる環境づくりの拡充に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

きょうも市長のほうから、出生率のことで答弁がありまして、1.83だったということで私もうれしくなりました。前回子育てのことでちょっと質問させていただいたときに、たしか大分県が一番取り組んでいるところでも1.65ぐらいだったというふうに記憶しておりますので、水俣市は保育園の充実、それから子育て支援には本当に頑張っておられるのかなというふうに私もうれし

く思っております。

それで、今回、はつの保育園とみどり保育園で子育ての支援をしておられるので、そこをちょっと見せていただきました。この2つに行きましたのは、地域介護・福祉空間整備事業ということで補助金をもらわれ、施設を建設されまして、そこにいろんな形での取り組みをされているというので見せていただいたんですけども、みどり保育園の場合は、地域子育て交流サロンということで、どんだんルームとかいうのがあって、ヨガ、ベビーマッサージ、わらべうたとか、今はお母さんたちが離乳食の作り方がわからないとかいう人もおられるんだそうで、そういうことも教えたりしているということです。はつの保育園では、もよりc a f éといって、なかなかハイカラだなというふうには思ったんですが、やっておられて、はつの保育園の場合は、とても食材に気をつけておられまして、そこでの昼食会、おむつなしの育児、後で申し上げますごみ減量のところにも重なってくると思うのですが、おむつなし育児の勧め、布おむつの指導とか、そういう特色のあることをされています。2つの園ともですけども、何よりも水俣市を大好きになる子どもたちをつくりたいというふうには思っておられて、本当に私もちょっと感銘をしたというか、ここまで子育てを考えていてくださるんだなという気持ちで研修をさせていただきました。

そこで、話が長くなりますけれども、未就学園児を持っておられる乳幼児を持つお母さんというのは、引っ越したばかりで大変不安を持っておられたり、さまざまなんですけど、地域にそういう1つのセンターだけではなくて、地域にすぐ行けるような場所があるというのは本当に心強いことだと思っております。私もたった1人ですけども、子どもを育てる中で、そういうことを感じたこともあります。

それで、ただ、この園の方たちの中で今、地域振興事業助成金というのがあるらしいんですけども、そこから援助をもらって、例えば子育てサロンとかをされているところというのが、援助がもう来年からなくなるというようなところがありました。それで、やはりちょっと困っているところなんですということです。

それで、その現状として、私も子育て支援の地域でのことに、例えば熊本市だとか私どもの隣の出水市とかはどんな取り組みをされているのかなということでちょっと調査させてもらったんですが、熊本市の場合は、10カ所ぐらいに保育園などに委託して、委託金を市から出しているということでした。それから、出水市の場合は、2カ所らしいんですけども、高尾野の私立保育園に1つあって、それも市のほうから委託金を出してしてもらっているということでしたので、ぜひ、できれば地域のほうにも目を向けていただいて、物心両面の援助をしていただけないかということが第2の質問になります。よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。



○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、第2の御質問にお答えします。

今、委託金のようなものを熊本市、出水市が出しているということです。この地域子育て支援拠点事業ということになると、なかなか補助のハードルが高いんですけども、今、みどり保育園ですか、水俣芦北地域振興財団から支援を受けていらっしゃると思うんですが、そういった補助金を利用できるものがあるかもしれないということです。市では特にそういうのは残念ながら出してないんですけども、利用できるものがあるかもしれないので、ぜひ御相談をしていただければというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 本日に子どもは宝だということをいつも市長もおっしゃっていただいておりますので、この地域のほうでの取り組みにも目を向けていただきまして、ぜひ協力といいますか、援助をしていただければありがたいと思います。

ここは、これで終わります。

○議長（大川末長君） 次に、ひとり暮らし高齢者への対策について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） ひとり暮らし高齢者への対策について順次お答えいたします。

まず、5年前と比較し、ひとり暮らしの高齢者はどれぐらい増加しているのかとの御質問にお答えいたします。

総務省統計局による5年ごと国勢調査によりますと、本市の平成17年度の65歳以上の高齢者単身世帯は1,638世帯で総世帯数の14.5%、平成22年度は1,699世帯で15.6%で、61世帯、1.1%増加しております。同様に国や県の伸び率は、国は約93万世帯、1.3%の増加、県は約8,000世帯、0.9%の増加となっております。

次に、ふれあい活動など見守りの現状はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会が平成6年度に国の補助を受けて開始した地域のひとり暮らしの高齢者への訪問事業ふれあい活動は、現在、71グループが従来の見守り活動や訪問による声かけ運動、さらに訪問型を取りやめ、地域の公民館に集う集合型として地域の高齢者の見守り活動を継続いたしております。

活動を開始した当初、230カ所に約2,000人のふれあい活動員がいましたが、介護サービス利用による対象者の不在や後継者不足等で活動を中止している地域がふえてきているところです。今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降の社会構造を想定しますと、地域全体で見守りや要援護者を支える仕組みづくりが急がれます。

この20年間展開したふれあい活動の仕組みを精査し、今、本市に求められる新たな仕組みづくりについて、社会福祉協議会を初めとして、関係機関と連携して構築していきたいと考えております。このことは、現在、策定中の第6期介護保険等事業計画においても、元気高齢者の生きがいや社会参画の機会、在宅における生活支援のあり方について、さまざまな角度から地域の将来像を示すことになっていきますので、協議を重ねていきたいと思っております。

次に、災害時の対応はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

本市においては、国から示された災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、水俣市災害時要援護者支援計画を策定し、避難行動要支援者を把握するための電算システムの導入まで完了しております。避難行動要支援者の名簿作成については、今年度中に完了する予定で作業を進めているところです。

現在は高齢者への対応として、大雨や台風など災害時には、介護サービスを利用中の自主避難が困難な方について居宅介護支援事業所のケアマネジャーに、可能な範囲で安否確認と避難誘導支援を依頼しております。あわせて、身体状況により、市や地域が設置した避難所での避難生活が困難なケースに対しては、市内に10カ所ある短期入所の空き状況を調査し、ケアマネジャーに情報を提供し、利用調整に努めております。

今後は、避難行動要支援者の名簿作成・整備を進め、災害対策基本法の改正に伴い、水俣市避難行動要支援者避難支援計画を整備し、自主防災組織等の地域の避難支援等、関係者への情報提供と連携強化を図り、避難行動要支援者の災害対応について万全を期してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

この質問をするに当たりまして、10人ほど近くのひとり暮らしの方を回って見たんですが、10人のうち働いている人が1名おられ、今までは1人だったんだけど、子どもが帰ってきていた人が1名おられ、全く外に出ないけれども元気な人が2名おられました。余り外に出ないし、やっと生活しているという人が3名、あと留守のところというのが2名ありました。

ここで私は思いましたのは、家族や兄弟との連絡があるという人は多かったんですけども、その中でもやっと生活している3人の方と、それから留守だったところの2人、この5人がちょっと不安だなというふうに思いました。

といいますのは、私の地域にたまたまなんですけれども、ひとり暮らしの方で死後1週間後に発見されたということがあり、それと同時にふれあい活動みたいなのが始まっていったという経緯がありまして、この5人の方たちは、多分地域リビングだとかデイケアとかにも行かれないで、外には出ないけれども元気だよと言う方もおられるので、それはそれで安心するんですけれ

ども、やはりセーフティネットというのがきちんと必要なのかなと思います。

そのことで1つ提案ということでもないんですけども、もともとあったことではあると思いますが、横浜市のほうでは75歳以上のひとり暮らしの皆様を民生委員が訪問しますということで、ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業というのをしておられます。これが、もう水俣も多分同じような感じで連携しておられると思うんですが、ひとり暮らし高齢者に関する行政の情報を民生委員、地域包括支援センターと3者が共有し、民生委員が中心に地域のより多くのニーズを把握するということです。ふれあい活動を10年ぐらい続けていて、私も思ったんですけども、ほかの方にもいろいろ聞きましたが、PTA活動とかとは違って、これいつまでやるのか、いつまでやっていいのか。対象者も変わってくるし、回るほうの私たちもどうしたらいいのだろうというふうなところがあったので、やはりどうしても、地域をちゃんと見ていただけというのは民生委員の方ではないのかなというふうに思います。その民生委員を地域包括支援センターだとか、行政の方が支えるという形が1つはベスト、それに地域のボランティアが加わっていくというのが一番構図としてはいいのではないかなというふうに足りない頭で考えたということなんです。

そして、そんなことを考えていましたときに、ある新聞に民生委員の職務についてということで、例えば鹿児島市の場合でしたけれども、300世帯をたった1人で持っておられて、高齢化率は高くなるし、もう一つは高齢者の問題だけではなくて、40代ぐらいでひきこもりの方がおられたり、生活保護をもらっている若い人たち、そういう方もおられたりして、民生委員はもう本当に激務になっている。そして、ガソリン代だとかいろんな意味でももちろん半分ボランティアでやられて、志があってこそやれることではあるんですけども、待遇の改善が必要ではないかということが、その新聞に載っておりました。

どのような待遇をするのかということはあると思うんですが、やはり私はこの点も考えてはいただけないかなというふうに思っていて、2つ、横浜市の場合のようなみんな連携したやり方、それと民生委員の方にきちんとした待遇を与えることができないかということで質問をしたいと思います。

○議長（大川末長君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、民生委員の方々につきましては、非常にたくさん今業務がふえてきております。そのことに対しまして、御礼を申し上げたいと思っております。

昨年12月に一応改正もございましたけれども、私もその前の3年のときにも担当課にいたんですが、やはりまず、なり手がなかなかいらっしやらないというような面もございます。非常に激務ということもございまして、専門性もふえてきております。難しいのかなと思っております。

けれども、そういう面で今言われたようなことは当然必要じゃないかなと思っております。

まず、最初の連携につきましてでございますけれども、地域包括支援センターにつきましては、今、さまざまな面で高齢者の支援を行っております。当然、それにつきましては、民生委員さんとも連携を行っておりますので、さらに今後それを強化できないかというのは、当然一緒にやって協議していきたいなと思っております。

それから、民生委員さんの待遇改善ということでございますけれども、民生委員の制度というのは、国が特別公務員という形で本来定めております。報酬につきましては無報酬になっておりますけれども、活動の実費という形で、年間数万円ですがございます。そのほかに市のほうも当然助成をしておりますし、今年度少しだけですけども上げさせていただいております。そのような実情でございますけれども、おっしゃいますようにいろんな業務がふえますと、活動費というのはガソリン代とか、そういうのも当然必要になってくると思いますので、その辺も当然今後は検討していく必要があるかとは思っています。

ただ、それだけで、じゃ民生委員さんの激務が減るかという、なかなかそういう面は難しい面もございますので、本来ですとやはり今言われた民生委員さんが主というのは当然、私もそう思っておりますけれども、かといって民生委員さんのほうにそれだけの重責を担わせるんじゃないかと、もう少し地域のボランティア制度を充実するとか、そちらのほうも当然充実して、全体で盛り上げていく必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 見守り等なんですけれども、私案というか、水俣は生協がすごく組織率が高いところであります。トップかもしれませんけれども、理事長とお会いすることがありまして、ひとり暮らしの方のお話をしておりましたら、そういったところも見守りということで、一緒に何かできないかというお話をしたところでありまして、今後そういった民間のところとも、市もそして民生委員さんもそういった形で連携をとりながら、見守りという部分は手厚くできればなというふうに思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後になりますが、私どもの地域、坂口という地域に住んでいるんですけど、その婦人会長さんがもともと民生委員を二、三年やっておられて、あるときに婦人会で集まれというところで行きましたら、こんなことを立ち上げたいんだけどという提案があったんです。

それは、今のところ婦人会委員だけだけれども、ひとり暮らしになっている人がいるので、その人たちを回って、何か手伝いができることがあれば手伝おうよという提案だったんです。私はふれあい活動とかしていたけれども、何もそのことで活動していないなと思ったので、すぐ大賛

成しまして、自分のできる範囲内のことはやりたいなというふうなことで、地域の中で、よかネットというのをつくって、やっぱり民生委員だったからこそ、その地域の状況というのがわかりになったのかなというふうに思っているんです。私どもは地域の中で、どうしても見えるところでは地域リビングだとかいろいろあるけれども、民生委員さんを柱にしながら、ボランティアをもっとつけ加えながら、地域でひとり暮らしの方を見守っていけないかなというふうに思いますので、ぜひ網の目を張るような対策というのを、またこれからも続けていただけないかという、これは要望で終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、ごみを減らすとともに資源化する施策について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、ごみを減らすとともに資源化する施策について順次お答えします。

まず、紙ごみの現状はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市の古紙類の分別は、新聞・チラシ、ダンボール、その他紙類の3種類であり、平成25年度の資源物としての出荷実績は新聞が371トン、ダンボール155トン、その他紙類は388トンの合計914トンとなっております。

次に、紙おむつは燃えるごみのどれぐらいの比率で混入しているのかとの御質問にお答えします。

水俣市では平成22年9月から10月にかけて、紙おむつの再資源化を検討するため、市内の15地区を対象に燃やすごみの組成調査を行いました。そのときの結果では、紙おむつは燃やすごみの約8.2%を占めており、平成25年度の燃やすごみの総量は4,603トンであったことから推測しますと、377.3トンということになります。ただし、組成調査は収集してきた対象によってばらつきがかなり激しいことや、全地区を対象としたものでないことなどから、既に紙おむつの分別を行っている福岡県大木町のリサイクル実績を参考にいたしますと、大木町が人口1万4,600人で89トンとなっており、燃やすごみに占める割合は3.5%です。これを本市の平成25年度の燃やすごみの総量で計算すると約160トンになりますが、本市は大木町より高齢化率が高いため、実際には160トン以上と推測され、こちらの数字がより実態に近いと思われまます。

次に、紙パックの回収はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市は紙パックと言う分類で分別を行っておりませんが、アルミパックを除いた紙パックはその他紙類に分類されます。しかし、その他紙類にどの程度紙パックが含まれるかは物理的に計測不能であります。また、牛乳パックについてはエコタウン協議会が独自に回収を行っており、市役所の玄関や図書館、葛彩館などに置かれている牛乳パックを模した据え置き容器によって回収

され、トイレトーパーなどにリサイクルされております。現在の年間回収量は約170キロ程度と聞いております。

最後に、廃食油の回収の現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

分別を開始しました平成22年度は各家庭に眠っていた期限切れの未使用油が大量に出てきたため、回収実績は約7トンでしたが、その後は年間3トン前後で推移しております。回収された廃食油は、使用済みのものにつきましてはBDFにリサイクルされ、クリーンセンターのフォークリフトで使用しており、未使用のものはエコネットみなまで液体せっけんにリサイクルされております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問に入りますが、前提としましては、やはりごみが出ないような、できれば発生源でごみを減らしていくということが大事だと思うんですけども、現状はなかなか厳しいという中で、今、紙ごみを減らしていこうということが市のほうからの啓発としてあっていると思うんです。市報に記事が載っていたと思いますが、平成26年5月に行った、ごみの組成調査実績による数値としては、資源物が半分以上の56%だったということです。

この中で最も多かったのが紙類だったという報告で、紙類は28%、可燃物、燃やすごみに混入している資源物は2,600トン、そのうち紙類が728トン、この728トンを燃やすためには約9,000万円がかかる。紙類は販売すると約1,000万円の収入になる。なるのに燃やしているから、1億円の損を水俣市民はしているということを市報に掲載しておられましたが、これはとてもわかりやすく、これを見た市民の人たちは、なるほどなって、市税の無駄遣いしたらいかんとかいうふうに思われた方もおられたらと思うんです。ただ、ちょっと数日たつうちに、これを見ても、どのように紙ごみを分別したらいいのかなど、全部もう燃えるごみのほうに入れてしまわれている方もおられるだろうと思うんです。ちゃんと、ある程度分別している人もおられると思うんですけども、もう面倒くさいからこっちに入れてしまおうという人も多いと思うんですが、その中で、今この1億円を何とかするためには、やはり啓発をするしかないというふうに思います。

今、市報の紙面の中で市民に知らせていただいたことも、とてもいい企画だったと思うんです。例えば、出前講座をして学校だとか、そういうところできちんと啓発するということが必要じゃないかなというふうに思って、実はごみ減量女性連絡会議のほうでは、紙ごみの分別モデルというのを作りまして、今、それをクリーンセンターのほうに展示してあるんですけども、それを持って回って出前講座をしたらいいねという話はしていたんです。なかなかそれをずっと継続してするということが難しいというふうに思いますので、私はこれに1億円損するぐらいなら、担当者を設けてでもきちんとこのことに取り組んでもらえないかなというふうに思いますの

で、1つは啓発のための担当者を置くことはできないかということをお聞きします。

それから、紙パックのことですけれども、紙パックも大木町ではアルミがついているものもリサイクルしているということをお聞きしました。ああ、そうなのかというふうに思ったんですけれども、なかなか水俣市のほうでは取り組みが今のところ難しいということもお聞きしておりました。

ただ、紙おむつについては、ぜひきちんと検討していただけないかなというふうに思います。大木町に視察に行きましたときに、分別の地域での収集する場所があったんですけれども、そこに紙おむつをみんなが持ってきて置く場所があったんです。水俣も本当に紙おむつもたくさん、さっきの比率もありましたけれども、いっぱい燃えるごみの中に混入していますので、こんなふうにリサイクルできればいいのになという実感を持って帰ってきたということがありました。

紙おむつについては、大牟田市のほうにトータルケア・システムというところの工場があるんだそうですけれども、ここは、2014年、ことし10月29日に第9回の3R推進全国大会の中で、主催は環境省だったそうなんです、それで表彰もされておられまして、やはり紙おむつの問題というのは、全国的にとてごみの中でも大事な問題なのかなというふうに思っていて、ぜひ水俣市も取り組みを考えていただけないかというふうに思います。

たくさんの市町村が一緒になって、そのトータルケア・システムに頼まなくても、1万4,000人の人口でも委託ということはできますよというふうにお聞きしたので、ぜひ水俣のほうも具体的に考えていただけないかなというふうに思います。

それから、廃食油を改修しておりますが、ポリ容器小さいんですよね。始まったころに私も資源ごみのところに行って、ぜひ油の回収をお願いしますと何カ所か回りましたが、風でそのポリ缶がぼろんと飛んでいたりとかしたりしてしまっていて、大木町にそのことも問い合わせたところ、1.8リットルの容器で集めておりますということでありましたので、ぜひこの3つです、もう少し容器についても考えていただけないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、藤本議員の2回目の質問にお答えします。

まず、啓発担当者を置けないかというようなことです。現実的にはなかなか人を置くというのは難しいんですけれども、藤本議員初めごみ減量女性連絡会議の皆さんには本当にお世話になっていると思います。

それと、ごみ分別の啓発という意味では、今ゼロ・ウェイスト円卓会議、その中で「みなへら通信」というわかりやすいものを出して、市民の皆さんに啓発をしているところでございまして、なかなか啓発担当者を市職員で置くのはちょっと難しいのかなというふうには思っております。

続きまして、紙おむつの回収、リサイクルですけど、議員おっしゃいましたように大牟田市に

そういう会社がありまして、大木町はそこをお願いして紙に再生しているということでございます。大木町と大牟田市は案外近くにありまして、運搬費用、輸送費用、そういうのも余りかからないと思うんですけども、水俣市の場合は運送費用とか、新たに分別収集の費用とか、まあできない理由ではないんですが、なかなか厳しいのではないかと考えております。

それと、かなり分別をしておりますので、新たに分別の負担とかも考えますと、なかなか厳しいのではないかと考えますので、とは言いながら、以前水俣市でも検討した経緯もありますので、さらに慎重に考えていければというふうに思っております。

それと、廃食油ですけども、現在水俣市では5リットルのポリタンクを置いて収集しているということで、飛んでいくというふうな話も今議員おっしゃいましたが、実際のところ、余りそういう困っているというような話を聞いておりませんので、また改めて市民のそういう声を伺いながら、そういうことがあれば、それに対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後の質問です。

1億円の損失というのなんですけども、私もちょっと30年ぐらい小さな生産事業というのをしておりますが、1億円利益を上げるということは物すごく大変なことです。商売で利益として1億円上げるというのは、市のほうもちょっときちっと捉えていただけないかなというか、一般の業者が本当に1億円稼ぐということがどんなに大変なことかということ、その意味できちんとやっぱり強化をしてほしいということを申し上げたいと思います。

そして、ここに雑紙リサイクルということで、ごみ減量女性連絡会議で大木町に行ったときに、啓発のための袋を全世帯に配っていますということで、ここにはどうやって出せばいいのとか書いてあったり、燃やすごみの中には資源としてリサイクルができる紙類、雑紙がたくさんまざっていると書いて、何かこういう啓発の袋を1年に1回か2回ぐらいなんですけども、出していらっしゃるということだったんです。ごみ減量女性連絡会議で帰ってくるときに、本当1回でも2回でもいいけん、こういうのを市民に配って、具体的にそういう雑紙の問題、燃やすごみの問題を考えてもらいたいねと言いながら帰ってきたという経緯がありました。

そして、帰ってきてから、行った担当者の方に聞きましたら、これを水俣で、もし配った場合は、かなりの額に、40何万円ぐらいの費用がかかるということだったんです。それで、ちょっと無理かなというふうに思って帰ってきたんですけども、ただ、こんなことは考えられないかなというふうに私も提案させていただきたいんですが、今現在、資源物の売り上げということで、リサイクル助成金として地域に分配されておられますよね。その上限額というのが1,060万円ということらしいですけども、例えば平成25年度の場合は総売上が2,471万円だった。その1,060



万円を引くと、1,411万円というのが一般財源に入っているというふうにお聞きしているんです。やはり、ごみを減らすために私たちは目的を持ってやっているわけですので、この一般財源に入っているものの中から、できれば啓発費用みたいなものに使っていただくことはできないのかというふうに思いますので、そのことも御検討いただけないかというふうに思っております。

これは質問です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 袋のことはよろしいですね。

念のため、紙袋につきましては、現在既に多くの方が紙袋で雑紙といいますか、小さい紙は出してもらっているというふうに認識しておりますけれども、例えば紙袋がなかなかないというところもいらっしゃるということで、振興公社というか、もやい館、あそこでもちょっと今回回収しておりますが、そこには余った紙袋があれば、ここをお願いしますというような箱を置いてありまして、要らない紙袋を回収しております。ですから、そういうのも1カ所ですけれども、利用していただければというふうに思っております。

それと、資源物の売り上げのリサイクル助成金ですけれども、確かに議員おっしゃいますように、1,060万円を還元して行って、その残りは市の一般財源に繰り入れているということで、もうちょっとリサイクルの啓発に使えないかということです。資源物については、かなり分別は進んでいると思うんですけれども、燃やすごみについては、確かに余り、さっき言いましたように紙ごみとか、簡単に言えば1億円ぐらいというような試算も出ておりますが、もうちょっと徹底する必要があると思います。

確かに先ほども申し上げましたように、広報紙とか「みなへら通信」とか、そういうもので頑張っているつもりではおるんですけれども、これよりさらに市民に理解されるようにお金を使ってどういうふうに啓発ができるのかということも含めまして、いろいろなことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時7分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

水俣クラブの中村幸治です。

世の中は、思いもよらない解散による衆議院議員総選挙で、例年にない師走を迎えています。来年の4月には、統一地方選挙が控えていて、議員にとっては大変な年になるのではないかと考えています。私は一人の地方議員として、水俣の将来がどうあるべきかをよく考えて行動していきたいと思っています。

水俣のことについて市民の方々がよく口に出されることは、環境で飯が食えるのかどうかです。国・熊本県の水俣市に対する政策を見ても、今までも、また将来的にも、環境を中心にしたまちづくりを基本に置いているのではないのでしょうか。このような現状を考えると、水俣は環境を中心にしたまちづくりを市民一丸となって進めるべきと考えています。そこで今回は、ごみに関する質問を中心に取り上げてみました。

それでは質問に入ります。

まず、ゼロ・ウェイストのまちづくりについて質問します。

水俣市は1992年に環境モデル都市づくり宣言をしました。1993年からはごみ分別収集の取り組みをスタートし、2004年、2005年、2008年に日本の環境首都コンテスト総合1位に輝きました。2009年からはゼロ・ウェイスト円卓会議がスタートし、2009年11月22日、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行いました。水俣が目指すゼロ・ウェイストの姿として、高度分別回収の経験を生かすゼロ・ウェイスト、これは、家庭ごみの高度分別収集を、地域の方で支えながら続けてきた経験で得たリサイクルの習慣と意識を、リユース（再利用）、リデュース（発生抑制）へと発展させ、ゼロ・ウェイストの実現を目指す。

次に、実現にこだわるゼロ・ウェイストとして市民・事業者・行政協働のもとで、裏づけのある目標設定をし、具体的な行動計画をつくる。さらに、現状を評価しながら、常に目標の確認と再検討をし、ゼロ・ウェイストを確実に実現する方法の検討を続ける。

継続、持続するゼロ・ウェイストとして、ゼロ・ウェイスト達成のために議論を継続し、そのための場を確保し続ける。また、経済的な持続可能性に留意し、達成後も必要な取り組みを続けながら、ゼロ・ウェイストを持続させる。これをもとにして、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言として、2026年までに、ごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりの仕組みをつくる。ゼロ・ウェイストの取り組みを進めるために、市民・事業者・行政が必要な情報を共有し、継続的に話し合う場を設け、常に目標・行動・成果を見ながら協働で取り組む。これがゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言の内容です。

2009年11月22日に宣言が行われ、丸5年がたちました。そこで以下の質問をいたします。

(1)、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画の中期目標3年から5年程度の取り組みについて。

- ①、給茶スポットの普及の取り組みはどのようになっているのか。
- ②、新たな分別の検討、燃料ごみRPFの取り組みはどのようになっているのか。
- ③、地域の生き物調査、地域資源マップの作成及び公表の取り組みはどのようになっているのか。
- ④、岡山最終処分場の閉鎖及び新たな広域処分の検討の取り組みはどのようになっているのか。
- ⑤、廃棄物会計の導入による処理コストの見える化の取り組みはどのようになっているのか。
- ⑥、NPO法人ゼロ・ウェイストセンター（仮称）の設立の取り組みはどのようになっているのか。
- ⑦、近隣自治体に対する呼びかけの取り組みはどのようになっているのか。
- ⑧、エコポイント検討導入の取り組みはどのようになっているのか。
- ⑨、リサイクル還元金の新たな仕組みの検討の取り組みはどのようになっているのか、質問します。

(2)、行動計画の長期目標について。

- ①、現時点で行動計画の長期目標の達成はできると考えているのか。
- (3)、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりについて。
  - ①、2026年までにごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりの仕組みをつくるためにどのような取り組みをするのか。

次に、円卓会議について質問します。

- (1)、ゼロ・ウェイスト円卓会議について。
  - ①、一般廃棄物処理基本計画の検討はどうなっているのか。
  - ②、燃やすごみの減量化の検討はどうなっているのか。
  - ③、キエーロの実験結果はどうなっているのか。また、今後の普及についてはどのような考えなのか。

次に、環境にやさしい暮らし円卓会議について質問します。

- ①、食と農作業部会で取り組んだ焼酎づくりの現状はどのようになっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、ゼロ・ウェイストのまちづくりについては私から、円卓会議については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画の中期目標3年から5年程度の取り組みについてのうち、①まず給茶スポットの取り組みはどのようになっているのかの御質問についてお答えをいたします。

給茶スポットにつきましては、茶のみ場という名称をつけ、作業部会において普及に向けた取り組みを進めています。現在、水俣市ふれあいセンターや愛林館など市内に5カ所の茶のみ場が設置されており、水俣産のお茶を提供しています。また、イベント会場に特設の茶のみ場ブースを設置し、ペットボトル飲料ではなく、水俣産のお茶を湯飲みやマイボトルで飲んでいただき、ごみの減量等を進めています。

②、次に、新たな分別の検討、燃料ごみRPFの取り組みはどのようになっているのかの御質問についてお答えいたします。

新たな分別につきましては、市民の皆様にとって分別の手間がかからないような分別品目の検討を行っております。具体的には、平成27年度から、新たにペットボトルのふたを分別品目として追加するとともに、粗大ごみとして出された硬質プラスチックを環境クリーンセンターにおいて選別し、リサイクルすることを検討しております。

燃料ごみRPFの取り組みにつきましては、現在使用しております広域行政事務組合の焼却施設の建てかえ等の動向とあわせて考えなくてはなりませんので、本市だけではなく、1市2町の将来のごみ処理計画におけるごみ政策の選択肢の1つとして慎重に検討すべきと考えております。

③、次に、地域生き物調査、地域資源マップの作成及び公表の取り組みにつきましては、既存の調査結果を踏まえ、検討を行っているところです。

④、次に、岡山最終処分場の閉鎖及び新たな広域処分の検討の取り組みはどのようになっているのかとの御質問についてお答えします。

岡山最終処分場は、現在まで、市民の皆様の協力による分別や、ガス化溶融炉導入による焼却灰の減量により、残余埋立期間は計算上で約70年前後、覆土量を最大限に考慮した計算でも約20年前後使用できると考えております。そのため、閉鎖につきましては、今後も定期的な現地の実測を行い、現実の残余量を算出することにより適宜判断したいと考えておりますが、現時点では岡山最終処分場を少しでも長く延命させることに注力すべきと考え、新たな広域処分については考えておりません。

⑤、次に、廃棄物会計の導入による処理コストの見える化の取り組みにつきましては、環境省が毎年実施する全国一般廃棄物処理実態調査において、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分に分けてコスト分析を実施しており、全国で統一した方式で処理コストを把握しております。

また、この全国一般廃棄物処理実態調査の結果は年度ごとに環境省のホームページに掲載されており、日本の全市町村とのコスト比較も簡単に行え、極めて有用でありますので、環境省で別途

基準を作成した廃棄物会計を導入する必要性は感じておりません。

⑥、次に、NPO法人ゼロ・ウェイストセンター（仮称）の設立の取り組みにつきましては、徳島県上勝町の事例を参考に、市民がいつでもごみを出しにいけない常設のごみステーションや、不要品を交換できる拠点、ゼロ・ウェイストに関する情報発信拠点として設立できないかとのアイデアから生まれたものであります。

現在、水俣市においては、水俣市振興公社におけるその他紙類、容器包装プラスチック拠点回収、シルバー人材センター及び水俣市役所における不要品を交換するもったいないボックス事業の実施、ゼロ・ウェイスト円卓会議における、ごみ減量情報紙「みなへら通信」を通じた情報発信等を行っており、当初想定しておりました役割の一部を担っております。このようなことから、当面はNPO法人ゼロ・ウェイストセンター（仮称）の設立は予定しておりません。

⑦、次に、近隣自治体に対する呼びかけの取り組みにつきましては、担当者レベルでの実務的な話し合いにとどまっており、ゼロ・ウェイスト宣言に対する賛同の呼びかけは実施しておりません。

⑧、次に、エコポイント検討導入の取り組みにつきましては、水俣市商工会議所で取り組んでいるフラワースタンプカードにおいて、フラワースタンプ加盟店でマイバッグを持参してお買い物をする、スタンプがもらえるというエコポイント制度が導入されております。

⑨、次に、リサイクル還元金の新たな仕組みの検討の取り組みにつきましては、自治会において有効に活用されているところであり、特に改善の必要はないと考えております。

次に、行動計画の長期目標について、現時点での長期目標の達成はできているのかとの御質問にお答えします。

まず、この行動計画について御説明いたします。

これは、平成21年度に本市のゼロ・ウェイストの実現に向けてアイデアを出すために開催したゼロ・ウェイスト円卓会議から提案されたものでございます。その後、提案されたアイデアを参考に、短期・中期・長期の目標を達成する上での懸案事項の洗い出しや整理等を行い、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定しております。そのため、本市としましては、この一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制や再資源化、適正な処理を進めながら、ゼロ・ウェイストの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、ごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりについて、2026年までにごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりの仕組みをつくるためにどのような取り組みをするのかとの御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、市民の皆様、ごみの高度分別等の多大な御協力をいただいておりますが、さらなるごみの減量化への取り組みを進める必要があると考えているところです。具体的な

取り組みといたしましては、先ほど御説明しました一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ処理手数料の検討や、生ごみの減量化対策、マイバッグ運動の展開、普及啓発活動など、各分野における取り組みを実施していくとともに、高齢化や市民のライフスタイルの変化などに対応した仕組みづくりを検討し、地道な活動を重ねながら、ゼロ・ウェイストに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

実は、私は平成24年の12月議会でこのゼロ・ウェイストの取り組みについて質問をいたしております。そのときの会議録をちょっと見てみますと、まず新たな分別の検討ということで、RPFについて、これの答弁をいただいておりますが、そのときの答弁としましては、固形化燃料製造プラン等を導入して、発電等の事業を実施している団体等に対して、現在可燃処理をしている木質やその他のプラスチックごみを資源原料として供給できないかという検討を今後進めていきたい。そのような考えがあるということをご答弁をされています。

また、リサイクルの還元金に対しては配分方法はいつごろまでに検討して結論を出すのかという質問をいたしましたところ、結論の時期ですけれども、こちらにつきましては、なるべく早い時期に検討を進めていきたいというふうに思いますというような答弁をいただいております。

まず、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言の前文を一応見てみますと、私たちが考えるゼロ・ウェイストとは、資源やエネルギーの消費をできるだけ減らす、暮らしの中で使うものを無駄なくできるだけ回す、自然に捨てなければならないごみを限りなく減らす、そしてそのための暮らしや仕組みをみんなで作って、支えていくというふうになっております。

ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画の中期目標、これは一応3年から5年程度の目標ですけど、宣言から一応5年がたっています。今回この件について、先ほど①から⑨までの取り組み事業を詳しく質問しました。ということは、もう5年もたっているということで、このゼロ・ウェイスト宣言について、どこまで進んでいるのかということで、詳しくちょっと質問をしてみたところです。

そこで、2回目の質問なんですけど、取り組みの成果が先ほど聞いた分では上がっているところもあるし、どうかなという成果が上がっていない取り組みについても若干見受けられますので、その成果が上がっていない取り組みに関して、原因をどのように分析をしているのか、質問をします。

それと、ゼロ・ウェイストに向けた取り組みの見直しについての検討はされたのかどうか。もしされたのであれば、どこでされたのかお聞きをしたいと思います。

それから、ゼロ・ウェイストまちづくり水俣宣言の中で、私たち水俣市民はゼロ・ウェイスト

の取り組みを進めるために、市民・事業者・行政が必要な情報を共有し、継続的に話し合う場を設け、常に目標・行動・成果を見直ししながら、協働で取り組みますというふうなうたっております。

そこで、次の2点を質問したいと思います。

まず、第1点目は、ゼロ・ウェイスト宣言については、誰が責任者で、どこが中心になって取り組んでいるのか。まずこの1点を質問します。

それともう1点は、市役所の職員・事業者・市民のゼロ・ウェイストに対しての意識、これをどのように捉えておられるのか。

以上、2回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点、今、御質問のほうお聞きいたしました。

ゼロ・ウェイスト宣言自体、私も今回御質問ありまして、宣言文も見させていただいて、行動計画も見せていただきました。議員のときも少しずつ見ておったんですけど、少し関心が薄れていたかなというふうな思いがあるのも実際でございます。このように議会で取り上げていただいて、また検証するというのは非常に重要なことというふうには思っているところでございます。

その中で、成果が上がっているものと上がっていないものがあるということで、上がっていないものに関してどうかということでございます。新しくこういった成果を上げるのに設備投資等が必要なものもございますし、また人を導入しなくてはいけないというものもあるというふうには思っておりますので、その辺をもう少し精査しながら、上がっていないところは検討しながら、成果が上がるためにはどういったものが必要かということを検討して進めていきたいというふうに思っております。

2番のゼロ・ウェイストの見直しにつきましては、総合計画、環境基本計画との関連がございますので、随時担当課とこの辺のすり合わせをしながら、やはり見直しはしていきたいというふうに思っておりますし、現在も意見交換等はやっているところでございます。

そして、3つ目の責任者、そしてどこが中心かということでございますが、ゼロ・ウェイスト宣言自体は前市長が宣言やっておりますので、当然、私が今後も責任者としてやっていきたい、そういった思いでございますし、担当課につきましては、環境モデル都市推進課、そしてクリーンセンターが中心になって取り組んでいく、そういったことでございます。

そして、4番目の市役所の職員、事業者、市民の意識ですね。実際、深く浸透していないというのが何となく雰囲気わかります。結構行政で打ち上げて、そのままだんだん右肩下がりになっていくというのはよくあることでございます。これは目標を2026年に定めておりますので、もっと周知をする、いろんな形でできると思います。市報を使えることはできますし、「みなへ

ら通信」等も使えますし、また今ホームページ、フェイスブック等も立ち上げてやっておりますので、いろんな形で発信をして、市民の皆様方にも浸透をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問の中で、ゼロ・ウェイスト宣言についての責任者、これは市長ということの答弁をいただきました。

また、取り組みについては環境モデル都市推進課及びクリーンセンターが中心となって取り組んでいるということですが、市長も言われたとおり、2026年までこれは達成するということですので、あと10年ちょっとという期間しか、まあ捉え方なんですけど、ないんですよということなんです。

それで、質問をしたいと思いますが、ゼロ・ウェイスト宣言を達成できるというふうに思っているのか、またどのようにして達成するつもりなのか、1点お聞きします。

それと、やっぱり物事をするには体制づくりというのが一番必要かなというふうに思っています。実は、私もまちづくり関係等でいろんな経験をしているんですけど、これには人、それといかに組織をつくり上げていくか、この2点をしっかりした格好でやっていけば、ある程度の成果は上がってくるのかなという、そういう経験を私しています。

そこで、質問なんですけど、ゼロ・ウェイスト宣言に取り組む体制づくり、プロジェクトをつくるなり、いろんなことがあると思いますが、その体制づくりが必要と思うがどうか、質問をしたいと思います。

次に、ゼロ・ウェイストの意識について、先ほど質問をしました。実は、ゼロ・ウェイストの意識については、私自身も実は余りなかったのかなという、そういう気がしています。というのは、議員研修で私たち視察とか行くんですけど、そのときに代表が議員として挨拶をします。その中で水俣の紹介等をするんですけど、そのときには環境モデル都市とか環境首都、そういうことについてはお話をするんですが、実際、水俣市はゼロ・ウェイスト宣言をしていますよというようなことを私自身も言った記憶がないんじゃないかなという、そういう反省点を自分なりにしています。やはり議員もこれだけ市が取り組むという宣言をしたからには、やはりそれなりの覚悟を持ってやるべきかなということで、私自身も反省をしています。

それと、担当課の人たちはある程度意識はあると思いますが、それ以外の職員の方の意識がどうなのか、そこの声なりがちょっと私は聞こえてきてないのではないかなという気がします。先ほど一応答弁もいただきましたけど、あえてもう一回、市民・事業者・職員の意識を高めるために、今後どのような対応というのを考えておられるのか。

以上、3回目の質問とします。



○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ゼロ・ウェイスト宣言を達成できるかということで、最初の質問はありました。

水俣市は、市民にいろんな御苦勞をかけながら、ごみの減量、リユース、リサイクル、そういったものを進めております。そして24分別、いろんな形で市民と一緒にまちづくりを進めておるわけでございます。

この宣言にもございますが、2026年までにごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりの仕組みをつくり出すという、そういったまちづくりをやるという宣言をやっているわけでございますので、今やっているものをもっと進めながら、やはりこの2026年という目標を掲げて、そこに向かって一歩ずつ階段を上っていく、そういった作業が必要だと思っておりますので、今後これを進めていきたいというふうな思いでございます。

それと体制づくりにつきましては、午前中も地方創生のそういった体制、プロジェクトという話があったかと思いますが、やはり目標を掲げたら、そういった体制、プロジェクトをつくって、そこで集中的にやるというのも非常に必要だと思っております。今は、この担当課がありますので、そこで対応しておりますけど、今後進めていく中でこういった体制をもう一回整えるということも検討はできるかというふうに思っております。

それと、やはり最後の啓発ということですね。実際、市民にもなかなか浸透が難しいんですけど、職員も実はそういった意識が、担当課はそういったゼロ・ウェイストというものが頭に当たりするのかもしれませんが、ほかの部署についてはもしかしたら薄いのかもしれません。今、私も市の職員の方と話すときに、よくよそに行くところのバッジでいろんなことを文言を入れているのがあります。うちは環境首都でもございますし、このゼロ・ウェイスト宣言も宣言しております。

実際、話をしているのは、もう環境首都というバッジをつけて、環境首都水俣というのを意識づけをしてくれというのを今頼んでいるところですけど、またゼロ・ウェイスト宣言をしたまちというのも、そういった何か目につくもので、それがバッジなのか、標語なのか、張り紙なのか、その辺も検討させていただいて、やはり意識の中にいつもゼロ・ウェイストのまちづくりをやっているということを浸透させていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、円卓会議について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、円卓会議について順次お答えします。

初めに、ゼロ・ウェイスト円卓会議についてのうち、まず一般廃棄物処理計画の検討はどうなっているのかとの御質問についてお答えします。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、先ほど答弁しましたとおり、平成24年3月に策定しており、それに基づき、一般廃棄物の処理を進めております。

次に、燃やすごみの減量化の検討はどうなっているのかとの御質問についてお答えします。

燃やすごみの減量化につきましては、燃やすごみの組成調査の結果から、まだ資源となるもの、特に紙、容器包装プラスチック、生ごみが多く混入していることが明らかとなっています。そのため、これらの資源となるものをきちんと分別していただき、燃やすごみを減らしていくために、市民の方々にわかりやすい情報を提供していくことが重要だとの考えから、ゼロ・ウェイスト円卓会議において、ごみ減量情報紙「みなへら通信」を作成し、年に4回、市報とあわせて全戸に配布し、資源ごみの簡単な分別方法を紹介したり、ごみの減量やゼロ・ウェイストに関する話題を提供しています。

また、燃やすごみへの生ごみの混入につきましては、神奈川県葉山町で開発されました家庭用生ごみ処理器キエーロのモニター事業を実施し、生ごみの自家処理について、普及の推進に取り組んでおります。

次に、キエーロの実験結果はどうなっているのか。また、今後の普及についてはどのような考えなのかとの御質問についてお答えします。

現在、水俣市内の約70世帯において、キエーロのモニターとして御協力をいただき、本年2月と7月に、生ごみ処理量の記録とアンケートを御提出いただきました。モニター世帯の約8割から回収したこれらの結果によると、キエーロの使用によって、1世帯当たり年間約120キログラムの生ごみを自家処理することができると試算されました。これは他の生ごみ処理器と比べて虫やにおいの発生も少なく、衛生的に生ごみを処理できるとの感想をいただいております。

この結果を受けて、本市としましては、家庭における生ごみの自家処理を進め、生ごみや燃やすごみの減量を図るために、キエーロの普及を促進する制度等の検討を行い、普及に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境にやさしい暮らし円卓会議について、食と農作業部会で取り組んだ焼酎づくりの現状はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

食と農作業部会は、平成23年度に立ち上がり、休耕地を活用し、安心安全な地産地消の推進及び特産品の開発により、地域の活性化とイメージアップを図ることを目的とした部会でございます。この部会の目的に添って会議を重ねた中から、オリジナルの芋焼酎をつくる提案が上がり、取り組みを始めたものでございます。地元農家や寄る会、市民ボランティアの方など多くの方と協働し、イモの植えつけ、収穫を行い、収穫したイモを酒造会社に納入する形で芋焼酎水俣あか

りとして生産しております。今年度は取り組み始めて3年目ではありますが、約5トンのイモを収穫し、現在酒造会社において生産中でございます。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは2回目の質問をします。

ゼロ・ウェイストの円卓会議、これの活動報告を私はインターネットで一応打ち出して、それも確認させてもらいました。

それで、若干聞きたいことがありますので、それは、この現状把握というのをさされていて、これが資料としてインターネットに載っています。これを見ますと、ごみ処理の歳入歳出、これが平成22年度の資料が載ってまして、平成22年度の歳入、これが4,405万7,000円、一応収入がありましたということで、これは資源ごみの売却とか、用地使用手数料関係等がこれだけ収入がありましたということです。それと、歳出としましては、5億4,556万4,000円、これほどごみ処理関係等にお金がかかっていますよということで、この中身は、広域事務組合の負担金、それから粗大ごみの処理とか、生ごみの委託料、そしてこの中で広域事務組合の負担金、これが3億3,574万6,000円、要するに、歳出の60%以上がこれだけ燃えるごみにかかっていますよというような資料が1つ出ています。

それと、もう一つは、やはり現状把握の中で、燃えるものの組成調査、これが行われております。2010年の9月から10月ということで、この資料の中に燃えるものの組成調査を実施した結果、4割から7割程度が紙とか生ごみが混入していましたよということで、先ほどの藤本議員の質問で1億円という話がありましたけど、この資料の中には、そういう燃えるもの、これを適切に分別した場合、リサイクル率が61.8%になります。現在、多分40%ぐらいだと思いますけど、リサイクル、これが61.8%になりますと。それと、ごみ処理経費が年間8,000万円削減されるというような推計をされております。

そこで質問なんですけど、どのようにすれば8,000万円の削減ができるという、そこを1点質問したいと思います。

それから、資料の中にもう一つ行動計画の見直し、この資料が載っています。この中に、新しい仕組みとして可燃ごみの有料化というのが掲げてあります。これはどういうことなのか、1点質問します。

それともう1点は、やはりこの資料の中に、ゼロ・ウェイスト戦略づくりにおいて、中・長期計画づくりとありますが、これはゼロ・ウェイストの行動計画、これを見直すということなのか、質問をします。

それから、次にキエーロについてですけど、先ほど答弁をいただきました。その答弁の中で、ちょっとわからない部分がありますので、それについて質問したいと思います。

まず1つはキエーロ、これをどの地域に普及をさせる考えなのかどうか、1点。

それと、キエーロの処理能力、これが先ほどの答弁の中では、1世帯、年間120キログラムの生ごみを処理する能力がありますというような答弁がたしかあったと思いますが、その根拠というのを教えていただければと思います。

続きまして、焼酎づくりについての2回目の質問をしたいと思います。

焼酎の生産というのは、1回目から今年度だんだんふえているというふうに伺っております。

それで質問なんですけど、今後増産ということを考えられているのかどうか。

それと、原料のイモ、これは生産者から幾らで購入をされているのかどうか。

それから、これの1つの目的は、先ほどの答弁でもたしかあったと思いますが、休耕地をどのように利用していくかという、その目的も入っているということを伺っておりますので、休耕地利用、これがふえているのかどうか。

以上、質問をします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、中村議員の2回目の質問にお答えします。

幾つかあったんですけども、まず紙ごみなどを減らした場合に8,000万円削減できる、藤本議員のときは1億円という話を、ちょっと朝しました。これは燃やすごみに混入している資源物が完全に分別された場合と、そのときにその分が約2,000トンだとすると、広域行政事務組合の負担割合が、それでいくと単純に8,000万円ぐらい減る、朝申しましたように1億円減るというわけにはいかないと思いますけれども、わかりやすい数字ということで、実際にはもうちょっと複雑で、こんなに簡単にはいかないと思うんですが、単純化して啓発にしたいという意味でこういう数字を出しております。御了承いただければと思います。

続きまして、可燃ごみの有料化です。これにつきましては、現在、資源物も、燃やすごみにつきましても無料であります。例えば、資源物に出すべき紙を燃やすごみに出しても、どちらでも無料であり、じゃ週2回もあるから、燃やすごみに出そうという人がいてもおかしくない、そういうふうになってほしくないんですけども、ということで、それを動機づけするために有料化、有料袋などを使って出せば、紙類、プラスチックなどが資源ごみのほうに出てくるのではないかという考えで、よその市町村ではほとんどそういうことをやっているところが多いんですけど、水俣市ではまだやっておりません。ただ、これを実施することになりますと、市民の皆さんにまた新たな負担を強いるということになりますので、これはまだ本当に慎重な検討が必要かなというふうに思っております。

続きまして、ゼロ・ウェイストづくりの中・長期戦略づくりで、ゼロ・ウェイスト行動計画を見直すというのはどういうことかという質問だったかと思いますが、これは一般廃棄物処理基

本計画に基づいて実施したいということでございます。

続きまして、キエー口の普及ですけれども、これは市内全域を目指しております。

続きまして、キエー口の年間120キロの根拠ということでございます。これは、モニター世帯70世帯で、2月と7月、1カ月間記録をつけていただいて、1世帯当たり1カ月で約10キログラムの生ごみが処理できたということで、年間では120キログラムというふうに見込んで試算をしております。

続きまして、焼酎ですけど、増産ということで、去年4,000本だったんですけども、ことは8,000本ということで見込んでおりますが、それにつきましては販売状況、イモの収穫量、それと酒造会社との関係もありますので、その辺と協議をして、今後のことはまた決めてまいりたいというふうに思っております。

次に、イモの購入代金だったと思いますけど、それは酒造会社から生産者のほうに謝礼というふうに言っておりますが、大体1キログラム当たり60円から70円程度というふうに伺っております。

続きまして、この焼酎生産につきましては、休耕地の利用というのも当初目的の1つだったんですけども、現在、約40アールで生産をしております、そういう意味ではそんなに休耕地の利用に貢献するかと言われると、なかなか厳しいものはありますが、今後もその休耕地の活用の推進に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

まず、ある程度理解できた部分もあります。キエー口、これの目的、これは燃やすごみの減量を進めるというのが目的だと思います。というのは、生ごみをいかに減らすかということで、ゼロ・ウェイスト円卓会議で燃えるものの組成調査、この結果、これを見てもみますと、この方法は、生ごみは皆さんも御存じのとおり、分別している地域と分別していない地域があります。そこを2つに分けて燃えるごみの調査をされて、それを見てもみますと、生ごみの分別収集をしていない地域、ここに燃えるごみの中に生ごみが約50%近くまざっているというような結果をここに出示されております。

そういうことであるならば、キエー口を設置する、そこについてはキエー口の普及として、私が今言ったように、生ごみを分別していない地域、これは50%近くの生ごみが混入しているということで、その地域への設置・普及、これをまず考えるべきではないかなというふうに私は思っておりますけど、それをどのように考えられるか1点お聞きをしたいと思います。

それから、キエー口によって水俣市全体の生ごみをどれぐらい削減するという、そういう目標とかそういうのがあるのかどうか。そこを1つお聞きしたいと思います。

それから、次に焼酎づくりについてです。焼酎は皆さんも飲まれると思いますけど、焼酎のコクを出すためには、たるに入れたら何かうまみが出るというようなそういう話もちよっと聞いたことがあるんですが、そのたるで保管するためには、やっぱり大量生産をしなければいけないというような話があるみたいです。今は多分、瓶に直接詰めておられるんじゃないかなと思いますけど、そういうことを考えれば大量生産ということ。

それと、もう一つは、ことしは原料のイモがちょっと足りなかったというような話もお聞きしていますので、それを考えますと、今の実行委員だけの体制では、この事業は本当に大変じゃないかなという気がします。特に、イモを生産するためにはそれだけ人出も要るといようなことを聞いておりますので、そこで質問なんですけど、今後原料、生産者をどのようにふやしていくということを考えておられるのか、1点質問をしてみたいと思います。

それと、私はこれは円卓会議についての質問ということで、最終的に聞きたかったのは、一応2つの円卓会議の質問をしましたが、現在、円卓会議として継続的な話し合いがされているかどうか。そういう部分の中を考えてみますと、これは質問なんですけど、円卓会議の役目として今後もこのままのやり方でやっていくのか、それとも次のステップに進むのかどうか、その考え方をお聞かせいただいて3回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、中村議員の3回目の質問にお答えします。

キエーロは、生ごみ収集地域以外に普及させたほうがいいんじゃないかというような最初の質問だったと思います。もちろんその地域でもどんどん使っていただいて、生ごみの処理をしてほしいんですけども、生ごみの処理という意味でいけば、生ごみを分別する地域でもこれでキエーロを使っていただくことによって、生ごみ自体が減るということで、ごみ総量も減りますので、もちろんそちらでもどんどん使って、生ごみを減らしていただきたいという意味で、市内全域でキエーロの普及を考えているところでございます。

キエーロによってどれぐらい削減するつもりなのかということで、これはなかなか難しいんですけども、一般廃棄物の処理基本計画の目標で、平成27年度が1人1日当たりごみ量を729グラムというのがあります。そのためには現在よりも年間約600トン、ごみ処理を減らさなければいけないと。これはこじつけみたいなもんですけども、600トン減らすためには、生ごみが約20%とした場合に120トンということになります。と考えると、それを減らすためには、キエーロを約1,000台つけたら、ちょうど120トン減るのかなというふうなことで、とりあえず1,000台普及させたいなというような思いもあります。できるだけ多く普及させたいというのもありますけど、1つこじつけですけども、こういう計算も成り立ちます。

続きまして、焼酎ですけど、たるで保管したらもうちょっとおいしいのができるんじゃないか

というようなことで、もちろんそのためには生産もふやさないといけない。イモの値段がそう上がらないということで、積極的に本当に農家の方が取り組んでいただけるというのは、なかなか難しいものがあるんですけども、そういう意味だけではこれはありません。地域のイメージアップとか特産物とか、そういうふうな意味もありまして、また、できるだけ広報紙とかを使ったり、農家の方に焼酎づくりの理念とかをお伝えして、生産に参加していただけるように、今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、円卓会議の役割ということで、円卓会議は平成21年度から始まっておりまして、いろんな普及啓発活動に取り組んできているんですけども、特に平成23年度からは、いろんなテーマを広げて広く話し合いをして、いろんな事業の検討をいただいております。

現在では、いろんな各円卓会議によってアイデアとか、御意見いろいろいただきまして、実際そういう事業の実施段階に移行しているものもたくさんありますので、今後も円卓会議のあり方については、またよく考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） キエーロについて、少しだけちょっと私のほうも御意見述べさせていただきたいと思うんですけど、私もモニターで半年ぐらい使わせていただいて、やっぱり非常に最初は半信半疑でさせていただきました。においがするんじゃないか、虫が湧くんじゃないか、実際消えるのかというか、ちゃんと処理できるのかというのを半信半疑でやりまして、今ずっと、大体私が担当でやっておりますけど、ほとんどうまいぐあいにやっているのが現状です。

ほかの方で、ちょっとお話を聞くと、うちにはにおいがするという話をされるんです。それで、お話を聞くと、やっぱり処理のやり方が、私は6カ所に分けてやるんですけど、その方は3カ所にしか分けて、それで3日間ずっと回しているということですから、結局処理ができていない。うまいぐあいに指導をしていけば、きちっと処理ができるものだというふうに自分は確信をしているので、次年度以降、これを実際はもう水俣の木材を使って、そして前回、熊本県建築士会水俣芦北支部がつくられましたんですけど、そういったものを有料化でも販売してでも、市内で有料の袋を買っていらっしゃる方は、もうペイは必ずできると思います。

ですから、そういったのもっと普及して、ごみを減らす。そして、生ごみを回収していないところには、それをつけていただいて、今そのまま燃やしている分をそこで処理していただければ、そのまま燃やすものが減りますので、さっきも8,000万円、1億円という話ですけど、そういうものが減っていくと思いますので、今後はぜひ、そこは普及は担当課と話しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時25分 散会



平成26年12月10日

平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時45分 散会

（出席議員） 15人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	福田齊君
牧下恭之君	淵上道昭君	真野頼隆君
谷口眞次君	緒方誠也君	野中重男君

（欠席議員） 1人

川上紗智子君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第3号

平成26年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |   |
|---------|---|
| 1 野中重男君 | 1 水俣病についての国保財政への特別調整交付金について<br>2 川内原発の避難計画について<br>(1) 9月議会での質問で、まだ不明であると答弁されたことについて<br>3 水俣城発掘と保存について |
| 2 谷口眞次君 | 1 献穀事業について<br>2 水俣川河口臨海部振興構想策定業務の護岸調査について<br>3 インフルエンザ予防接種について<br>4 無田湿原について<br>5 戦争遺跡について            |
| 3 瀧上道昭君 | 1 財政問題について<br>2 献穀事業について<br>3 プレミアム商品券について<br>4 接遇について<br>5 教育問題について                                  |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

(野中重男君登壇)

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男でございます。

衆議院が解散され、総選挙が行われております。初めのころは、なぜ今解散なのかという声はかなりありました。しかし、今、市民の皆さんのところを回ってみましても、怒りが噴出しているというふうに私は思っています。市民の皆さんが言われた言葉をそのまま紹介しますと、物価が上がった、年金は下がりっぱなし、賃金は上がらない、もうかっているのは一部の富裕層と大企業だけではないか、安倍さんの政治はあんまりだという声を多くの方から聞きました。

資料によりますと、株価が上がって、ソフトバンクの孫社長は6,500億円の資産がふえ、ユニクロの柳井一族は1兆円を超える資産がふえたそうであります。また、自動車大手8社は円安効果で1.8兆円の利益がふえたと発表しています。賃金が上がったのは、5%の人たち、95%の働く人たちの賃金は上がっていません。雇用がふえたのは非正規労働者だけ、正社員は22万人減っています。

先日は、副総理の社会保障費がふえたのは、子どもを産まないのが原因という話もありました。私は、このような政治に未来はないというふうに思います。市政も国政と直結しています。市政の前進を願いつつ、質問に入ります。

1、水俣病についての国保財政への特別調整交付金について。

①、直近の資料で、国民健康保険制度で46歳から64歳まで、65歳から74歳まで、及び後期高齢者医療制度で75歳以上の市民の数は何人か。

また、その年代区分の中で水俣病に関する医療手帳、被害者手帳の所持者はそれぞれ何人か。

②、国民健康保険制度で水俣病に関する幾つかの手帳所持者の医療費助成で、7割に相当する部分については国と県が特別調整交付金を出すようになっているが、国の負担分は100%出されていない。来年度の交付金額は聞いているか。

2、川内原発の避難計画について。

9月議会での質問で、まだ不明であると答弁されたことに関連して、

①、原発から30キロ以内で、10キロ圏の入院患者、福祉施設入居者の避難については鹿児島県で検討されていると答弁された。その後計画は進んでいるのか。

②、出水市の要援護者の避難計画はできていなかった。もうできたのか。

③、風向きによって複数の避難先の準備が必要とされるが、これも鹿児島県が検討中と答弁されている。その後計画はどのようになっているのか。

④、放射能に汚染された住民が水俣市内に入ってくる可能性が指摘され、スクリーニングと除染は国において検討中と答弁された。明確になったのか。

3、水俣城発掘と保存について。

①、水俣市は、平成21年から水俣城の9カ所で発掘を続けてきた。現在までに確認できたものは何か。

②、水俣城に関連する年表を見ると、1580年ごろから水俣城の2回目の破却までの60年間に領主、城代が次々とかわっている。領主や城代がかわっていった背景にどのような軍事・政治・支配関係の変化があったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣病についての国保財政への特別調整交付金については福祉環境部長から、川内原発の避難計画については私から、水俣城発掘と保存については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 水俣病についての国保財政への特別調整交付金について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 初めに、水俣病についての国保財政への特別調整交付金についての御質問に順次お答えします。

まず、平成25年分の国民健康保険の平均被保険者の人数及びその中での医療手帳、被害者手帳の所持者数についてお答えします。

平成25年分の国民健康保険の平均被保険者数は、46歳から64歳までの方が2,582人、65歳から74歳までの方が3,124人となっております。その中で医療手帳・被害者手帳の所持者数につきましては、熊本県において、それぞれの手帳の年齢別の対象者数に関するデータ集計は行っていないとありますので、被保険者のうち水俣病等の方で、実際に受診された方の数を把握しておりますので、その実績をお答えさせていただきます。

平成25年におきましては、64歳以下の方が1,051人、率にして40.7%、65歳から74歳までの方が1,554人、49.74%の方が、水俣病等の方として医療機関を受診されています。また、後期高齢者医療制度の対象者につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合にお尋ねしましたところ、75歳以上の被保険者数、5,033人に対し2,312人、45.94%の方が、同じく受診をされています。

次に、来年度の特別調整交付金の予定額につきましては、平成27年度の国の予算が成立していないため、現時点においてはまだ示されておりません。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 国民健康保険の年代区分については今御答弁いただいたとおりで、46歳から64歳までの方のうち、手帳を使った受診者が40.7%、それから65歳から74歳までの方で各種手帳所持者の中の受診者が49.74%、それで、64歳から74歳までのいわゆる国民健康保険の方を合計して数字を出してみますと、総数が保険者数が5,706人、それから受診者数が2,606人で45.67%になります。後期高齢者のところは、今答弁されたとおりで45.94%。

それで、2回目の質問なんですけれども、今答弁されたのは国民健康保険と後期高齢者のところだったんですが、被害者手帳をお持ちの方はこの2つに限定されませんで、認定患者さんたちは国民健康保険だとかは使われません。認定患者さんの手帳を使います。それから、政府管掌保険のいわゆる社会保険と言われる保険だとか、あるいはその家族の方たちは、この統計には入っていません。また、生活保護の方たちもこの統計には入っていません。

今申し上げたように、答弁あった数字とは別に、まだその他の健康保険等に加入されている方がかなりの数いらっしゃるというふうに考えますと、この64歳以上の方たちで比率が推定ですけれども、どれだけになるのかわかりません。6割なのか7割なのかというのがわからないんです。これはもう環境省はきちっと数字を公表すべきなんだろうというふうに思うんですけれども、しませんので、推計でいくしかないんです。水俣市が行う全ての政策は、このように広範な健康被害があるということを見据えた上で、いろいろなことが取り組まれるべきではないかというふうに私は思っているんですけれども、そもそも考え方についてどのように思っておられるか、御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、今申し上げたように、さまざまな保険制度の中で、このようにたくさんの被害者がいらっしゃるということを考えますと、45歳以下の市民に全く被害がないというのは論理的に考えても、どう考えてもおかしいというふうに私は思っています。それで、これについてはどのようにお考えになるでしょうか、以上が2点目であります。

それから、2番目に答弁いただいた特別調整交付金についてです。平成27年度の予算が決まっていなかったから数字はわからないというふうにおっしゃいましたけれども、それはそうなんだろうというふうに思うんですが、この間、水俣市あるいは葦北郡の2町などとともに、国にも陳情に行かれたり、あるいは大川議長を初め、一緒に陳情に行かれたりされていると思います。そういうときの環境省、あるいは厚生労働省だとかのこの辺についての感触といいますか、どのような反応を得られているか、得られておればそれを御答弁いただきたい。

また、特別に何も情報がなければ、それはそれで結構ですけれども、御答弁いただければというふうに思っております。

以上、3点です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、野中議員の2度目の質問にお答えします。

いろいろな多くの方が水俣病関係で被害を受けられていると、いろいろな政策を打つべきだと。その考え方ということで、当然さっき申し上げた以上に認定の患者の方とかいろいろいらっしゃいます。それに関して、また別の基金を使った救済措置とかいろいろあります。一番大きいとされているのは県による水俣病総合対策事業だと思うんですけども、これは議員も当然もう御存じのことだと思いますけど、簡単に申し上げますと、医療手帳とか被害者手帳とかを所持される方は、その自己負担分の給付、それを中心としました医療事業、それと健康診査とか健康不安者に対するフォローアップ検診事業などの健康管理事業、こういうのも当然県でやられております。こういう事業に当たっても、本市におきましても健康管理事業には窓口を環境モデル都市推進課、健康高齢課の2カ所に置いて、いろいろな方の健康相談などに当たっているところでございます。

それと、胎児性、小児性の患者さん、家族の日常生活を支援するためには、施設整備などのために地域生活支援事業という事業も行われております。

しかし、まだたくさんの方がいらっしゃいます。またいろいろ状況も変わってくると思いますので、今後も皆さんの御意見を聞きながら、またいろいろなことも考えられると思いますので、そういう事業を進めてまいりたいと思っています。

それと、新しい動きとしまして、国立水俣病総合研究センターが最近発表しておりましたけれども、水俣病の感覚障害を改善するための治療薬をいろいろ開発もしているということで、来年度予算に盛り込んで、来年は臨床試験をするという情報があります。これにつきましては、長年水俣病の被害を受けられた方にとって、手足のしびれなど、その感覚障害が軽減されるということは非常に喜ばしいことだというふうに思っておりますので、来年以後の研究の成果に期待をしているところでございます。

続きまして、45歳以下の年代で、被害が全くないというのはどうだろうというような御質問だと思いますけれども、ことし8月に環境省及び熊本県、鹿児島県が発表しました特措法による被害者救済対象の方の中に、昭和44年12月以降に生まれた方が6人含まれているということでございました。これの判定に当たりましては、データ、原因、地域、症状などの総合的な判断によるものとされておりますので、単に年齢、またはその地域が該当しないということで被害があったかどうかというのを推しはかることは困難ではないかというふうには思っております。

続きまして、特別調整交付金で国の陳情のときの感触、反応についてだったと思いますけれども、それにつきましては、水俣市を初めとして1市2町で水俣芦北地域振興計画をつくってございまして、その推進のために年に2回関係省庁へ要望活動を行っております。その結果、平成23年

度から保険税相当分が国の負担が15分の7から15分の9に増額されておりますけれども、15分の3がまだ補填されていないという状況でありますので、今後要望活動におきましても、この財源措置を要望しているところでございます。

担当の省庁であります厚生労働省におきまして、いろんな実情を説明させていただいた結果、その担当官の理解と、その問題に関する認識をいただいたというふうに考えてはおりますけれども、まだ一層の配慮をお願いするため、県及び津奈木町、そして芦北町と連携して、またその議会の皆様の御協力も仰ぎつつ、今後ともまた努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。

最初にちょっと確認なんですけれども、よく私が聞き取れなかった部分なんです。2番目のところで、昭和44年12月以降生まれた人で、6人の方については対象になっているというふうにおっしゃったんでしたかね。それで、年代ですばっと輪切りするように切ってしまうのは困難だというふうにおっしゃった。そういうふうに理解していいですかね、はい、わかりました。

それじゃあ、3回目の質問に入ります。

最初の質問のところなんですけれども、確かに国立水俣病総合研究センターでいろんな研究をしているというのと、水俣病総合対策事業でいろいろな制度が設けられているというのは承知しています。それで総論としてなんですけれども、これをする、あれをするということじゃなくて、総論として水俣市政の基本的な考え方は、市民の皆さんの中に多くの健康障害を持っておられる方がいるということは、この数字からも出ているわけで、その辺をよく加味した上で、さまざまな政策がされるべきなんだろうと私は思うんです。そういう立場で、政策を進められていると思いますけれども、改めてそれを確認したかったというのが1番目の質問でした。考え方はそんなに変わらないというふうに思いますので、これはこれで結構です。

2番目の答弁のところは、すばっと輪切りするように切ってしまうのが、私は線引きが誤りだったということは、この6人の人たちの例からも明確なんだろうというふうに思うんです。今、特措法でも輪切りされたんですけれども、この制度は改めるべきだというふうに思っています。

それから、3番目の答弁の中で、厚生労働省の健康保険の担当課にはいろいろと説明されたという話をされました。私もことしの春に厚生労働省の健康保険の担当の係長さんと話しました。その方はかなりよく理解されているというふうに思いました。引き続き芦北町とか、あるいは議長などとも一緒に要望されて、いろんな説明をされてよかったんだろうというふうに思います。15分の3の部分がきちっと平成27年度の予算では来ることが本当に大切なんじゃないかなというふうに思っています。



それで、前回質問したときに、この15分の3という数字は金額として幾らになるんだろうかということを行ったことがあります。七千数百万円になるんです、15分の3という数字は、金額にすると。これだけの原資があれば、国民健康保険加入者、先ほど言いましたように46歳から74歳までの方が5,700人、45歳までの方が当然いらっしゃると思うんですけども、おおむね7,000人弱です。この7,500万円があれば、国民健康保険は1人当たり1万幾ら減額することができるんです。ですから、この分だけ水俣病関係の手帳を持ってない方たちにも負担が来ているんだということを見ると、逆差別が起こり兼ねないような状況になっていますから、これは一日も早く改善すべきなんだろうというふうに思います。

それで、最後の質問になりますけれども、水俣市としては今後も努力するとおっしゃいましたが、さらに、すぐ予算編成にも入るんだろうと思うんですが、総選挙が終わればですね。どのようにこれを確保するために動かれる予定をされているか。そのほかの予算もあると思いますけれども、そこを聞かせていただければというふうに思います。

以上、3回目です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 3回目の御質問にお答えします。

特別調整交付金の残りの減額交付ということで、これにつきましては、議会におかれましては6月議会で自治体に負担が生じないよう財政措置を求める意見書ということで可決をいただいております。具体的にどのような要望ということはまだ決まっておられませんけれども、今後ともいろいろな機会を捉えて、粘り強く関係の町とも協力しながら要望を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、川内原発の避難計画について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、川内原子力発電所事故の避難計画についての御質問に順次お答えします。

まず、9月議会での質問で、まだ不明であると答弁されたことについてのうち、原子力発電所から30キロメートル以内で10キロメートル圏外の入院患者、福祉施設入居者の避難については鹿児島県で検討されていると答弁された。その後計画は進んでいるのかとの御質問にお答えをいたします。

鹿児島県においては、7月に川内原子力発電所から10キロメートル圏内の入院患者・福祉施設などの入所者の避難計画が策定されましたが、10キロメートル圏外から30キロメートル以内につきましては、まだ、策定されていないとのことです。

なお、鹿児島県におきましては、事故が発生し、避難計画で設定した避難所が使用できなくなった場合には、空間放射線量を測定し、避難先を決める原子力防災・避難施設等調整システムを整備され、このシステムにおいて10キロメートル以遠の医療機関、社会福祉施設等の受け入れ先を迅速に調整されるとのことです。出水市ではこのシステムを活用した避難体制づくりが必要ではないかと考えており、引き続き、今後、国及び鹿児島県の動きを見ながら、実効性のある避難計画の作成支援に努めていきたいと出水市から聞いております。

次に、出水市の要援護者の避難計画はできていなかった。もうできたのかとの御質問にお答えします。

出水市では、平成22年度に一般自然災害における在宅災害時要援護者の避難支援について申請登録をさせていただいているが、現在、新たな対象者の把握を行っており、今後関係者と連携して登録を進めていきたいと聞いております。

また、在宅災害時要援護者の避難先については、一般の避難所への避難が難しい対象者もいることから、先に申しあげました鹿児島県の原子力防災・避難施設等調整システムによる避難先確保について検討されていると聞いております。

次に、風向きによって複数の避難先の準備が必要とされるが、これも鹿児島県が検討中と答弁されている。その後、どうなったのかとの御質問にお答えします。

さきに申しあげましたとおり、鹿児島県におきまして、事故が発生し、避難計画で設定した避難所が使用できなくなった場合には、空間放射線量を測定し、避難先を決める原子力防災・避難施設等調整システムを整備されましたので、風向き等による避難先の調整がなされるものと思われます。

次に、放射能に汚染された住民が水俣市内に入ってくる可能性が指摘され、スクリーニングと除染は国において検討中と答弁された。明確になったのかとの御質問にお答えします。

9月12日に国の原子力防災会議におきまして、川内原子力発電所に係る避難計画を含めた緊急時対応が具体的、合理的なものであることが確認及び了承されましたが、この中で、出水市の県外避難におけるスクリーニング及び除染につきましては調整中とされており、現在も、国及び県において検討がなされているところであると聞いております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁、ありがとうございました。

川内原子力発電所事故の避難計画については、今答弁されたとおりで、9月議会のときなどほとんど進んでいない、変わっていないと。その一方で、原子力発電再稼働をすることについては着々と進んでいる。それが今、川内原子力発電所をめぐる動きの特徴なんだろうと思うんです。私は本当にこれでいいんだろうかと改めて思います。

市長答弁いただきましたので、改めてちょっと僕の頭を整理したいと思いますけれども、1番目の10キロメートルから30キロメートルの圏内のいわゆるドーナツ型のところの人たちについては、空間線量等をはかって、いろいろとするというふうに言われているんですが、これも結局空間線量をはかってからどこに逃げようかという話ですから、具体的計画は何もできていないということなんです。

2番目の出水市の避難計画はどうだというふうに調べていただいたら、今、新しい方たちが登録をしているところなんですというところですから、これも計画は全く進んでいない。

3点目、風向きによってどうだというのも空間線量をはかって避難先を考えますということですから、空間線量が高かったら、じゃ避難しようと思っても、避難する方向に施設があるのかどうか、そこからまた調査して計画をつくらなければいけない。そういう状態だということがよくわかりました。

それから、スクリーニングとか除染については、今調整中という答弁をされましたけれども、もう本当にそのとおりで、こういう事態でそのまま本当に再稼働していいのかというのは改めて思います。

それで、2回目の質問をします。10キロメートル圏内の住民の方が随分いらっしゃるんですけども、自家用車利用困難者の方たちが、バスに乗られていくらしいんです。これは鹿児島地方裁判所で議論された、弁護団が裁判所に説明した資料をもとに聞いているんですけども、415台バスが要るんだそうです。ところが準備可能なバスは100台、300台が不足する。10キロメートル圏内においても1万人が避難できないというのが今の状況なんだそうです。この人たちの計画についても、先ほどおっしゃったように、先ほど聞いたのは10キロメートルから30キロメートルのいわゆるドーナツ状態のところを聞いたんですけども、10キロメートル圏内のところについても、こういうような状況だというふうに私は調べました。事前にこれも調査してくださいということをお願いしておりますので、答弁いただきたいというふうに思っています。

2点目です。鹿児島県の伊藤知事はことし6月に、30キロメートルまでの要支援者の避難計画は不可能というふうに言われています。これは記者会見で言われているんですけども、知事がこういうことを平気でおっしゃるというのは、私は極めて無責任だというふうに思います。県民の命と健康を何と考えておられるんだろうということだと思います。この発言については、市長どのようにお考えでしょうか。

以上、2点です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 避難計画につきましては、私たちもいろんな形で調べても、なかなか先に進んでないというのは現状だと思います。受け入れのほうとしても9月とほとんど変わってない

というふうな答弁しか今のところではできておりません。

今、御質問ありました2点につきましては、バスにつきましてはちょっと確認しましたら、県内の輸送手段で不足する場合は、他県で応援協定を結んでいるところからまず調達をするという、まず第1段です。もしそれが困難な場合は、国の原子力災害対策本部からの依頼で、国土交通省のほうの関係団体、関係事業所等に協力を要請すると、それが第2段。もしそれで不測の事態が起こって、それも困難という場合は、自衛隊、警察、海上保安庁等実動組織が支援をするというふうに確認したところでございます。

2点目の伊藤知事のコメントにつきましては、どういった流れでそういったコメントをされたかはちょっと私は把握しておりませんので、そのコメントについては差し控えさせていただきますが、要援護者であれ援護者でない方でも避難計画というのはやはりもうつくるべきものだというふうに思っております。事故自体は、前は原子力発電は安全神話があって、事故は起こらないということですと進めてきたわけでございますけど、実際に東日本大震災のときに事故が起こってしまったわけですから、もう事故はあるというのを前提にやはり避難計画等はきちっとつくるべきだというふうな思いでございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今御答弁いただきましたけれども、問い合わせしていただいたら、不足する場合には協定を結んでいるところからという話が聞かれたということで答弁をいただきました。それでも足りないときは国土交通省から、あるいは自衛隊だとか警察だとか海上保安庁にも出てもらうという話ですけれども、不足する300台の数が全く出てこないんです。それをどれだけ補うのかという数の話が全く出てこない。総論としてはそういうふうにするだけどもというふうにはなっているんですが、出てこないのがこれは特徴だろうというふうに思います。

運転手さんだって、わざわざ放射線量が高いところに入っていくわけですから、危険を覚悟で入っていかなければいかんわけです。運転手の確保もかなり困難だというふうにも私も聞いています。

それで、結局、今、市長おっしゃったように事故が起きることを前提に物を考えなければいけないんだけれども、今つくられている計画は机上の空論というふうに私は思えてなりません、鹿児島県で進められているのはです。知事がおっしゃったのも評価は、私も市長のお考えとほぼ一緒であります。それで、どう考えても、今の避難計画はもう現実的なものではないというのが明確なんだろうと思うんです。

3回目の質問をしますけれども、原子力発電所事故の避難計画について絞って今聞いているんですが、避難計画で言うと、事故が起きるのはいろんなことが考えられます。この間議論してきたとおりで、地震によって外部電源が供給できなくなった場合、あるいは自家発電が使えなく

なった場合、あるいは送電線が切れた場合だとか、いろんなことが想定されるわけですが、原因としては、地震だとか、津波だとか、あるいは火山灰だとか、いろんなことが考えられるんですが、1つだけ紹介しておきますと、九州電力と原子力規制庁が想定している火山灰は、10センチメートルを想定しているんだそうです。電線の上に10センチメートルの灰が積もることを想定している。それ以上は火山灰は降らないということが前提になって、今回の原子力規制委員会の基準は通過しているんです。

10センチメートルで本当に済むんでしょうか。水俣にシラスがたまっています、シラス台地というのが水俣も古城3丁目あたりによく見ることが出来ますけれども、2メートル、3メートル、4メートル、5メートル積もってるんじゃないでしょうか。それが、どんと火山灰が降り積もって、電線に積もれば、外部電源の送電線は地中化されていませんから、電線がぶつぶつ切れます。外部電源は切られます。自家発電は一定の時間しか回りません。道路が交通遮断されます、道路が通れないわけですから。こういうことも考えながら、この避難というものを一生懸命考えることが必要なんだろうというふうに私は思っています。

二、三日前のNHKテレビによりますと、桜島の溶岩が大正の大爆発のときに近づいていると、あのときと8割ぐらいまで溶岩が地下にたまっているという話もありました。まさに始良火山の爆発が大正時代にあったんですけれども、それに近い状況になっているというのを私は思いました、NHKのテレビを見ながらですね。

3点目の質問です。国際原子力機関（IAEA）、これは国際連合の機関の1つでありまして、オーストリアのウィーンにあるんですけれども、国際原子力機関は、原発の再稼働などの基準に避難計画を入れるというふうになっているんですが、日本の政府及び原子力規制委員会の再稼働等を審査する新基準には、避難計画は全く入っていません。このIAEAが、こういうものを入れているということについては、どのようにお考えでしょうか。

以上、1点です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 平成24年の10月に原子力規制委員会において原子力災害対策特別措置法に基づき、国際原子力機関（IAEA）の定めた原子力防災にかかわる防災措置の枠組みの考え方、そういった基準を取り入れるということは、当然、国際的な基準というものが、そういった避難計画等を必要とするものでございましたら、やはり国のほうもそれに近づいていけるのが当然かというふうに思っておりますし、私も先ほども答弁させていただきましたように、やはりもう事故は一応想定してでも避難計画というものは、きちっとつくっていただきたい、そういった思いでございます。

○議長（大川末長君） 次に、水俣城発掘と保存について答弁を求めます。

吉本教育長。

(教育長 吉本哲裕君登壇)

○教育長(吉本哲裕君) 次に、水俣城発掘と保存についての御質問に順次お答えします。

まず、発掘で確認できたものは何かとの御質問についてお答えします。

発掘調査では、設定した各調査地点から加藤時代の石垣を確認しました。新たに検出した石垣は8カ所で、その配置は城の中心部まで及び向きも多様です。同じ加藤清正の支城に佐敷城がありますが、水俣城も佐敷城と同様に、石垣で嚴重に構築された構造だったと推定されます。調査は、石垣の石切場の特定にも至り、城の北向かいの山中で石切場を確認しています。

今回、城の建物の構造を示す遺構の確認には至りませんでした。大量の瓦が出土しており、瓦ぶき建物の存在が示唆されます。特に、丘陵の北東側で確認された城の入り口は、瓦ぶきの城門を備えていた可能性があります。また、慶長12年、1607年の年号の入った瓦が確認され、石垣はこの時期前後に積まれたものと推定されています。

次に、水俣の領主や城代が変わっていった背景にどのような政治・軍事・支配関係の変化があったのかとの御質問にお答えします。

水俣は、議員御指摘のとおり、固定した領主がないのが特徴の一つです。戦国時代の水俣は相良領の後、約6年間の島津時代を経て、1587年の豊臣秀吉の九州平定で津奈木とともに豊臣家の直轄地となりました。翌年、肥後の北は加藤清正、南は小西行長の領地に二分されますが、葦北郡は佐敷が清正の飛び地、水俣地域は直轄地という状況になります。1593年には薩摩の出水地域が直轄地になり、水俣地域とともに佐賀の唐津城主の寺澤氏に任され、5年後には寺澤氏の領地となります。この年、秀吉の死去、朝鮮出兵からの諸大名の帰国を契機に情勢が変わり、出水地域は島津領、水俣地域は小西領に編入されました。1600年関ヶ原の戦いで小西が属する西軍の敗北で清正領となり、1632年の加藤家改易で細川領となっています。

○議長(大川末長君) 野中重男議員。

○野中重男君 答弁、ありがとうございました。

私も担当の学芸員の方と話をずっと聞きながら、年表も見せていただきました。何度か議会でも質問させていただいて、その都度、進行状況だとかは確認してきたところですが、一度に大きなお金を投入できないということで、それこそ4年、5年にわたって少しずつお金を投入して、9カ所発掘して、いずれも方法論が正しかったんだろうと思うんですね。

それで、今述べられた8カ所を掘ったというふうに言われましたけれども、お城の周りをほぼ360度発掘した。いずれもお城をかたどっていただろうという石垣で囲まれた堅固なお城だったんだということが確認されている。これは方法論としては本当に正しかったんじゃないかなと、お城全体の輪郭が見え始めてきたという意味では、これからの発掘と保存に向けた動きを加速さ

せていくものではないかなというふうに思います。

それで、もう一つ、この約60年間ぐらいの領主がどうか変わったか、あるいは城代がどうか変わったかというところを答弁していただいたんですけれども、本当に私も年表を見ながら、その当時の武家社会の支配の変遷がよくわかる。年表を見るだけで、わくわくしてくるような動きがわかるというふうに思います。

先週のNHKの黒田官兵衛の話で、彼は徳川と石田三成方の両方にも加担しないで、自分が天下をとるんだということで、九州平定に動くというようなところを描いていましたけれども、実は年表を見ますと、1600年、慶長5年に黒田如水と清正が水俣に集結しているというのもあるんです。黒田が加藤と一緒に九州をどう平定するかということで動いたときの1つの流れなのかなというふうにも勝手に想定したんですけれども、今話題の黒田如水も1600年に入っているということも、私も年表を見ながらはっとしました。

それで、2回目の質問です。水俣城は加藤清正がつくったというのは、もうこれまでの答弁のとおりですけれども、以前、私は加藤は徳川にとっては外様大名だから、そのせいもあって一国一城令が徳川幕府から出される前に、第1回目の破却があったんじゃないかというふうに考えて、そのように言ったこともあるんです。その後、いろいろなことをいろいろな方から教えていただいて、息子の忠広のとき、今答弁あったんですけれども、1632年、慶長9年の加藤忠広のときに江戸幕府から改易されているんです。

それで、こういう流れを見るときに、ただ単に外様大名だったから、一国一城令で水俣城が破壊されたのではなくて、加藤家内部のいろんな動きもあって改易に至ったのかなというふうに思うようになりました。この辺については、教育委員会のほうではどういうふうに把握されているんでしょうか。これが第1点目です。

2点目です。今後、発掘したものを、今原稿をつくられているという話も聞いていますけれども、近く報告書がつくられるんだらうと思うんです。それで、報告書をつくられるといろんなところに当然送られるんでしょうし、予算をくれている文化庁だとか、あるいは城郭の専門家の先生方だとか、そういう方たちから意見を聞きながら、どういうふうに発掘しなさい、どういうふうに保存しなさい、これはどういうことが考えられるとか、いろいろな意見が出てくるんだらうと思うんですけれども、そういうものもどのように集約しながら今後に活かしていくかということをお考えでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 第1点目ですが、なぜ息子の忠広のときに加藤家が改易されたのかということですが。加藤家改易の理由としては、忠広の息子の光正が將軍徳川家光暗殺を進める怪文書

に関係したとか、あるいは幕府に断りなく妻子を国元に帰したなどの罪が挙げられているようですが、家光の強権政治、それと旧豊臣家大名の粛清の側面もあったと言われています。

ただ、そもそも忠広の代になって、加藤家自身も内紛などの不祥事や藩の統治に問題を抱えていたことも改易の背景にはあるのではないかと、そういった見方もございます。

第2点目ですけれども、今報告書をつくるということで、そういう方向で準備を進めておりますが、城郭の専門家など、現在まで寄せられた意見、どのようなものがあるのかと。また、今後出された意見については、どのようにそれを集約し活用していこうとしているのかということでございますけれども、現在までには加藤清正の築城技術解明のために、さらなる調査に期待する声や、水俣城の価値づけを進めるために全体の構造把握を行うこと、城の時代変遷を明らかにすることなどの指摘をいただいております。今後、関係部署や専門家の意見を聞く機会を設けて方向性を検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。

新しいことがどんどん出てきているように私は思います。前回質問させていただいたときと比べても、また新しいことが水俣城の築城及び破却に至るまでのところで出てきて、その全てがやっぱり水俣城を語るときには、情報として語られるということが必要なのではないかなと思います。

加藤家の改易の話もなかなかおもしろい話ですし、破却に至った経過が一つよくわかる話じゃないかなと思います。

あるいは今後のところで今答弁なさったんですけれども、築城技術だとか、全体の把握だとか、城の時代編成、水俣城が近代城というふうに考えていますけど、中世からの歴史をひもとくと、かなり古い時代から、あそこには社だとか、お城だとかがあったことが考えられるということも聞いておりますので、その辺のところもいろんな研究者から指摘といいますか、条件等が出ているんだろうというふうに思います。これらも総合しながら、引き続き取り組みを進めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。



(谷口眞次君登壇)

○谷口眞次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口眞次です。

2年前と同じく、ことしもまた師走の解散総選挙、テレビ朝日の世論調査では、安倍総理の解散総選挙を行うことについて、評価するが22%、評価しないが59%、国民の意に反した結果となりました。また、この2年間の経済政策、アベノミクスで恩恵を受けていると感じると答えた人は9%、感じていないと答えた人が83%、デフレ脱却から景気回復へと登場したアベノミクスは、多くの国民の負担増や雇用不安が続き、実質賃金やGDPの悪化、さらに非正規雇用が123万人も拡大し、格差が広がっております。しかし、師走の短期間選挙で、低い投票率が予想され、大勢に変わりはないとの大方の予想であります。

しかし、選挙で勝てば何でもできるという暴走政治ではなく、消費増税を始め、TPP問題、特定秘密保護法、集団的自衛権、原発再稼働など世論調査の結果をしっかりと受けとめ、国民とともに進めていく政治を強く望みながら、通告に従い、市民の皆さんの小さな意見を踏まえながら、以下質問をいたします。

1、献穀事業について。

20年ぶりに献穀事業が水俣で行われ、無事に10月24日皇居に献納がされました。

そこで2点、お尋ねします。

- ①、事業の経過と評価をどう捉えているか。
- ②、効果をどう生かしていくつもりか。

2、水俣川河口臨海部振興策定構想業務の護岸調査について。

今12月議会に策定業務委託料として、1,500万円の補正予算が計上されております。

そこで2点お尋ねします。

- ①、この事業の目的と内容はどのようなものか。
- ②、構想の位置づけと今後のスケジュールはどうなっているのか。

3番目に、インフルエンザ予防接種について。

冬将軍の訪れとともに、ことしも大流行の心配だとの報道がございます。

そこで2点、お尋ねをいたします。

- ①、近年の接種率の推移はどうか。
- ②、水俣市の自己負担は他市町村より高いと聞くがどのようになっているのか。

次に、4、無田湿原について。

県の自然環境保全地域である無田湿原の希少植物が、近年減少しつつあると聞きました。

そこで2点、お尋ねします。

- ①、これまでの管理状況の経緯はどうなっているのか。
- ②、希少植物が数多く生息していたと聞かすが、現状と今後の管理をどう考えているのか。
- 5、最後になりますが、戦争遺跡について。

終戦の年にチッソ水俣工場、現JNCは弾薬の原料工場だとして、数多くの空襲を受けたことから、水俣各所に避難用の防空壕が点在をいたしております。

そこで2点お尋ねします。

- ①、防空壕が市内各地にあるが、その状況と管理はどうなっているのか。
- ②、安全対策と未来の子どもたちへ戦争の教訓を引き継いでいくための整備が必要と思うがどうか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えします。

まず、献穀事業については産業建設部長から、水俣川河口臨海部振興構想策定業務の護岸調査については私から、インフルエンザ予防接種については福祉環境部長から、無田湿原について及び戦争遺跡については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 献穀事業について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 初めに、献穀事業についての御質問に順次お答えします。

まず、事業の経過と評価をどう捉えているかとの御質問にお答えします。

献穀事業については、20年ぶりに水俣市での実施となり、実施主体として、熊本県、あしきた農業協同組合、水俣市議会、水俣市などの関係機関から構成される水俣市献穀事業推進協議会を設立し、事業を実施いたしました。事業の実施に先立ち、献穀米、献穀アワ栽培者を、淵上弥生様、由美子様御夫妻にお引き受けいただき、米の栽培の流れにそって、5月8日に清祓祭・播種祭、6月7日に御田植祭、10月4日に抜穂祭、10月14日に奉告祭といった主要行事を実施いたしました。

ことしは、たび重なる台風の接近と8月からの長雨による日照不足で、稲の生育等心配される面もございましたが、主要行事の全てが晴天になるなど天運にも恵まれ、10月24日に皇居内で開催された献納式で、11月23日の新嘗祭に向けた献納を無事に終え、事業の目的を達成することができました。全体を通して、大きな問題もなく献納を終えることができ、事業は、成功裏に終了

したと評価しております。

このことは、関係機関を初め、14区自治会や田男・早乙女として御協力いただいた地元緑東中学校の当事業に対する御理解と御協力のたまものであると考えております。

特に、緑東中学校においては、2年生の土曜授業のテーマとして、献穀事業を位置づけていただき、献穀田での一連の作業や行事を通して、米づくりについて学習していただきました。

その集大成として、11月16日に行われた緑東中学校文化祭で、献穀の誉れと題した創作劇を上演し、学習の成果を発表されました。ふだん食べている米の栽培や米づくりの大変さを知ると同時に、農家のさまざまな知恵や日本の稲作文化のすばらしさを学んでいただいたことは、農業への理解をより深めることにつながり、大きな成果であったと評価しております。

次に、効果をどう生かしていくつもりかとの御質問にお答えします。

献穀事業を通して、米づくりのすばらしさを地元緑東中学校を初めとする多くの方々に再認識していただき、農業の重要性を改めて感じているところです。

今回献穀事業を体験した中学生の中から、将来の農業担い手として、地域へ貢献いただく人材が出てくればと期待しております。また、献穀事業を実施した薄原桜野地区では、既に水田の基盤整備も完了しており、地域農業を地域で守っていくために、新規就農者を含めて、将来的には農業法人の設立に向けた機運も高まりつつあるとお聞きしております。その際は、市としても積極的に支援を行っていきたいと考えております。また、献穀事業を実施したことにより、米の取引についての問い合わせもあっているとのことで、これを機会に、個人消費者や飲食店等への販路拡大につながることを期待しているところです。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので2回目の質問に入りたいと思います。

今、答弁にあったように、この献穀事業につきましては、本当に水俣にとっていろいろな面で高く評価できるものではないかなというふうに感じておりました。子どもたちも貴重な体験をして、水俣のPRもアピールもできたんじゃないかなというふうに強く思っているところでございます。

今回、20年ぶりにこの献穀事業がなされたということで、そこで質問なんですけれども、どのような経緯でこの水俣に決定したのか。それとまた、今後数年先にこの事業が水俣で行われる可能性というのはどうか、これをまず1点お尋ねしたいと思います。

それから、歴史的な献穀事業が、多くの皆さんの御協力によって大成功裏に終わったということで、地元の14区の皆さんを初め、特に淵上さん御夫妻には終始御苦勞があったんじゃないかなというふうに感謝を申し上げたいと思います。

それと、この歴史的な事業が行われた現地にやはり、今看板等が建てられているかなというふう

に思いますけれども、ぜひここにすばらしい実績というか、事業があったんだということで、そのあかしとして記念碑等でも建てればどうかなというふうを考えております。景観を崩さないような、そんな大々的な金をかけてやるんじゃないかと、自然石を持ってきて、その横に土台と記念碑を建てて、文字を入れてつくるといふことでもいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のところを2点お尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、どのような経緯で水俣市での決定となったかという御質問でございますけれども、献穀事業は、県内の振興局単位の持ち回りで実施をされております。芦北振興局管内におきましては、平成6年に水俣市の越小場地区、平成16年に芦北町の大野地区で開催をされております。今回につきましては、昨年1市2町で協議を行いまして、その結果、本市での開催ということになっております。

それから、2番目の今後水俣で開催される可能性についてでございますけれども、水俣芦北管内での実施につきましては10年後ということが予想をされます。その際におきましても、芦北町、それと津奈木町と協議をするということになりますので、現時点では判断はできないというところでございます。

それから、献穀をした場所に記念碑等を設置できないかという御質問でございますけれども、この事業主体であります水俣市献穀事業推進協議会は、献穀事業の終了に伴いまして、11月20日には既に解散をしております。そういったこととあわせまして、地元からは、事業内容を説明した看板等については設置したものを残してほしいということは伺っておりますけれども、記念碑等の要望等については、現在伺っておりませんので、看板にかわる記念碑の設置というのは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 今、2回目の答弁をいただきましたけれども、県内振興局で1市2町で協議されて、今回水俣ということで、10年後になるか、20年後、最悪30年以上になる可能性もあるわけですよ。

地元の要望で、大体もう終わっているんだけど、看板は立ててほしいというような延長の意向があったということで、そこにはこれまで苦勞して頑張ってきたんだという思いもありますし、やっぱりそういったあかしを残してほしいなという気持ちがあるんじゃないかなというふうに私は感じるんです。ですから、ぜひそのかわりになるような記念碑もそんなに金はかけなくてもいいんじゃないかというふうに思いますので、今後の農業の仕事の励みになればということ

で、やはりそういうふうなことは残していくべき、つくっていくべきじゃないかなというふうに思いますけれども、これは最後に市長にぜひお尋ねしたいと思います。県の式にも行っておられますので、ぜひお願いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私は10月24日に淵上弥生様、そして由美子様御夫妻と、そして蒲島知事も一緒に行っていただいて献納式に参加いたしました。

参加したときに、14県ぐらいが一堂に会しておったんですけれども、その中で一言ずつ声をかけられる中で、熊本県、水俣市いるということもありまして、去年の海づくり大会は大変御苦労さまでございましたと、ねぎらいの言葉もかけていただきまして、私も非常に感動いたしたところでございます。

今回のこの事業は、水俣市の農業に対して、農業を営んでいらっしゃる方は非常に誇りになる事業になったと思いますし、地域全体で、子どもたち、地域も巻き込んだ形でできた、本当にいい事業になったなというふうに思っているところでございます。

今のところ、記念碑等は、今ある看板をとということで残して、わかるようにはしたいということで進めておりますけれども、今後記念碑で、次回は本当に20年、30年後の話になると思いますので、それについては、地元の方と少しお話もさせていただきたいなというふうな思いもございまして、また検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想策定業務の護岸調査について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想策定業務の護岸調査についての御質問にお答えします。

まず、この事業の目的と内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想の目的は、丸島漁港を中心とした水産業の振興と、産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を図るとともに、水俣川河口臨海道路の整備を行い、アクセスの改善を図ろうとするものでございます。その内容は、丸島漁港を中心とした水産加工を含む、各種水産事業の振興については、現在、水俣市漁協と市が中心となり構成する水俣市水産業再生委員会において、浜の活力再生プランの策定中であり、市としても同プランを参考に整合性のある水産振興策を策定してまいります。また、環境モデル都市として、産業団地周辺へのバイオマス発電の誘致や太陽光発電施設の立地等による再生可能エネルギー施設の拠点、そして産業団地に

おける環境産業の連携による産業振興と地域経済の活性化策を策定してまいります。

なお、丸島漁港周辺において活性化に向けた動きが出ることや、産業団地、またはその周辺にバイオマス発電事業を誘致しようとしていることから、バイオマス燃料や活魚運搬車等の大型車の往来に必要な道路環境の整備を図る必要があります。産業団地への進入路のアクセス改善の検討とあわせて、未供用の市道として管理している臨海道路、市道築地・丸島町線の改修に必要な基礎調査を行うものであります。

次に、構想の位置づけと今後のスケジュールはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本構想の位置づけは、平成28年度からの第6次水俣芦北地域振興計画における市の取り組みの中核として位置づけてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、平成26年度中に基礎調査を行い、平成27年度に振興構想を具体的に策定したいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

目的は、丸島漁港の振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化のアクセスの改善ということで、それと市と漁協が協力して行っている浜の活力再生プランや、産業団地におけるバイオマス発電の誘致あるいは太陽光発電の施設ということで答弁いただきました。

構想については平成28年度の第6次水俣芦北振興計画の中核として位置づけていくということです。それと、スケジュールについては平成26年度中に基礎調査、平成27年度に振興構想を具体的に策定するというような答弁だったかと思えます。

産業団地から、やはり丸島港へ続くアクセス道路として、水俣の水産業あるいは経済振興には必要不可欠な重要な道路になるんじゃないかなというふうに考えております。しかしながら、多額の工事費、また時間等がかかりますので、市民の血税をぜひ抑えられるように、市長には、ぜひ有利な財源の調達を行っていただきたいというふうに考えております。

それと、今後具体的にどのような話し合いをされて、計画を進めていかれるのか、まずそれが1点です。

それと、以前からこの臨海道路というのは、八幡プールと言われるところのへりだろろうというふうに想定をしていますけれども、御存じのとおりカーバイト残渣があそこには埋められておりまして、石灰質が海にしみ出ている状況が皆さんも確認できているというふうに思いますが、そういうことがありまして、水俣市民も心配をしているし、早くどうにかしてほしいなというところでありました。

ですので、さまざまな観点から十分に調査・検討して計画を進める必要があるんじゃないかなというふうに、私も思っております。市道を改修するだけで、そういったものが解消できるもの

か、あるいは財源の問題もありますけれども、今後どのような調査内容を今年度行うのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） まず、具体的にどういったことをやるかということにつきましては、平成26年度におきまして、漁協の関係者、そして産業団地の関係者等交えまして、振興策、それに関するヒアリング、またワークショップ等を開催したいというふうに考えております。

そして、臨海道路につきましては、大変老朽化しておりますので、まずは護岸擁壁等の点検・調査、そしてボーリング等を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目につきましては、もうお願いという形でございますけれども、臨海道路の改修工事については、特にそういうこともありますので、慎重にボーリング調査や護岸の擁壁調査等をやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、ヒアリングとかワークショップが行われるということでございますけれども、漁協関係者あるいは産業団地の関係者だけに狭めないで、やはり幅広い議論をぜひしていただきたいなというふうに考えております。市民の代表とか有識者とか、それから円卓会議のメンバーなども、ぜひワークショップあたりに加わってもらって、議論の場をぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、多額な費用がかかりますので、先ほど申し上げましたとおり、市長にはトップセールスを生かしていただいて、ぜひ有効な補助金の活用をお願いして終わります。

○議長（大川末長君） 次に、インフルエンザ予防接種について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄男君） 次に、インフルエンザ予防接種についての御質問に順次お答えします。

まず、近年の接種率の推移はどうかについてお答えします。

予防接種には、予防接種法に基づき実施される定期接種と、法に基づかない任意接種があります。インフルエンザ予防接種においては、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定の重症化しやすい障害を有する方が定期接種の対象となり、その他は任意接種となります。

本市では、定期接種の対象者と中学3年以下の子どもに対して、1,000円の自己負担で受けられるように助成を行っています。お尋ねの接種率についてですが、65歳以上及び60歳から64歳の定期接種の接種率は、平成23年度56.7%、24年度57%、25年度57%と、ここ3年間はほぼ横ばい

で推移しています。また、同じく助成をしている中学3年以下の子どもについては、平成23年度66.9%、24年度68.2%、25年度65.4%と推移しております。その他の助成外の任意接種者の接種率については、医療機関から報告義務がないため把握しておりませんが、今回、比較的接種者の多い水俣市立総合医療センターに、助成対象外の接種人数をお尋ねしましたところ、平成23年度は191人、24年度179人、25年度168人が接種されたと回答がありました。また、この方々は、糖尿病や呼吸器疾患など何らかの疾患があり、医師から接種を勧められて受ける方が多いとのことでした。

次に、水俣市の自己負担は、他市町村より高いと聞かすが、どのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市のインフルエンザの自己負担額については、定期対象者及び中学3年以下の子どもたちは、1回接種料金4,000円のうち、1,000円の自己負担で受けていただいております。なお、生活保護世帯については自己負担はありません。その他の任意接種の対象者は、各医療機関の設定料金で接種されています。

県下14市の定期接種の自己負担額を見ますと、1,000円から3,800円と幅があり、本市はその中では一番低く設定されております。また、管内の津奈木町及び芦北町と比較しますと、定期の自己負担額で、津奈木町は同額の1,000円、芦北町は900円となっております。また、任意接種については、津奈木町は中学3年以下が1,000円、高校1年から59歳までが2,000円、また芦北町では高校3年以下が無料、60歳から64歳までが900円で接種できるように、助成がされております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りますけれども、問題は任意接種の部分なんです、私が今回提案して疑問に思ったところは。

もちろん中学生以下、あるいは65歳以上は1,000円ですから、他市町村とほとんど変わらないというような状況かなというふうに思っているんですけど、熊本県内の任意接種の状況です。要するに水俣の高校生から64歳までのところですけど、津奈木町が2,000円、八代市が2,500円、そして今ありました芦北町とかは高校生以下が無料で受けられていると。それから、手厚く助成をしているところが、合志市が中学生から64歳までが1,500円、菊陽町が13歳から64歳までが1,500円。隣の出水市の場合は、これは助成はされていないんですけども、自己負担が1,500円から1,800円で受けられるというような状況でございまして、水俣は昨年3,000円だったんですが、ことしが4,000円というふうに大幅に上がっているものですから、確かに定期接種の中学生あるいは65歳以上は特に問題はないと思うんです。

やはり働き盛りの中間層といいますか、高校生以上は、やはりインフルエンザにかかれば蔓延しやすいなというところもあるのです。ことしはJNCさんあたりもインフルエンザの予防を重



要視されて、福利厚生面で社員の方に無料で接種しているというような状況もありますので、たくさん接種されているところもあるんですけども、やはり接種された方に、今度は逆に迷惑もかかるなというような、決してうつらないわけではありませんから、重症化しないだけで。多くの人がぜひ接種しないといけないんじゃないかなと、接種率を上げることもまた必要じゃないかなというふうに思いますので、市としては市で助成している分については、56%か57%ですか、それから中学生以下が65%から68%ということで、私も七、八十%はもう受けているんだろうと思ったんです。まだ少ないような気がしますので、ぜひ市にとってはやはり周知徹底して、接種率を上げていただくように努力をしていただきたいなというふうに思っております。

そこで質問なんです。価格については、水俣市芦北郡医師会とか医療機関が決めるわけなんですけれども、値上げの際は水俣市も上と下の助成をしていますから、やはり市に何らかの相談があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その相談がいつごろあるのか。それとなぜ今回大幅な値上げをせざるを得なかったのか、もし聞いてもらったら、そこを教えてくださいと思います。

以上、2点です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄男君） この値上げにつきましては、昨年、平成25年の2月に水俣市芦北郡医師会からインフルエンザの定期接種とその助成対象者の料金について値上げの要請があったということで、それまでは3,000円であったが、それを4,000円に値上げできないかというような相談、要請があったということです。

県下の14市の状況をそのときに調べますと、水俣市は3,000円でしたけれども、それ以外は3,600円から4,700円というふうな状況だったということで、水俣市芦北郡医師会の要望のとおり4,000円に値上げをしたという状況があったようでございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 値上げについては平成25年2月に水俣市芦北郡医師会のほうから申し出があったということで、実際、出水市あたりも今1,500円とか1,800円で、これは市の負担も何もなくて、そういうふうにやられているんです。

市がやっても、相談があった時点で、やはりもうちょっと他市町村のことをしっかり把握していただいて、多分こんなには私は高くなかったんじゃないかなと思うんですけど、4,000円だからよそと変わらんだろうというような判断をされたと思うんですが、やはり津奈木町も以前から2,000円ぐらい、八代市が2,500円ですから、そんなには高くない、水俣と余り変わらんということではなかったかと思うんです、小さなことですけども。

ことは出水市が先ほど言いましたように1,500円から1,800円で受けられますということで、

実際保険適用外ですから、水俣の人が出水市に行って受けても構わないわけですよ、これは。多分、そのようにできると思うんですけども、実際、水俣は高いからといって出水市に行って接種されて、そして2人で行って5,000円ぐらい浮いたとかそういった話を聞きますので、行ったついでに買い物も済ませて、ガソリンも入れてとか、そういった小さなことに悪影響が出てくるんじゃないかなというふうに考えるんです。生活しにくい、あるいはいろいろな物価が高いということになりますと、やはりIターンUターンも少なくなってくるんじゃないか、人口減少につながるんじゃないかというふうな、やはりそういった面もないとは限らないと思うんです。

ですから、水俣市芦北郡医師会がそういったふうに2月に相談されたならば、秋のシーズンですから、芦北町とか、津奈木町とか、出水市とか、自己負担額が任意接種の場合にどれぐらいになるのかをしっかりと検討していただいて、実際に合志市とか、菊陽町とか、手厚い助成をしているところがあるわけですから、ぜひそういった点を考慮して、また予算を出していただきたいなというふうに思っております。

例えば、医療センターで200人弱受けられたということでございますので、万が一、ほかの医療機関で倍の人が受けられたと計算しても、400人ぐらいで計算しても2,000円で受けられるように助成をしたら80万円なんです。そういうことで、ぜひこれはやはり値上げの時点で市としてもいろいろな形で検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 2度目の質問にお答えします。

任意接種につきましては、各医療機関で設定をされるということで、こちらから幾らでお願いしますということではありませんので、例えば出水市とか伊佐市とかありますけど、幾らなのかははっきりわからないんですけども、確かに水俣市よりは安いのではないかなというような情報ではあります。水俣市につきましても、先ほどの4,000円は、任意接種での接種の話でございまして、極端に言えば、2,000円でしていただいてもいいんですけど、今のところ4,000円ぐらいでされているところが多いのかなというふうに思っております。

実は、任意接種についてはそういうことなんですけれども、それ以外の定期接種につきましては、今1,000円の負担となっていますが、対象を広げるということで、考えられる可能性があるかと思うんです。これも先ほどちょっと数字に述べられましたけれども、少しでも結構、財政上の負担も考慮をしますと、なかなかすぐには実施は難しいと思いますので、ただ、インフルエンザも重症化するような例もあるため、県内各市の状況などを見ながら、それを参考にして考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、無田湿原について答弁を求めます。

吉本教育長。

(教育長 吉本哲裕君登壇)

○教育長(吉本哲裕君) 次に、無田湿原について、これまでの管理状況の経緯はどうなっているのかについてお答えします。

無田湿原は、越小場無田地区にある標高450メートルに位置する低山帯の谷湿原で、面積は1.42ヘクタール、湿原としての自然状態で保全されているのは、熊本県下ではここ1カ所で、極めて貴重な場所であります。

水俣市は昭和48年に市の天然記念物に指定し、熊本県は平成13年に熊本県自然環境保全地域として、県内で唯一の湿原の特別地区に指定しました。この指定の際に、県と市で協議を行い、市が草刈りと野焼きを、県は乾燥化防止対策を分担して実施することを取り決めております。しかしながら、周辺の樹木が成長したことで、平成18年から延焼の危険性があるため、野焼きが実施できず、代替策として、2月と6月に草刈りの保全事業を行っております。2月の草刈り・刈り取り草の除去業務は業者に委託して実施し、6月の草刈りは市民のボランティアを募り実施しています。しかし、参加者が少なく、また悪天候による中止などもあって、後日、数回に分けて職員が草刈りを実施していますが、保全のための十分な作業には至っていない状況です。

次に、希少植物が数多く生息していたと聞かすが、現状と今後の管理をどう考えているのかについてお答えします。

無田湿原には、ヒメイクリ、カキラン、チョウセンスイラン等、数多くの貴重な植物が生息しています。また近年、確認できなくなった植物、新たに確認された植物もあります。今後も野焼きの代替策である年2回の草刈を継続し、確実に実施してまいりたいと考えております。また、詳しい専門家の方々の意見を聞きながら、野焼き以外の方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長(大川末長君) 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

もちろん地元の方も、これまで一生懸命頑張ってきて、何とか保全していこうという心根があったのかなと思いますけれども、やはり地元やボランティアの方々だけでは、どうしてもやはりこの広い湿地帯ですから、なかなかうまくいかないということもあると思います。ですので、ぜひ市や県がもっと強力で力を入れて援助をすべきじゃないかなというふうに、私も強く感じております。

多くの専門家の方々が、やはり火を入れること、野焼きが一番この湿原には有効な保全の方法じゃないかというふうに言われておりますけれども、この件について、市はどのようにお考えか、市の見解をお尋ねしたいと思います。

それと、消防団がこれまで御協力をいただきながら野焼きをされていたわけですが、ぜひ

ひまた理解と協力の要請をしていただいて、野焼きの復活とかはできないのか。とにかくもう消防団の方には火消しに徹していただいて、万が一のために待機してもらおうというようなことはできないのか。

それと、先ほどもございました県のほうで乾燥化防止対策を取り決めているということで、私も見ましたけれども、数力所してございました。この乾燥化防止対策、掘り下げですね。これを県が一部実施していますが、これからも継続できる事業なのか、その3点お尋ねをいたします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 野焼きについての市の見解を伺いたいということでございますが、湿原を保全していくためには、確かに野焼きは有効な手段であると、そのように思います。

野焼きについて実際に実施している専門家の方々に話をいろいろとお聞きをし、検討もいたしましたけれども、現在の状況では安全に行える方法がございません。専門家の意見を聞きながら、さきに御答弁しましたように、別の方法はないか、そのような検討をしていきたいというぐあいに考えております。

それと、消防団への協力依頼ということでございましたけれども、安全に行える野焼きの方法が今のところないと、そのために消防団に依頼しても、なかなか快く協力を得られないと、そのように考えております。したがって、現状では野焼きの復活というのは、かなり厳しいのかなというぐあいに考えております。

それから、県の保全事業ですけれども、今後のことですが、県の予算でこれを執行するわけでございますが、これを継続的に実施していただくようお願いはしてまいりたいと思います。県の予算であるということで、なかなか明言はできないのかなというぐあいに思います。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無田湿原につきましては、今、野焼きについては有効だというふうに考えているということで、なかなか安全面の都合で、消防団にも申し入れができないというような状況だと。

それと、乾燥化防止については県がする事業ですので、申し入れをぜひしていきたいということでございますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

3回目の質問になりますけれども、この無田湿原につきましては、前教育長も関心がございまして、葦浦前教育長も佐賀の檜原湿原、そこに同じようなところがあるということで、視察をされたり、それから、西田市長もことしの4月25日、現地を視察されて、現在この湿地帯が荒れていると。今後の対応が求められているということでブログのほうでもコメントを出されております。

私も7月24日に地元の渕上議員、それから椎葉昭二先生、それからボランティアの方と現地を見てまいりました。やはり希少植物がだんだん少なくなってきていて、危機感を覚えているとい

うことで、今後はやはりこの維持管理のために市が率先して、専門家等の意見を聞きながら、こ  
としはどのような形でやるんだという計画性を持って保全していかなければ、残念な結果に  
なってしまうんじゃないかなというふうに感じておりますので、今後この専門家の方々の意見を  
聞きながら保全委員会のようなものを設置できないのか、年に1回でも2回でも専門家の方の意  
見をもっと聞きながら、委員会として立ち上げる考えはないか、それを最後にお尋ねします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 専門家を入れた保存委員会の設置についてです。文化財に関して、保護  
審議会等もごございますけれども、それとは別個に無田湿原について、個別の委員会をというお考  
えなんでしょうが、市の指定レベルでの保存委員会というか、そういったものはなかなか設置が  
難しいのかなというぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 次に、戦争遺跡について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、戦争遺跡について、防空壕が市内各地にあるが、その状況と管理  
はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

防空壕の状況といたしまして、現在、市が把握している地下壕数は48カ所であり、そのうち工  
事等により入り口を封鎖し、侵入不可能な壕は19カ所、土砂の流入等で侵入が困難な壕は12カ  
所、侵入が可能な壕については17カ所であることを確認しております。

管理につきましては、侵入が可能な壕17カ所その全てが個人所有地内の壕であることから、地  
権者の皆様に対して、市報を通じ、安全管理に努めていただくようお願いをしております。

次に、安全対策と未来の子どもたちへ戦争の教訓を引き継いでいくため、整備が必要と思うが  
どうかについてお答えします。

危険箇所については、先ほど述べましたように、個人所有地を除いた分の安全整備は図られて  
おります。戦争遺跡の整備については、現在のところ考えておりませんが、戦争の教訓を引き継  
いでいくことについては、大切なことであると十分認識をいたしております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入りたいと思います。

防空壕については、48カ所ということで、工事等で進入不可能が19カ所、土砂の流入等で進入  
困難が12カ所ということで、進入可能なのがほかにも17カ所あるけれども、それについてはもう  
個人所有で地権者に対して市報を通じて、安全管理に努めていただいているというような答弁  
だったかと思えます。

それから、2番目の問いについては個人所有以外の安全整備は図られていると、遺跡の整備に

については考えていないが、教訓を引き継いでいくことは大切であるというような答弁をいただきました。

そこでなんですが、平成17年に鹿児島島の防空壕で中学生4名が亡くなったという事故があっておりまして、その前から、平成13年ぐらいから21年にかけて、国土交通省の特殊地下壕対策事業ですか、この事業で水俣も多分5カ所ぐらいは埋め戻し等の工事が行われたと思うんですけども、現在あるこの48カ所は、その処理済みというか、危険性がそうないよというものなのか、確認ですが、一応教えていただきたいと思います。

それから、今回、戦争遺跡を取り上げた理由というのは、やはり平和の大切さと今後の安全対策、この2点に私は絞って今回質問をいたしておりますけれども、昨年8月21日の西日本新聞なんですが、丸島町の坂本ミサ子さんの新聞記事がございます。袋にあった旧日本海軍の部隊での勤務体験を語り始めたということで、袋にその秘密の事務所があったということで、秘密部隊68年間胸に秘めて、終戦のときにここのことは一切口外してはならんというような命令があったということで、ずっと守り続けてきたと。その中にはやはり戦争は二度と繰り返してはいけない、非戦の思いから、坂本さんは初めてこの体験を明かしたということで、去年のお盆のころにこういうふうに分かされております。

坂本さんは、17歳から部隊の庶務担当事務員として終戦まで約2年間ここで働いた。平屋の事務所には隊長以下数十人の男性と女性6人、弾薬管理に関する地図や弾薬保管庫といった当時の軍が神経をとがらす極秘文書を扱うのが部隊の役割であったということで、近年戦争の怖さとむごさを知る世代が減っている、このことに不安を感じて事実を残していく必要がある。部隊のことを明らかにしたのは、この国がまた同じ道を進むのではないかとの危機感を覚えているからだということの戦争に対する悲愴の思いをつづってありますけれども、そういうことで、私は今回は平和の大切さということを中心に申し上げたいというふうに思っております。

それと、きのうの新聞なんですけれども、これは熊日新聞です。薄れゆく被弾の痕跡ということで、これもちょっと読み上げますと、水俣市のJNC水俣製造所、旧チッソ水俣工場も空襲の標的になった。新水俣市史などによると、軍事を指定された水俣工場は火薬や航空機用の風防ガラスの原料を製造していた。昭和20年3月から8月に13回も空襲を受けて、津奈木町の岡本安夫さんは1945年7月31日、学徒動員で水俣工場内にいた。この日の爆撃は工場裏山の防空壕を直撃し、ここで岡本さんの仲間1人を含む26人が死亡した。岡本さんも背後から爆風を受けて倒れこんだ。右手の中指はそのときのけがで曲がったまま。記憶を体に刻み込んだ岡本さんは指を見れば思い出すと語られております。そして、水俣第一小学校裏の斜面に大小11個の防空壕が残っているということで、戦争の悲愴さを感じておるということでございます。

私も先日、数カ所の防空壕を見てまいりました。ほとんどがやはり少しだけ入り口があいてい

て、そこにはただ、ごみを捨てないでください。50万円以下の罰金ですよといった何か水俣らしくないというか、やはり戦争をもうちょっと平和の大切さというものを感じるような看板にしてほしいなという思いがございませう。こういった戦争の歴史をぜひ、特に第一小学校の裏あたりは、ただ土のうを積んで、ごみを捨てないでくださいと、なおさら人は捨てたくなるような状況になっておりますので、人が毎日行き交う場所がちゃんとブロックで下のほうをして、上のほうは空気穴みたいなものをつくって、きちっと草が生えないような、戦争遺跡として誰もがいつも通るときに平和の勉強ができるような、そういったものにする必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

ぜひ、未来の子どもたちの平和の教育のためにも、看板をつけていただいて、そして、だからごみを捨てないでくださいよというような標識にすれば、また心を打つものがあるんじゃないかなと私はそういうふうに思いますので、その看板取り付けをどう考えるか、それが1点です。

それと、安全面につきましては、17カ所が個人所有ということで、市報で呼びかけるだけじゃなくて、やはり定期的に現場に入らせてもらって、一応安全確認だけはすべきじゃないかなというふうに思います。以前、古城だったですか、家が傾いたからちょっと調べてみたら、下に防空壕があったというような事件もありますので、ぜひそういったところで、やはり市としても個人の所有であっても調査だけはすべきじゃないかなというふうに思いますので、その2点だけ質問をします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 2点と言われましたけれども、市内に48カ所ありますよということでお答えいたしました。それらの全てについて安全確保という点からいいますと、19カ所については工事等で入り口も封鎖されているということ、それから12カ所についてはもう完全に封鎖されていないけれども、進入は困難だと。人的被害が起こるような危険性は低くて、安全は確保されているというぐあいに思います。残りの17カ所については、平成17年に地権者の注意喚起というのを行っておりますけれども、その後9年経過しているということもございませうので、市としても現地を再度調査して安全確認を行ってまいりたいと思います。

それから、看板を表示して戦争遺訓といいますか、戦争遺構として平和教育につなげていったらということだったと思うんですけども、確かに防空壕が非常に市内に数多く点在をいたしております。私の認識ですけれども、なぜこれほど水俣市内各地に防空壕が数多く存在しているのか、その意味合いを語り継ぐというか、語り伝えることもより重要じゃないかなというぐあいに考えております。

今のところ、戦争遺訓としての看板設置については具体的には考えてはいませんけれども、先ほど申されました坂本さんの話であるとか、岡本さんの戦争経験の貴重な話であるとか、そう

いったことを語り継いでいくことが重要なというぐあいに思っております。

谷口議員も申されましたように、日窒工場が軍事産業としての性格を帯びていたと。そのために大空襲というか空爆を受けたということもございますし、そして隣接する出水市に、当時は市ではございませんでしたけれども、航空隊の航空基地があったということ。それから、北九州を米軍が爆撃した帰りに残留爆弾を投下する最適のコースに水俣があったといった、そういったもろもろの条件もございます。そのために、市内が昭和20年3月29日ですか、第1回目の空襲が行われて以来、終戦間際まで数十回にわたり大空襲を受けたと、そのために多くの市民が犠牲になった。そして、小さいお子さんから大人の方までたくさん死んでいったという事実がございますので、そういった戦争遺訓をやはり子どもたちに伝えていく、あるいは多くの市民に知っていただくことも非常に重要な意義を持っているんじゃないかなというぐあいに思っておりますので、機会がありましたら、そういうことも知らしめていきたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 今ありがたいお言葉をいただきました。

ぜひ、そういうふうにしてやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。戦争を経験した方々もだんだん数が少なくなっているのは現実でございますので、ぜひそのことをしっかりと後世に伝えていけるような、教育委員会としても働きかけをしていただきたい。特に、人家とか道路に近いところ、人が通るようなところには、ぜひ調査をしていただいて、看板等の設置もできればやっていただきたいなというふうに思っております。

先ほども話がありましたように、チッソの関係で東海カーボンあたりも大分襲撃をされておりますし、130日ぐらいにわたって水俣は空襲を受けております。先ほど話がありました袋の秘密の事務所あたりも、もしできるのであれば、そういった看板等をつけて、これまでの平和をぜひ大切にしていきたいということをお願いして終わります。

○議長（大川末長君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時42分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に先立ちまして、諸般の報告をします。

川上紗智子議員から、所用のため本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。



次に、淵上道昭議員に許します。

(淵上道昭君登壇)

○淵上道昭君 皆さん、こんにちは。

創水会の淵上でございます。

12月7日日曜日、石坂川地区で第29回石坂川ふるさと祭りが盛大に開催されました。自治会を中心とした伝統ある地域のきずなががっちりまとまり、農産物の販売、バザーに地域の方々、市内外から多くの方々が石坂川に来ていただきました。今後の地域づくりに大変参考になると思う中、通告に従い、順次質問を行いますので、積極的な答弁を強くお願いいたし、最初の質問1、財政問題について以下4点質問します。

- ①、市税5税の現状と今後について。
- ②、遊休資産の処分対策と結果はどのようになっているか。
- ③、ふるさと納税の現状と課題は何か。
- ④、不納欠損扱いの金額は幾らか。

次に、2点目は献穀事業について以下2点質問します。

- ①、献穀事業で市・献穀者ほかで実施し、事業が終了したが、どのように総括をしているか。
- ②、献穀者、地域の取り組みをどのように評価をしているか。

3点目は、プレミアム商品券について、2点質問します。

- ①、商品券発売を総合体育館、秋葉2カ所で開催した。実績はどうか。
- ②、12月22日まで期間延長したが、発売状況はどうか。

4番目は、接遇について以下3点質問します。

①、接遇は窓口対応の基本と考えるが、現状はどのような対応がなされていると認識しておられるか。

- ②、机の配置を検討するとあった。どうなっているのか。
- ③、外部講師を招いての研修はどうなっているのか。

最後に、教育問題について以下3点質問します。

- ①、小・中学校の学力、体力はどう総括するか。
- ②、学校評議員制度の運営状況はどのようになっているか。
- ③、学校、地域の連携はいかがか。

以上で本壇からの質問終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 瀨上議員の御質問に順次お答えします。

まず、財政問題については総務企画部長から、献穀事業について及びプレミアム商品券については産業建設部長から、待遇については私から、教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 財政問題について答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） まず、財政問題について順次お答えいたします。

初めに、市税5税の現状と今後についてお答えをいたします。

市税5税の現状として、まず、過去3年間の収入額及び収納率について御説明します。

市税5税の合計額の状況は、平成23年度の収入額は約27億3,100万円で収納率87.6%、平成24年度は約27億2,300万円で収納率88.0%、平成25年度は約27億6,500万円で収納率89.4%と増加傾向で推移しています。

税目別で見ますと、市民税では、平成23年度の収入額は約10億2,600万円で収納率94.8%、平成24年度は約10億8,400万円で95.9%、平成25年度は約10億6,300万円で収納率96.6%となっています。固定資産税では、平成23年度の収入額は約14億7,800万円で収納率82.2%、平成24年度は約14億700万円で収納率81.6%、平成25年度は約14億4,900万円で収納率83.5%となっています。軽自動車税では、平成23年度の収入額は約5,800万円で収納率90.0%、平成24年度は約5,800万円で収納率89.9%、平成25年度は約6,100万円で収納率91.3%となっています。たばこ税では、平成23年度の収入額は約1億6,400万円、平成24年度は約1億6,400万円、平成25年度は約1億8,400万円で、収納率は3カ年間ともに100%となっています。最後に入湯税では、平成23年度の収入額は約400万円で収納率63.2%、平成24年度は約700万円で88.8%、平成25年度は約600万円で97.4%となっています。各税目ともに、平成23年度と比べて平成25年度では、収納率は上昇しています。

今後につきましては、収入額では、市民税において平成26年度の地方税法改正により法人市民税の法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げたこと、固定資産税においては地価の下落傾向は続いておりますが、地籍調査の完了に伴い、平成28年度から登記地積で課税する予定であり課税面積が増大すること、軽自動車税においては平成26年度の地方税法改正により税率を引き上げたことによりまして、全体としては増加するものと推測をしております。また、収納率につきましても、現状の景気の動向等からは、同様の微増傾向となるのではないかと推測しているところです。

次に、遊休資産の処分対策と結果はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

現在、本市が抱えている遊休資産は、普通財産として管理しているもののほか、学校施設のよ

うに、その行政用途を廃止したまま行政財産として管理しているものがございます。市での利用計画がない普通財産につきましては、以前から個人や法人に貸し付けを行い、活用していただいております。また、貸し付けていない土地につきましては売却を進めており、昨年度も宅地として利用できそうな土地を市報やホームページで紹介しましたが、問い合わせはあるものの、土地の形状や地理的条件などが希望と合わず、売却に至っておりません。旧老人ホームのように、その用途廃止後に普通財産としたものがありますが、建物が残っており、土地を売却するには解体に多額の費用が必要となるため、今後の活用策を見きわめた慎重な対応が必要となっております。

なお、旧老人ホームにつきましては、建物の借り受けの問い合わせもあっており、現状での貸し付けも含めた財産の活用を検討しているところです。

学校施設の活用につきましては、これまで大川分校、越小場分校、石飛分校を地域の集会施設として貸し付けております。学校再編成により閉校となった学校施設につきましても、石坂川小学校と深川小学校は生涯学習センターとして、湯出中学校はものづくりの場として地域に貸し付けをし、活用してをおります。第三中学校は、体育館及び運動場は体育施設に所管がえをし、市民の皆様にも利用していただいております。しかし、校舎につきましては、耐震強度の不足から、解体する方向で検討しておりますが、解体工事には多額の費用が必要ですので、活用方法については引き続き検討してまいります。

次に、ふるさと納税の現状と課題は何かとの御質問についてお答えします。

このふるさと納税は、現在住んでいる自治体へ納める税金の一部を、自分の生まれ故郷や応援したい自治体などに寄附という形で納税できる制度でございます。

まず、その現状としまして、本市においては、平成20年の地方税法の改正に伴い、同年6月に水俣市ふるさと大好き寄附条例を制定をし、運用を開始しております。その寄附金の実績につきましては、平成20年度は11件で101万300円、21年度は18件で152万3,000円、22年度は15件で106万6,020円、23年度は12件で、344万5,000円、24年度は24件で486万4,865円、25年度は19件で189万5,578円、26年度は11月末現在での実績でございますけれども、27件で103万7,625円となっております。

なお、水俣市のホームページに寄附の方法や申込書などを掲載し、関東・関西の同郷会でのPRなど機を捉えて周知を図っております。最近では、テレビや新聞等の影響もありまして、この制度が随分浸透してきており、制度が始まったころと比べますと、件数も大分ふえてきました。課題としましては、まだまだ水俣の御出身の方々、水俣にゆかりのあるの方々など、全国にはたくさんいらっしゃいますので、もっと水俣のことを知っていただき、応援していただけるよう、情報発信に努めてまいりたいと思います。

また、寄附をいただきました方に対するお礼としましては、感謝の手紙、感謝の品、それに市

報や観光パンフレット、メール配信サービスなど、情報発信もあわせて行っています。感謝の品を希望されますと、1万円以上の寄附者には水俣茶を、5万円以上の寄附者には水俣の旬の特産品を年1回、10万円以上の方には年2回贈らせていただいております。しかしながら、毎年継続的に寄附をいただいている方に対しましても、毎回同じような品物を送ることになってしまいますので、今後検討していきたいと考えております。

次に、不納欠損扱いの金額は幾らかとの御質問についてお答えいたします。

税法上、時効または納税義務の消滅により収納不可能となった滞納税についての不納欠損処理額は、平成25年度で約4,100万円となっています。税につきましても、自主財源として必要不可欠なものでありますので、今後もさらなる増収を目指し、税収の安定化を図るべく、法律の定めるところにより常に、公平・中立・簡素の三原則に基づいて適正な運用を行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 部長から答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思いますが、久しぶりにこの財政問題を取り上げたわけでございます。今後とも、この財政というのは、やっぱり議員としては常に頭に入れながらやっていきたいなということで、今回取り上げたつもりでございます。

いろいろ市税5税の現状も詳しく説明があり、また遊休資産の処分対策あるいは結果もわかりやすく説明していただいたなと思っております。

また、ふるさと納税がこのように年度ごとに書いてありまして、非常にありがたい事業かなと思っておるわけでございます。うちのそばにも、前にこの場で言ったかもしれませんが、NTT関係に行く渕上某さんというのが毎回寄附をしていただいております。多額の金をたしかしておられるだろうと思っております、この方は。ですから、そこのお母さんには言ったんですけども、よか息子さん持ってよろしかですねという話を私はしたんです。隣だったもんですから、その方には。だから、そういう方もおられるということをやっぴり私たちは誇りに思っておるわけでございます。

そこで、早速ですが、2回目の質問に入っていきます。市税5税とありますけれども、これはやっぱり財政問題、市税の中での根幹をなすわけですけれども、市税のいわゆる不納欠損の要件というのは、どのようなことか、これがまず1点目。

そして、2点目は不納欠損というのは、よほどのことがないとできないわけですね、これは。その不納欠損処理には厳密な判断が求められると思うんです、この現状はどうか。

この2点をお伺いをしたいなと思っております。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 渕上議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず1点目が不納欠損の要件ということでございますが、不納欠損の要件としましては大きく3つございまして、納税義務の消滅、それと時効ということでございますけれども、まず1つ目が無財産ということで滞納処分をできる財産がないとき、それから、生活困窮ということで、その滞納処分をすることによって著しく生活が困窮してしまう場合、それと所在不明ということで、滞納者のそもそもの所在あるいは滞納処分すべき財産が不明という場合には、滞納処分の執行を停止をし、3年を経過して欠損をするということになります。

当然、あくまで停止ということでございますので、毎年資力回復調査ということをさせていただきまして、資力が回復して滞納処分できるような財産が見つかる等々があれば、それは再度またそうした処分をするという形になります。

それと、2つ目が財産がなく徴収できないことがもう既に明らかなんだという場合には、その3年を待つことなく、即時に消滅をし不納欠損をする。例えば、その法人が倒産などをして、既に清算まで結了をしておるとい形になりますと、課税客体がないという形になります。あるいは個人の場合には、納税義務者御本人が亡くなられて相続人もいない、納税義務を承継する者がいない、財産もないという場合には即時に消滅をするということでございます。

それと3つ目が時効ということでございまして、通常は法定の期限の翌日から時効がカウントされますので、時効中断要件がなければ、徴収権を行使することなく5年を経過したときに納税義務が消滅をするという形になりますので、不納欠損処理をさせていただくという形になります。

それと2点目が、不納欠損をする場合にはよほどの厳格な処分といいますか、判断が必要なんだろうということで、その現状はどうなっているんだということでございますけれども、議員御指摘のとおり、この不納欠損というのはやむを得ない処理という形になりますので、通常は催告・督促をして自主納付をしていただくというのが大前提であろうかと思っておりますので、まずはそこを重点的にやらせていただきます。ただ、どうしても自主納付に応じていただけない場合につきましては、財産調査をさせていただきまして、しかるべき措置をさせていただくという形になります。ただ、その財産調査等々を行ったにしても、先ほど申し上げましたような財産がないとか、御本人が不在である、財産が不明であるといった場合には、差し押さえが困難、生活困窮といった場合も含めて、そういった場合には差し押さえをするのか、あるいは緩和的措置というのも税法上認められておりますので、どちらかいずれかを選択するという形になります。そこは市民の方々に対しての公平性・平等性というところがございまして、財産調査を徹底的にやらせていただきまして、厳密な判断をさせていただくということでございます。

当然、今、税務課担当のほうでもその滞納状況の整理・把握には努めておりますので、漫然

と放置をして5年間時効を迎えたということがないように、徴税に一丸となって今適正に対応をしているところでございます。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 部長の非常にきめ細かい説明をいただきまして、ありがとうございました。

3回目の早速質問に入っていきたいと思うんですが、ふるさと納税、これも私も何回となく取り上げたつもりでございます。このふるさと納税、非常に結構多うございまして、的を射た事業かなという中で、ふるさと納税は市の重要な財源であります。積極的な取り組みをしなければならぬと思うんですけれども、このふるさと納税についてどのように考えておられるか、取り組みを1点お願いいたします。

また、寄附を毎回いただいております方がひよっとしたらおられるだろうと思うんです。そのリピーターをやっぱり応援団ですから、さらにふやすためにどのように取り組まれているか、この2点を最後に質問をしたいなと思っております。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 3回目の御質問、2点お答えをします。

まず、ふるさと納税につきましては、市の重要な財源ということで、それについてどう考えておるのかということでございますけれども、議員御指摘のように、財政状況厳しい本市におきまして、貴重な自主財源ということでございますので、これを今さまざままちづくりに生かさせていただいております。

これをどう今後また確保していくかというところでございますけれども、基本的には納税の趣旨といいますのは、地元水俣を応援していただく、貢献していただくというところで、純粋に水俣を、ふるさとを愛していただくというような方々をいかにふやしていくかということだろうと思っておりますので、まだまだ掘り起こしが足りないところであろうかと思っております。先ほど申し上げましたように、例えば同窓会、同級会、市長みずから出向いて、そこでもパンフレットを配ったりとか、そういう活動もしております。あるいは今、電子媒体、インターネット、フェイスブック等も活用しながら進めておるところでございますので、ほかの市町村の取り組みも参考にしながら、ぜひここは取り組みをまた推進していきたいと思っております。

それから2点目、リピーターをふやすためのところでございますけれども、最近のふるさと納税、いろんなマスコミ報道の中でもお礼の特産品あたりがいろいろ叫ばれておりまして、自治体間での競争というのが加熱しておるような気もしております。

先ほど申し上げましたように、この本来の趣旨といいますのは、そういった特典とか、そういったものも重要ではございますけれども、心情的に本当にふるさとを応援するといったところ

の趣旨に賛同していただくというのが大事なところだろうと思っております。2回、3回、1回された方につきましても、また次も応援をしたいと言っていたできるように、水俣で今どんな動きがあっているのかといったところで、例えば、市報とか、いろんなパンフレットも同封をさせていただいておりますので、また先ほど特典も観光物産館のまつぼっくりから、その時々旬の特産物を送るようにしているところでございます。そういったところにも、お金をかけないような方向で工夫をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、献穀事業について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、献穀事業についての御質問に順次お答えします。

まず、献穀事業で市、献穀者、他で実施し事業が終了したが、どのように総括しているかとの御質問にお答えします。

この御質問につきましては、先ほど谷口眞次議員の御質問でお答えしましたとおり、熊本県、あしきた農業協同組合、水俣市議会、水俣市等で構成する水俣市献穀事業推進協議会が実施主体となり、献穀者の淵上弥生様、由美子様御夫妻を初めとする薄原桜野地区住民の皆様や地元緑東中学校の御理解、御協力をいただきながら、青祓祭・播種祭、御田植祭、抜穂祭、奉告祭などの主要行事を実施いたしました。その後、10月24日に皇居内で行われた献納式で、献穀者である淵上様御夫妻初め蒲島県知事、西田市長により、精米1升、精アワ5合の献納が無事にとり行われたところです。

当事業を総括いたしますと、事業の目的である皇室行事の新嘗祭へ向けた献納を無事に終えたことが最大の成果であります。そして、地域が一体となって当事業に取り組んでいただいたことにより、農業の大切さなど地域農業への理解がより深まったと思われ、大変意義深いものであったと総括しております。

次に、献穀者、地域の取り組みをどのように評価しているかとの御質問にお答えします。

今回の献穀事業において、14区薄原桜野地区の淵上弥生様、由美子様御夫妻が献穀者として、また、地元14区自治会の皆様方に、事業実施に当たり、多大なる御協力をいただきました。

献穀者の淵上様御夫妻におかれては、地域の中心的農家として水稻の栽培を初め個人でライスセンターを経営されるなど、従来から地域農業に多大なる貢献をいただいているところです。

今回は、皇室行事の新嘗祭に向けた献穀米、献穀アワを栽培する献穀者として、重責を担っていただき、夏場の長雨による日照不足など悪条件にもかかわらず、立派な献穀米・献穀アワをつくり上げていただきました。特に献穀アワの栽培については、長い農業経験の中で、初めての取

り組みとのことで御苦勞も多かったとお聞きしております。その取り組みの中で、私的な事情よりも、献穀事業を優先し、最後まで責任ある行動で対応していただいたことに深く感謝しているところです。

また、地元14区自治会の皆様におかれましても、献穀田周辺に設置した竹矢来の設置作業、しめ縄づくりを初め、御田植祭では、さなぶりとして、地元食材を使った料理で来場者をもてなすなど、地域を挙げて御協力いただき、まことにありがたく思っております。

献穀事業が成功裏に終えることができたことは、献穀者及び地域が一体となって、献身的な取り組みをされた成果であると評価しており、改めて感謝申し上げます。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

谷口議員もこの事業について取り上げておられます。本当に淵上さん御夫妻というのはもうよく知っておるんですけども、非常に真面目な方でありまして、農業に燃えた人、そしてまたいい夫婦で、本当に地域から、また東部地域全体からも信頼されておるということは、もう皆知っておる周知の事実でございます。本当に弥生さんも、また由美子さんも随分苦勞されたかなと思っておるわけでございます。

そこで、早速ですが、もう質問に入りますけれども、まず1点目は市としてどのようなことに苦勞されたのか、これが1点目。

2点目が、献穀者の具体的な苦勞というのをどのように聞いておられるか、この2点を第2質問にしたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、市としてどのような苦勞があったかですけれども、水俣市では20年ぶりの開催であり、当時を知る職員がいなかったこと、それと事業内容を把握することや準備期間が短かったということがございました。また、協議会の事務局として実施体制の組織づくり、あるいは主要行事の日程設定など課題がございました。

特に、日程につきましては、地域の実情や例年の稲の生育状況を考慮しながら設定をいたしましたけれども、御存じのとおり、天候の不良等によりまして稲の生育が一時おくれるという傾向がありまして、非常に心配をしたところであります。

また、2つ目の御質問ですけれども、献穀者の具体的な苦勞でございますが、淵上様におかれましては熊本県を代表しての献穀者ということでございますので、大変な重圧を感じておられたのかなと思っております。

特に、先ほど答弁しましたようにアワの栽培につきましては初めてとのことでありまして、歴



代の献穀者から引き継がれた種子を使って栽培をされ、またそれを次の献穀者へ種子を引き継ぐという役目がございましたので、大変苦勞をされたということでございます。

また、アワの栽培におきましては、ハウス栽培と露地栽培の異なる方法で万全を期されたということでございますけれども、ハウス内に害虫が入ったということでございまして、苗の一部が枯れてしまうというようなことも出たというふうにお聞きをしております。特にその際は、農薬の使用が制限されておりますので、その対応に大変苦勞をされたということでございます。

また、当然稲に関しましても答弁しておりますように、夏場の長雨あるいは台風の接近が多うございましたので、大変生育を心配されたこと、あるいは献穀田の一部の稲が倒れてしまったということでございますけれども、それを全て手作業で起こされたというようなこともお聞きしておりますので、このほかにも多々あるんでしょうが、そういったものをお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目の質問に入ります。

ただいま部長も渕上さん御夫妻の心労とかいろいろおっしゃったわけですが、本当にこの方は何遍でも言いますが、すばらしい御夫婦なんです。本当に見習っていきたいなど、地域の誇りというか、そのように私は思っておる1人でございます。

そこで3回目の質問に入りますけれども、今回の献穀事業について、水俣市を初めとした県、あるいはあしきた農業協同組合、あるいは市議会、あるいは地元自治会、そして緑東中学校など多くの団体と連携をして実施したわけでございます。そのようなことで、連携した今回の事業をどのように総括しておられるのかをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 渕上議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

この事業の総括についてでございますけれども、先ほどから答弁をしておりますように、関係機関や地域が一体となって事業に取り組んでいただいたということが、非常に大きかったなというふうに考えております。

例えば、JAからは最新の精米設備や農業資材の提供をいただいております。地元自治会には住民のわがを結集していただいて対応をしていただきました。また、緑東中学校におかれましても授業の一環として参加をしていただいております。

本事業に各団体等が協調して取り組んでいただいたことにより、農業への理解と申しますか、理解を深める意義深いものであったというふうに思っております。また、特に14区薄原桜野地区、ここでの実施というのは事業の成功の大きな要因ではなかったかなというふうに総括をいた

しております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、プレミアム商品券について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、プレミアム商品券についての御質問に順次お答えします。

まず、商品券発売を総合体育館、秋葉2カ所で実施した実績はどうかとの御質問にお答えします。

プレミアム商品券は、市内の商店、飲食店等の売上額のアップを初め、地域経済の活性化を目的に発行・販売したものであります。総合体育館においては、10月25日から10月28日までの4日間販売いたしました。その結果、4日間の合計で、購入者数1,212人、販売冊数5,637冊、販売金額2,818万5,000円でした。その後、10月29日からは、販売会場を市役所の秋葉会館4階へ変更し、引き続き販売を行いました。その結果、当初に設定しました販売期間である11月14日までの販売実績は、購入者数1,720人、販売冊数7,995冊、販売金額3,997万5,000円でありました。

次に、12月22日まで販売期間を延長したが、発売状況はどうかとの御質問にお答えします。

今回、販売期間を延長した理由につきましては、平成21年度、22年度の商品券発行時には、発売からわずか4日目には完売し、一部の方のみしか購入できず、広く市民に行き渡らなかったという反省点がありました。その問題点を踏まえ、今回は1冊の単価を1万円から5,000円に、また購入限度額を10万円から2万5,000円に引き下げ、多くの市民に購入いただけるように販売方法の改善を行いました。

その結果、10月25日の販売開始から11月14日までに1,720人の市民に購入していただき、平成21年度の実績1,652人と同等以上となったことにより、今回の商品券は、購入希望者にはある程度行き渡ったものと判断したこと、また販売期間が2週間以上経過していること、在庫も多数あったことから、前回及び前々回同様、1人当たり10万円まで購入できるように購入限度額をアップするとともに、販売期間を約1カ月延長いたしました。

なお、販売実績につきましては、12月5日現在で、購入者数2,237人、販売冊数1万3,040冊、販売金額6,520万円であります。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

きのうもおとともそうですが、ロビーで今この商品券を売っていただいております。いろいろ話を聞くんですけども、何か追い上げを図っておられるのかなと思って、結構売れておるみたいと私は判断をしておるんで、ですから、私もきょうは少し買っていこうかなというようなこ

とでおるんですが、商品券、これから冬にかけて購買が広まるわけですから、それぞれ市民の方もまだ少し時間がありますから、買っていただくよう、また担当課のほうからもちよっと檄を飛ばしていただいて、販売に努力してもらおうようお願いをしたいなと思います。

この問題につきましては、2点ちょっと質問をしますけれども、まず1点目は、先ほど売り上げが約6割ほどあるというふうにおっしゃったようでございます。今後12月の22日までの販売終了まで売り上げをどの程度見込んでおられるか、これが1点目。

2点目は、今回のプレミアム商品券の販売状況を踏まえ、現在の段階で、この事業をどのように分析をされているか、その2点をお伺いをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 渕上議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目ですけれども、販売終了日までの売り上げについてでございますが、販売額は12月5日現在で6,520万円でありますので、残りの販売日数等を考慮いたしますと、最終的には七千数百万円程度になるのではないかと想定をしております。

それから2つ目の販売状況を踏まえたというか、現在での事業の分析であります。これはなかなか難しいところがございますけれども、前回、前々回につきましては、発売から4日間で完売をしたという実績がございます。今回の商品券の発行につきましては、いろんなまた手法等を変えながらも、広報みなまた等で商品券に関するPRあるいは情報提供も行っております。また新聞のチラシですとか、あるいは市内の大きな企業を初め、多くの人が集まる場所、病院や店舗用のPR用のチラシを持参し、周知をしてきたところがございますけれども、販売終了日までに完売するのが難しいという状況でございます。

その原因として今現在で考えられますことは、大規模小売店舗への集中緩和対策のため、大規模小売店舗及び中小店舗で使用できる共通券6枚と中小店舗のみで使用できる専用券5枚の組み合わせにしたこと、それと多くの市民が商品券を利用できるように、1冊の単価を当初1万円から5,000円にしたこと。また、購入限度額を1人当たり10万円から、当初2万5,000円に引き下げたことが原因ではないかというふうな考えを持っております。

特に共通券・専用券のセット販売につきましては、店舗等の経営者からは賛成であるとか反対であるとか両方の声があり、商品券を使用する立場の消費者からは使い勝手が悪いといったような不満の声が多数寄せられているところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 今、部長の答弁を聞いておると、まあいろいろ課題もまだあるかなということで、私は認識したわけですが、いずれにしても商店街の振興のために、このプレミアム商品券という

のは発行したわけですから、担当課としてもさらに追い込みを図っていただいて、周知を図っていただければなと思っておるわけでございます。

そこで3回目ですけれども、今回のプレミアム商品券の販売実績を踏まえ、今後プレミアム商品券の販売を行うとすれば、どのように取り組んでいかれるかを1点聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 渇上議員の3回目の御質問にお答えします。

今後の取り組みにつきましては、最終的な販売額が確定し、換金等が完了した後に詳細な分析を行って検討をしていきたいというふうに思っております。

なお、商品券の発行につきましては、本来は商店街等が事業主体となり、自主的に取り組んでいく事業ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） プレミアム商品券につきましては、今まだ下で売っているところでございますけど、今後もう少し伸びればなと思っております。

それと1つ、やりとりの中でプレミアム商品券が商店街の振興のためというのは、そういうように発言いただきましたけど、もともとは景気対策のために、消費税が上がったときに景気が落ち込む、それについてのお金の循環をよくしたいということでこれをやっております。今、政府のほうも、安倍総理も景気対策に、こういったプレミアム商品券というのを検討というお話も聞いております。実際にお店をそのままカバーする、売り上げを上げるためじゃなくて、お金の循環がよくなるように売ったということをひとつ御理解いただければと思っております。

それと、当初予定していた売り方と違って、議員の方からいろんなありがたい御提言をいただきまして、少し前回とは変わった形でやっております。どの形が一番いい、上限を決めるのがいいのか、分けるのがいいのか、その辺はもう少し精査させていただいて、やはり経済対策というものでは、こういったものは定期的なものが必要になるというふうな思いがあるということのひとつお伝えをしたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、接遇について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、接遇について順次お答えします。

まず、接遇は窓口対応の基本と考えるが、現状はどのような対応がなされていると認識してい

るかについてお答えします。

本年3月の一般質問でもお答えしましたが、市民サービスの基本である窓口サービスの充実のためには接遇が基本でありますので、明るく元気な声で積極的な来客対応を行うことができるよう努力しているところであります。

具体的には、朝礼等における接遇マニュアル「こころ」の活用、ビジネスマナー実践教室やクレーム対応・サービス向上研修等への職員派遣といった取り組みにより、接遇に対する意識の向上を図っているところでございます。

次に、机の配置を検討するとあったが、どうなったのかについてお答えをいたします。

税務課、福祉課、市民課等の市民の皆様の方が多い窓口においては、対面式のレイアウトをとっております。他の部署につきましては、業務内容、事務の流れ、執務室のスペースの問題等から、机の配置の変更は難しいと思っておりますので、市民の皆様を待たせない積極的な声かけ等による素早い窓口対応を心がけていきたいと思っております。

次に、外部講師を招いての研修はどうなっているのかについてお答えします。

本年9月に窓口業務に携わる職員53人を対象に庁内において接遇研修を実施いたしました。専門の民間企業に委託し、挨拶、表情等の基本マナー、話し方、言葉遣いの基本、来客対応時のマナー、窓口での来客対応ロールプレイング等の内容で研修を実施しております。

研修終了後の受講者のアンケートでは、非常に実践的な内容でよかった。自分を再確認し、改善する点を見つけることができ、よかった。早速、業務で生かし、他の職員の方にも伝えたい等内容の理解度も高く、非常に有意義な研修であったと思っております。

接遇については、以前よりもよくなってきたと思っておりますが、日本一親切な窓口を目指すには、まだまだ改善すべき部分が多いと思っておりますので、今後も研修の充実等を図っていききたいと思っております。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 市長から今答弁をいただきました。

私は本当に接遇というのは、これはどの職場もやっぱり同じ共通の認識あると思うんですね。元気に応対する、明るく応対するとかいうのは当然のことであって、そこを我々も昔の話をしていかんけれども、トヨタのディーラーのときには、そればかり鍛われてきた1人でございます。恐らく谷口眞次議員もしかりかなと思っておるんですが、しかし役所も割と昔よりもよく、改善はできつつあるなと思っております。ですから、これからもこの接遇については、要するに明るく元気よく、先手で、おはようございます、こんにちはとか、あるいはどんな御用件ですかとか、そういうことを気軽に言われるような来庁者との関係とかをもっといっていただければなということ強く思うわけです。その点について、市長の考えをちょっとお聞きしたい。

この1点だけで結構です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 気軽にということですが、待遇につきましては、私も議員10年やっている間に、淵上議員が何度となくライフワーク的に接遇のことを御質問されたのを聞いておりました。

やるたびに接遇という部分は、職員の方には、少しずつ浸透して上がっていつているのかなというふうな思いはございます。特に、私、最初に就任しましたときから、市内最大のサービス業であってほしいということは最初に伝えました。その考えは、理念として職員の方にこれは浸透していけばなというふうに思っておるところでございます。

気軽に挨拶できるような職員をやはり育てていくというか、私も朝歩いて市役所まで来ますけれども、来てから庁内をずっと朝の挨拶は各部にずっとやります。最初は、やはりもうほとんどされない方もたくさん実際いらっしゃいました。何で来たんかなというふうな思いだったと思います。もう10カ月ずっとやっておりますので、やはり挨拶も返していただけるようになりました。これは、挨拶せんかなんて一言も言ったことはございません。それはやっぱり自分からずっとということによって、職員の方が気づいていただくことが重要だと思っておりますし、それは職員の方が普通に市民の方と接するとき、そういうのが自然に出ればなというふうに思っておりますので、今後そういった考え、理念が浸透していけばなというふうに思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 教育問題について順次お答えします。

まず、小中学校の学力、体力はどう総括するのかとの御質問にお答えします。

毎年4月に実施されます全国学力・学習状況調査及び毎年12月に実施されます熊本県学力調査における学力の状況は、学力向上施策の重要な資料だと考えています。全国学力・学習状況調査は、国語と算数・数学で実施され、ともに知識を問う問題と応用力を問う問題の2種類が出題されます。8月末に公表された本市の結果は、小学校6年生では国語の知識を問う問題以外は全て全国平均を上回り、中学校3年生では全て全国平均を下回りました。各学校においては、調査結果等により教育指導全般を見直し、児童・生徒の学習状況の改善ができるよう教師の授業改善を中心に取り組んでいるところです。

また、水俣市学校教育改革プロジェクト会議の学力向上委員会においては、学力向上のための施策を検討・実施しています。今年度は、小学校の過去5年間の熊本県学力調査を単元別につく

り直した問題を9月に作成し、各小学校で授業の評価問題や単元のまとめなどとして活用しています。そして、第1回水俣市教育セミナーでは、秋田県の小学6年国語の授業のビデオを視聴しての研修を行い、第2回水俣市教育セミナーでは、昨年度1年間、福井県の小学校に派遣された先生の講演会を行いました。御存じのとおり、秋田県も福井県も今回の調査で上位の結果でした。このように、調査結果等の分析から児童・生徒の学力の状況や課題を把握し、各学校での取り組み、教育委員会の施策を通して学力向上を図っています。12月に実施されました熊本県学力調査の分析や活用についても、今後行っていく予定です。

次に、体力の向上につつまして、50メートル走やボール投げなどの新体力テストの結果によりますと、小・中学校とも立ち幅とびに課題が見られましたが、他の種目では県平均と大きな差はありませんでした。小学校では体力向上を部活動や社会体育だけに頼らず、全校体育を実施し、休み時間を使って運動に親しむ児童を育てる取り組みを行っています。

具体的に申しますと、袋小学校では、毎朝3分間走を行い、水東小学校では2時間目と3時間目の業間で縄跳びやリレー大会などの取り組み、葛渡小学校では昼休みに体育委員会が中心となり新体力テストで課題があった種目の大会を開くなど、それぞれ各学校で工夫して取り組んでいます。

中学校では、体育の授業の冒頭に新体力テストで課題があった種目を中心に体力づくり運動を行い、体力向上に努めています。部活動や陸上競技の練習会など、全校で体力向上・競技力向上に取り組む雰囲気ができており、特に女子においては、新体力テストでほとんどの種目で県平均に比べ高い水準にあります。

また、ことし11月には、体力・健康づくりを通して生きる力を育む中学校を応援する第28回毎日カップ中学校体力づくりコンテストにおいて、全国4,409校の中から上位6番目に贈られる優秀賞に袋中学校が選ばれました。袋中学校は、毎朝7時30分より生徒の7割程度が自発的に集まり、2キロメートルのランニングを行っています。体力・健康づくりはもちろんのこと、落ちついた学校づくりにもつながっております。

次に、学校評議員制度の運営状況はどのようになっているのかの御質問についてお答えします。

学校評議員制度は、平成12年4月1日に施行され、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映しながら、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすことを目的として設置されています。制度の位置づけとしては、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度で、一堂に会して意見を交換し合う機会を設けています。本市の場合は、各学校それぞれ各学期ごとに開催され、年3回程度実施されております。それに加えて、学校行事、PTA行事、授業参観等への案内や意見交換等も行っていきます。特に、学校が策定するその年度の学校評価について、学校評議員である保護者や

地域の方々からの率直な意見をいただくことは意義深いものです。

次に、学校、地域の連携はいかがかの御質問についてお答えします。

学校は、保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力して、地域全体として子どもたちの成長を支えていくことが求められています。また、地域に開かれた信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民のさまざまな意見や要望が学校運営に的確に反映されることが重要であると思っております。このようなことから、本市の小・中学校においては、学校、保護者、地域の連携を図るため、学校評議員制度、学校運営協議会、学校支援地域本部、中学校ブロックいじめ対策委員会等を設置し、地域との組織的なつながりを持っています。学校運営協議会については、第一小学校、第二中学校で実施し、年6回程度開催されております。平成27年4月からは、第一中学校も加わることになっています。

また、学校支援地域本部については、平成23年度から平成25年度の3年間で、袋小中学校校区と第一中学校校区で実施しました。本年度から3年間は、緑東中学校校区で取り組みます。さらに、昨年から取り組んでいる中学校ブロックいじめ対策委員会については、それぞれの中学校ごとに、小学校の校長、担当者、保護者、地域代表等で定期的に会議を開いています。これまでの取り組みにより、朝の交通指導や挨拶運動、下校時の見守り、学校施設の簡易修繕、家庭科裁縫実習時の手伝い、運動会、文化祭、どんどや等に地域の方々の参加や支援をいただいております。

また、今年度から全小・中学校で実施しています土曜授業においては、初年度にもかかわらず、その趣旨を御理解いただき、多くの地域の方々に支援をしていただきました。具体的には、水東小学校の餅つき踊り、久木野小学校、緑東中学校、袋中学校の棒踊り等の郷土芸能指導、湯出小学校の米づくり、第一小学校、第一中学校の大豆づくり、第二中学校のサラダたまねぎづくり等の農業指導や葛渡小学校、久木野小学校の地域伝統料理づくりの指導等を行っていただきました。子どもたちが、身近に自分の住んでいる地域のことや広く水俣市に関心を持つきっかけとなり、郷土の学習が充実していることに感謝しているところです。このようなことから、学校、保護者、地域との連携がより一層図られてきていると思っております。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 教育長から詳しく答弁がっております。

学校は本当にいいところです。私はそういうふうに常々思っております。なぜかというと、孫たちもおるし、いろんな面で小学校、あるいは中学校もそうですけれども、フランクにいつも行かれる場所かなと思っておるわけですが、これからもやっぱり一地域の一人としても、いわゆる学校応援団のばかになるように、今後ともやっていきたいなと思っておるわけでございます。

そこで、2点質問をいたします。

まず1点目、過去5年間の県の学力調査をつくり直した問題を9月に作成されましたが、こと



しの全国の学力・学習状況調査の結果では、中学校に課題があったように思います。中学校でも作成する予定はないのか、これが1点目。

2点目が、袋中学校すばらしいですね、今回優秀賞というのは。そういうすばらしいことでありますけれども、袋中学校の体力が向上した要因はどのようなことか、この2点をお聞きをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 全国学力・学習状況調査の結果で中学校が課題があったということで、中学校でも単元別にいろんな問題集を作成できないか、予定はないかというお尋ねでございましたけれども、本市のここ数年の熊本県学力調査の結果では、小学校に課題が見られまして、その対策として昨年度は、小学校算数で計算領域問題集を作成し、各小学校に配付し、学力向上を図ってきたというところでございます。

中学校では、熊本県学力調査の問題を参考に、教科担当が定期テストや単元テスト等で自作問題を作成したり、授業で評価問題に使用したりするなど、小学校より積極的に活用がなされてきました。また、中学校では、教科担当が過去数年分の熊本県学力調査の問題の把握はできており、今のところ作成する予定はございません。

それから、袋中学校が体力が非常にすばらしかったということで、その要因はどのようなところにあるのかというお尋ねでございましたけれども、早朝ランニングを今やっております。その早朝ランニングの取り組みのきっかけというのが、一部の部活動と駅伝代表の選手が行っていた毎朝7時半からランニングをしていますけれども、それを見ていた生徒会長が全校生徒に呼びかけてやろうということで始まりました。その後、体育委員会が中心となり、朝練習参加を今年度の目標に掲げました。

また、毎週金曜日には、1キロメートルの測定を行って、生徒に自己の目標を持たせたということでございます。そしてさらに、夏休み期間は中体連陸上コースと、それからそれ以外に自分の体力を向上させる、そういったコースに分かれて、実態に応じた練習メニューを毎朝7時半から行って、体力向上コースには水泳のメニューも取り入れて、そういった努力をしてきたということがあります。このように運動の楽しさと継続することの大切さを生徒一人一人に実感させることができた、そのことが体力向上にはつながったのではないかといいながら考えております。また、早朝ランニングの取り組みで、生徒が給食を残さなくなった。毎日の生活リズムが非常によくなったということもございます。

また、教師の声かけや励ましから、生徒自身の自己肯定感といいますか、そういった自分たちのプライド、あるいは学校全体のスクールプライドが高くなってきている。生徒と教師の信頼関係も深まって、今見ていますと、袋中学校は授業中も非常に落ちついて学習規律も定着してきて

いるというぐあいに私どもも見て取っています。学校全体の落ちつきへとつながって、そのことが結果的には体力向上の基盤になったのではないかなというぐあいに評価・分析を行っています。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 最後の3回目の質問をさせていただきます。

今、教育長の話聞いておまして、生徒会長みずからがリーダーシップをとって引っ張ってきたということは、非常に素晴らしいことだなと思っております。そういう行動が他の学校にも広がって、市全体の中学校のレベルアップにつながればなというようなことを、今思っておった次第でございます。

そこで、2点質問をさせていただきます。

まず1点目、学校・保護者・地域が連携し、地域全体として子どもたちの成長を支えることが重要であると思うが、連携をしていく上での課題は何か。

そして2点目です。学校評議員制度について、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度であるとのことですが、類似した制度等はほかにないのか、以上2点を聞いて、終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず第1点目でございますが、学校・保護者・地域との連携についてですけれども、まず学校・保護者・地域の三者が教育、子育てについての意識、認識をそろえるということが重要であろうかと思えます。

そのために、学校が、子どもたちの様子や学校を取り巻く状況などをしっかりと地域に公開し、連携して実践することを決めて、それから一つ一つ取り組んでいくことだと考えています。

努力しなければならない課題といたしましては、学校が保護者や地域の方々にとって来やすい、来校しやすい環境や機会をつくり、連携の場を整えていく、そういうことが必要かと思えます。

そういった意味で、今年度から実施しています土曜授業では、保護者や地域の方が学校に来ていただく機会がふえました。また、子どもたちが地域へ出かけて学習する場、そういう場にもなっていますので、来年度に向けまして学習内容の充実を図るべく、学校とも十分協議をしていきたいと思っております。また、学校やPTA、地域へ応援を依頼するばかりではなくて、地域行事等に子どもたちを積極的に参加させるなど、双方向の連携を図っていくよう学校にも働きかけていきたいと、そのように考えています。

学校評議員制度について、類似するようなということでもございましたけれども、学校評議員制度については、学校評価の側面というのがありますが、学校評価については、平成19年に学校教育法の一部改正によりまして法律上に位置づけがなされております。そして、全ての学校で評価が実施されています。各学校では、各教育活動ごとに、職員による自己評価及び児童・生徒への

アンケート、保護者へのアンケートによる評価、そして学校評議員による意見等々を踏まえて、学校の改善、それに努めているところです。第三者による学校評価もありますけれども、文部科学省によるモデル校や実践研究校が指定され、執行されているというところがございます。第三者評価の実施については、評価者の人材確保、いわゆる専門的な知見を持った方々の人材確保が課題であるとそうように考えているところです。

○議長（大川末長君） 以上で渕上道昭議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

平成26年12月11日

平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時59分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第4号

平成26年12月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 川上 紗智子 君
  - 1 市民の住環境向上、市内商工業の活性化のための住宅リフォーム助成制度の実現について
  - 2 読書のまちづくりについて
- 2 谷口 明弘 君
  - 1 安倍政権が掲げるふるさと創生（地方創生）に関する本市の取り組みについて
  - 2 教育問題について
    - (1) ICT教育をはじめとする教育予算の充実について
    - (2) 本市の小中高校生の携帯電話又はスマートフォンの利用状況と使い方の啓発に関する取り組みについて
  - 3 防災のまちづくりについて
  - 4 水俣市政治倫理条例と憲法及び公職選挙法で保障された参政権との矛盾について

(付託委員会)

第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号） (総務産業)

第3 議第82号 水俣市公民館条例の制定について (厚生文教)

第4 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第8 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号） (各委)

第9 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)

第10 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)

第11 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)

第12 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） (総務産業)

第13 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号） (厚生文教)

第14 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） (総務産業)

第15 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について (厚生文教)

平成26年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第12号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について	葦北郡芦北町大字 湯浦974-11 稲富 安信		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成26年10月分の一般会計、特別会計等公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに平成26年度財政援助団体の監査結果の提出があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 おはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

この間の議会の議論の中でも、少子化問題、そして高齢化が進む問題は大きな問題として取り上げられてまいりました。少子化問題は、なぜ産めないのか、産むことができないのかということから始まるのではないかと思います。特に大きい問題は、経済的な問題。正規に職につけなく、非正規で働かざるを得ない、結婚することができない。また結婚しても、子どもを産んで果たし

て希望の進路に進ませてやることができるんだろうか、子どもが何人いてもそれぞれの子どもたちの希望がかなえられるような進路に進ませることができるなら、安心して何人でも産めるということがあるんじゃないでしょうか。同時に、経済的問題だけではなく、今、改めて安心して子どもを産み育てられるのだろうかという不安が大きくなってきているのではないかと思います。

ある70代の女性がこう言っていました。少子化、少子化とって大変なことはわかるけれど、少なくなった子どもたちをまた戦争にやろうということを考えているようだ。また、原子力発電の問題があって、少なくなった子どもたちにさらに過酷な環境を与えるということになってしまふんじゃないか、それでいいのだろうかというような話をされていました。

これから子どもを産む人たち、子どもを育てる人たちにとって、この問題はやっぱり人ごとではなく、我が事だと思えます。この問題は、決して水俣市という1つの市で解決する問題ではありません。だからこそ、今行われております衆議院議員総選挙、国政で何とか安心して子どもが産み育てられるような社会、日本にしていくための政治をと望みつつ、水俣市で、じゃ市で何ができるかということを考え、今回は2つのテーマについて質問することにいたしました。

1つは、市民の暮らしの下支えをどうにかできないかということで、この間、一般質問でも取り上げてまいりました問題です。市民の住環境向上、市内の商工業の活性化のために、住宅リフォーム助成制度の実現についての問題です。

これは、9月議会での私の質問への答弁で、6月議会で議会が陳情採択したのを受けまして、市役所内に設置された住宅の新築リフォームに対する助成制度検討委員会で、創設の是非については検討していくということが言われましたけれども、その検討状況はどうなっているか、伺います。

2つ目のテーマは、読書のまちづくりについてです。

日本一の読書のまちづくりと目標を掲げ、水俣市はこの間取り組んでおりますけれども、なぜ今回この問題を取り上げようと思ったかといいますと、先日、会派視察で北海道恵庭市の図書館、読書のまちづくりの視察を行ってまいりました。恵庭市は、読書のまちづくり活動を推進しつつ、この間、初めて、人とまちを育む読書条例という条例をつくって、さらに読書のまちづくりを進めていこうという取り組みをしているということを知ったからです。この条例は、読書活動を通じてふるさとを愛する人を育てるとともに、人と地域のつながりを深め、心豊かで思いやりにあふれ、活力あるまちづくりを目指し、市民、家庭、地域、学校及び市が進めていく取り組みを明らかにすることを目的としてつくられたものです。

視察に行ってみず一番に恵庭市の方が言われたのは、なぜうちに来られたんですか、水俣市はもっと進んでいるんじゃないですかというふうに言われました。私は、改めて水俣市がどのような取り組みをやって、どのような成果を上げているのかを確認し、さらに進めるために、ぜひお



尋ねたい、質問したいと思って今回質問させていただきます。

まず、1番目、2007年の日本一の読書のまちづくり宣言後、これまでの事業の成果と課題は何か。

2、市立図書館の運営体制はどうなっているのか。

3、学校における読書活動の推進の取り組みの成果と課題は何か。

4、学校における図書司書及び司書教諭の配置状況と、その活動及び成果と課題は何か。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、市民の住環境向上、市内商工業の活性化のための住宅リフォーム助成制度の実現については私から、読書のまちづくりについては教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、住宅リフォーム助成制度の実現について、委員会の検討状況はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

前回の定例会におきまして、住宅の新築・リフォームに対する助成制度検討委員会を設置し、検討してまいりますと答弁したところであります。住宅の新築・リフォームに対する助成制度検討委員会を毎月1回開催し、3回行ったとの報告を受けております。

検討状況につきましては、水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業など、庁内における住宅に係る助成制度の検証を行いました。また、近隣で実施している市町村に対し調査を行い、調査結果に基づく検証を行ったところであります。

庁内における住宅に係る助成制度は、新築、増築、介護、障害など制度によってさまざまな制約があることがわかりました。また、近隣で実施している市町村に対しての調査結果におきましては、補助金額の10倍以上のお金が市場で流通していることや、施工業者からも、施工依頼が増加した、営業がしやすくなったなどのおおむね好評であるとの情報が得られました。

これにより、検討委員会としての決定事項につきましては、まず住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情を平成26年6月議会において全会一致で採択されたことを重く受け取らなければならないこと、次に、消費税増税後の消費の低下など、現在の経済が低迷していること、また近隣市町村で実施している住宅リフォーム助成制度が経済効果、建設事業者の仕事の確保などの実績があること、以上のことを踏まえ、本市でも、建設事業者の仕事の確保、雇用促進、地域経済の活性化などの期待が見込まれると判断し、住宅のリフォームにつきましては、制度を新たに創設すべきではないかという方向で結論づけたと報告を受けております。

今後は、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助金の上限額、施工業者など助成の条件を具体化していきますが、他の市町村にはない水保らしさのある制度となるよう策定してまいります。また、本制度が本市の景気浮揚策、経済活性化策となるよう、できるだけ早い時期に事業化する方向で検討してまいります。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございます。

積極的な方向で実施するということが検討結果が出たということは、大変喜ばしいことだと思います。

いよいよ実施に向けてさまざまなことが検討されると思いますけれども、その際、今、市長答弁にありましたように、水保らしい制度にしたいということでしたが、同時に、ほかのところでもうまくいっていることは、しっかり学んで、まねもして、使いやすい制度にしていなければというふうに思います。

一番評判のいい制度というのが、早くに創設されました、東北の宮古市で創設された制度でした。これは、対象工事が20万円以上であれば、一律10万円補助をするというものです。これは、珍しいですが、よそは大体幾ら以上の対象工事の15%とか20%とかと決まっていて、上限が20万円とか30万円というものなんです。それで、それと比べて宮古市の制度はどういうところがいいかということなんですけれども、今申し上げましたように、一律10万円ですので、20万円以上の工事ですから、20万円の工事だったら10万円もらえるわけで、半額補助をされるわけです。そうすると、所得の少ない方々にとっては、とても助かる制度ということになります。ほかにも、今言ったように、小規模な工事ほど助成割合が高くなるということに自動的になるわけです、定額ですので。こういう制度で幅広く、なかなかちょっとした住宅改修にも手を出せない人にも後押しができるというような中身になっているところもございます。

あと、もう一つは、対象工事が幅広いものであるということが、一番使い勝手がいいかどうかというのを左右するポイントでもあるようです。お金の補助金の支給にいたしましても、あるところでは、補助金の全額をいわゆるプレミアム商品券のようなものでやっているところもありますし、補助金の一部を商品券でやって、その一部は必ず回るようにというような工夫もしているところもございます。

新潟県の新発田市というところがございますが、その制度もとても好評だということで、そこは、対象工事10万円以上について20%の補助をするという、上限が20万円です。それに加えて、上乗せ加算というのをやっています、3世代同居や75歳以上の方がいる世帯については10万円の上乗せ加算をするということで、家族構成によって上乗せ加算があるということもありますし、ほかにもエコにいいものとか、そういう環境、エコに関しての加算があるところもござ

います。

うまくいっているところで、最初に制度をつくるときに、やっぱり使いやすい制度ということであれば、業者にとって、そしてまた申請して補助金をもらう市民にとって、どちらも出てくると思うんですけども、関係業者のヒアリングをしながら制度設計をつくっているという自治体もあります。

宮古市でもう一つぜひお伝えしたいことは、関係業者からヒアリングをしながら制度の詳しいことを決めていったということなんですけれども、その中で、例えば、年配の高齢者の方々が申請書を書いたりするのはとても大変だということで、これ、よし悪しがあるかもしれませんが、業者の代理申請を認めたり、あと税金の完納証明とかというのが、添付が必要となるというのが大体どこでもあるようなんですけど、宮古市では、行政で確認ができることは、必要なことは行政でやる。ですから、個人情報取得に対する同意書ももらって、税金のことは行政で調べてやるというようなことも含めて、より利用しやすい制度ということで考えているようです。

水俣でも、実施に当たりましては、関係者の意見を聞くとか、あとよそのとても使いやすい制度というのをもっともっと研究してもらって、いい制度にしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、いろんなところのお話を聞かせていただきまして、今後制定するに当たりまして、担当課等もいろんなところを調べさせていただくと思います。

今、宮古市の話もございましたが、そういったところを勘案して決定していきたい。

その中で、やっぱり3世代のところだったり、75歳以上の方、またエコとか、そういったいろんななくくりがあると思います。水俣らしいというものがどういったものかというのを、障害者に手厚くするのか、エコの部分を強調するのかというのは、今後また検討していきながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

その際、くれぐれも、基本は幅広く使えるというのに条件をつけるというパターンでないと、最初から条件をつけますと使いにくくなるということは、いろんな自治体でやってうまくいかないのでは、いろんな条件を取っ払って、基本はシンプルに、そして上乘せするという形が多いようですので、ぜひその辺も見てくださいというふうに思います。

今回、住宅リフォームに対して助成をするということなんですけれども、結局、住宅というのは、人権、衣食住というのは人間が生きるに当たって必要なことです。それを支える制度を、水俣市がつくるという方向で動き始めていただいたというのはとても歓迎します。ぜひ、いい制度

をつくってください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、読書のまちづくりについて、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、読書のまちづくりについてお答えします。

まず初めに、2007年の日本一の読書のまちづくりの宣言後、これまでの事業の成果と課題は何かとの御質問にお答えいたします。

本市が目指す日本一の読書のまちづくりとは、蔵書数や利用者数などの単に数値の増加を目指すものではありません。全ての市民に対して、より多くの本や人との出会いの場・機会をつくることにより、読書に対する関心を高め、母胎内にあるときから老後に至るまでの生涯を通じて、読書が市民一人一人の人生を豊かにするまちの実現につなげることであります。

平成19年11月に水俣市日本一の読書のまちづくりを宣言し、平成21年3月には、目標の実現を図るため、具体的な取り組みを示した水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画を策定しました。その計画に沿って、地域や学校、家庭、そして図書館を核とした取り組みをそれぞれ進めてまいりました。

具体的な取り組みとして、地域においては、総合医療センターや地域公民館などへのまちかど図書コーナーの設置やコンビニエンスストアへの返却用館外ブックポストの設置、地元商店街等と連携した本読み場の設置など、市民誰もが読書に親しみ、心豊かに暮らす読書環境づくりの推進を行ってまいりました。

また、学校においては、学校図書館活用教育研究推進校の指定や各小・中学校への図書配本の実施など、学校で本に触れて親しみ、機会をつくる読書活動の推進を行ってまいりました。

また、家庭においては、4カ月児の乳児と保護者を対象として絵本をプレゼントするぐるりんばブックスタートの実施やPTA等による親子読書活動の促進支援など、子どもの未来を見詰め、感性を磨き、健やかな成長を願う読書活動の推進を行ってまいりました。

また、市立図書館においては、動く絵本館みなよむ号の派遣や毎月テーマに応じた図書の特設展示コーナーの設置などによる蔵書の充実、図書館まつりなど参加型イベントの実施、広報みなまた、ホームページを中心とした情報発信など、市民誰もが利用しやすい、足を運びやすい図書館活動の推進を行ってまいりました。

また、平成21年度に創設しましたみなまた環境絵本大賞については、第1回大賞受賞作の「ひよっこりじぞう」、第2回大賞受賞作の「古どうぐ～るぐる」に続き、今年度中には3冊目のみなまた環境絵本の出版を予定しております。この事業の推進に当たっては、作家の本木洋子さ

ん、児童文学者の村中李衣さんなどの協力を得て、水俣に暮らす子どもから大人まで幅広い年代を対象として、体験することに重きを置いた、みずから想像し創作する力を身につけるためのさまざまな体験型ワークショップもあわせて開催しました。

さらに、平成24年度には、子どもたちの想像する力（心の中で思い浮かべる力）と創造する力（新しいものをつくり出す力）を育むために、水俣市内の小学3年生から中学生を対象とした、創作童話を募集し表彰するみなまた子ども創作童話大賞も創設しました。第1回は17編、今年度実施いたしました第2回は26編の作品の応募があるなど、水俣市民の文化度の醸成を促しながら、環境と絵本を組み合わせ環境首都水俣の先駆的な取り組みとしても全国へ発信してまいりました。

これら各種事業の実施により、成果が得られるとともに課題も見えてまいりました。

まず、成果としては、大きく2つございます。

1つ目は、図書館利用者及び各種事業への市民参加が増加していることであります。図書館利用者については、登録者数、利用者数、貸出冊数全てが増加傾向にあり、近年は、図書館利用者から、図書館の雰囲気よくなった、館内のレイアウト等に工夫が見られる、館外ブックポストは利用しやすい、ホームページでの蔵書検索は便利など、好意的な意見が多く寄せられております。各種事業への市民参加については、読書をさらに身近にしてほしいと、古本市や人形劇、絵本の読み聞かせなど、10月に開催したみな図書まつりには昨年に比べ2倍の約600人の来館者がありました。また、創作に関する事業への子どもたちの参加もふえております。子どもたちの表現する力を育むことで、水俣の将来を担う人材育成にもつながっているものと思っております。

2つ目は、水俣のイメージ向上であります。独自の事業展開により、新聞、雑誌、テレビ、ホームページ等で取り上げられる機会がふえるなど、市内外へ日本一の読書のまちづくり、環境首都水俣としてのPRが図られてきました。

次に、見えてきた課題としては、成果を上げるためには、事業にかかわる人、つまりは目標を実現するための体制を整えることが特に重要であるということが言えます。また、現場に重点を置き、市民一人一人に対する対応を充実し、それを継続していくことこそが市全体の読書活動の推進につながることもわかってまいりました。

これらの成果や課題を踏まえながら、今後も読書を通じて感性豊かな人材を育成するとともに、全ての市民が人生をよりよく生きてくことができるように、市立図書館を中心に、地域、学校、家庭が一体となり、誰もが本に楽しく触れ、親しみ、知的好奇心を満たすことのできる図書環境づくりに継続的に取り組むことで、日本一の読書のまちの実現を目指してまいりたいと思っております。

次に、市立図書館の運営体制はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

図書館の運営は、現在、館長を含む正職員4名、非常勤職員6名の計10名による体制で行っております。正職員につきましては、館長が施設管理及び全業務の総括、郷土資料研究関係への対応ほかを担当し、1名が予算執行に伴う事務及び読書のまちづくり事業の一部を担当、1名が図書発注、ほか自治体などの図書館との相互貸借、統計など図書館固有の庶務を行い、もう一名が環境絵本大賞事業を主たる業務とし、あと読書のまちづくり事業全般の総括的役割を担う形で業務を遂行している現状にあります。非常勤職員につきましては、2名がそほう号・みなよむ号など地域や施設に出向く移動図書館の運行等の労務に従事し、3名が図書貸借の受付ほかカウンター業務、図書館だよりなどの定期的発行などの庶務に時間制に従事、あと1名が読書のまちづくり事業推進に係る業務の補佐として従事しております。業務推進に当たる開館の日時等につきましては、平日が午前9時から午後7時まで、土曜・日曜・祝日が午前9時から午後5時まで、休館日は毎週月曜日と毎月第4木曜日となっております。

また、市民サービスの1つとして実施している平日の夜間や休日等の開館には、全職員を当番制で割り振りし、夜間は正職員1名と非常勤職員1名で、休日等の開館日は正職員2名と非常勤職員2名もしくは4名の体制で運営しております。そのほか、環境絵本大賞の授賞式及び出版発表会、図書館まつり、童話発表コンクールなど特別なイベント時には、図書館職員以外に他部署からの支援を受けて運営いたしております。

次に、学校における図書活動の推進の取り組みの成果と課題は何かとの御質問についてお答えします。

市ではこれまで、日本一の読書のまちづくり推進計画に基づき、小・中学校でのPTAボランティア等による読み聞かせの実施、学校図書館活用教育研究推進校の指定による学習指導の研究、読書活動推進員2名の巡回訪問による環境整備などの取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みにより、子どもたちが本と触れ合う時間がふえ、その結果、1人当たりの年間貸出冊数も平成25年度末現在、小学校で55.4冊、中学校では12.4冊と、平成24年度末の小学校40.4冊、中学校12.0冊に比べ、順調に伸びております。

また、学校図書館の環境整備、例えば、本棚のレイアウトや掲示物による外観の改善やパソコンによる蔵書の管理などが進み、子どもたちが利用しやすい環境が整いつつあります。

課題といたしましては、学校図書館に常勤の図書司書等の配置が進んでいないことと、環境整備の面でパソコンの導入に至っていない学校があることが挙げられます。

次に、学校における図書司書及び司書教諭の配置状況と、その活動及び成果と課題は何かとの御質問についてお答えします。

現在、市内の小・中学校には、図書司書は配置されておられません。

司書教諭については、学校図書館法で学級数が合計12学級以上の学校には配置が義務づけられ

ておりますので、該当する市内の2つの小学校、第一小学校と第二小学校にはそれぞれ司書教諭がおります。しかし、業務多忙なため、図書館業務に十分携わることが難しく、PTAで雇用された学校図書館司書補が図書の貸し出し・返却・整理・修理・廃棄、掲示物作成等による図書館の環境整備、イベントの企画・運営等を行っています。

そのほかの小・中学校9校に対しましては、市で雇用しました読書活動推進員2名が巡回訪問し、各学校の担当者と連携をとり、学校図書館業務に当たっております。

課題としましては、図書司書の配置が不十分であることから改善が必要であると考えられます。しかしながら、市として小・中学校に専任の図書司書を配置することは、司書資格を有する人材の確保や予算の面からも厳しい状況にありますので、今後は、PTAで雇用された学校図書館司書補と市の読書活動推進員とが交流・連携し、市立図書館等の協力も得ながら相互のスキルアップを図り、子どもたちがもっと本に触れ親しむ機会を与えられるよう、学校図書館活動の推進に努めてまいります。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

水俣市の読書のまちづくりの活動事業をやはりよく知らなかった、理解しなかったというのが、私のこの間の視察前後を含めまして、いろいろお話を聞いての反省でした。読書のまちづくりといえば、何か数を、たくさんの人が本を借りてたくさん読むという、そういうイメージでばかり思い込んでしまっていたものですから、お話を聞くうちに、やっぱり読書でまちづくりをやっているんじゃないかなと、水俣も。恵庭市に行って感じたのは、もちろん読書のまちづくりなんですけど、読書を通じていろんなものをつくっていくという、そういう事業になっていました。

水俣でも、例えば、まちかど図書コーナーとか本読み場というのをやっている。まちかど図書コーナーは、医療センターなどに置いてあるのは気づいておりました。けれども、商店に本を置いてある本読み場というのは、私は気づいていませんでした。気づいていない中で、恵庭市のまちじゅう図書館というのに飛びついて視察に行ったという経過もあるんです。まちじゅう図書館というのは、水俣の本読み場とは違って、水俣の本読み場は、それぞれのお店に図書館から本を貸し出して置いてもらって、お客さんに手にとってもらおうというような仕組みなんですけれども、恵庭市のまちじゅう図書館というのは、喫茶店とかいろいろなお店が、その経営者がこだわっている本を、経営者が持っている本を中心に置いてあるんです。ですから、場所によって全然ジャンルが違う。だから、そこでそういう本、専門の本があるから行こうということでそこに行って、その店主さんと会話になって、お客さんになったり、その後の展開がいろいろあったりするんだというお話を聞きました。

どちらにせよ、外に向かって市民の方々が本に接する機会をふやすという点では、とてもいいことだなというふうに思います。それを知らないというか、気づいていない市民もいるのではないかというふうに思うんです。もっと、これに限らず、水俣で取り組んでいることについて、市民の方々にわかるように情報提供する仕方をぜひ工夫していただきたいなというふうに思います。

それで、その1つが、みな図書まつりだと思うんです。私は、2年ぐらい前に行ったみな図書まつり、ことしは600人の参加ということでしたけれども、図書館の下の駐車場、屋根がある駐車場と、それから図書館の中、公民館の中を使ってやっていらっしゃるんですけど、ことしは所狭しという感じでにぎわっておりました。2年ぐらい前に行った、私が参加しましたまつりで私が感動したのは、童話を暗記して話をする子どもたちの中で優勝した子どもがそれを発表しているんです。それを聞いて本当に感動しました。子どもたちが持っている力というのはすごいなとそのとき思ったんです。

今回、いろんなお話を聞く中で、水俣には環境絵本大賞とは別に、みなまた子ども創作童話大賞というのがあるんだということを改めて知りました。これも大変恥ずかしい話ですけども、聞いて知りました。その冊子はこういうものですけども、確かに議員、いただいているんです。ところが、中を開いておりませんでした。図書館の職員の人に紹介されて、改めて読みました。そしたら、何とまあ子どもの発想の豊かさ、物語の展開のおもしろさ、本当に感心しました。これは決して子どもが自分でやったのではなく、いろんな情報提供だったり、ワークショップなんかで学んだ結果つくったものだということを聞いて、いかに子どもたちに的確に働きかけるならば、子どもたちはどんどん力を発揮していくのかということを非常に感じました。そういう質の変化というか、そういう変化というのはなかなか目で見てわかるものではありませんので、ぜひ、そういう創作された童話を市民の人たちがもっとより知る機会、例えば、広報に1作ずつ載せるとか、あと、さっきの童話を暗記してお話をするというやつですけども、それも市民の多くの皆さんが聞く機会を持つ。やはり子どもたちが生き生きと変わっている姿というか、成長している姿を市民が目当たりにするということは大事なことなんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺の工夫をしていただけたらいいなというふうに思っています。それについてどうかということをお聞かせください。

それと、みな図書まつりに行きまして、本当ににぎわっているんです。所狭しとしてにぎわっているんですが、やっぱり図書館・公民館の建てかえ問題等もあると聞いております。図書館のもっと充実、ハードとして充実させていくための、すぐに建てかえるとかそういうことにはならないと思うんですけども、充実していくための準備、建てかえも含めて何らかのアクションを起こし始める時期ではないかなというふうにも思いますので、その点についてはどういうふうになっているかということをお尋ねしたいというふうに思います。



それから、3つ目ですが、学校の取り組みですけれども、学校でも一番見て変わったなと私が感じるのは、読書活動推進員、これを2人配置して巡回するというお話がありました。第一中学校と第二中学校の図書室に行って本当に変わったなというふうに思います。私の息子が第一中学校に通っていたころは、建物も変わりましたが、冬は暗くて寒くて、本は本当に古いものがいっぱいあってというイメージでした。第一中学校の場合は建てかわりましたから、もちろん明るくはなっておりますが、レイアウトとかを工夫してやられています。第二中学校については、建物は変わっていませんけど、中が、入った瞬間、本がぱあっと広がっていて、何かいろんな本があるというのがすぐわかるんです。これはどうしてですかと聞くのも変なんですけど、そういうふうに聞きましたところ、やはり読書活動推進員の方が週に1回来て、本のレイアウトなんかをして、古い本はずっと処分していつているんだという話を聞きました。とても変わっています。だから、入りやすい図書室にどんどん変わっているというのがよくわかります。ただ、週に1回しかその人は来ませんので、いらっしゃるときには終日あいているということなんですけど、いらっしゃらないときには限られた時間しか図書室はあけられないという話も聞きました。

第一小学校、第二小学校については、そもそも常駐の方がいらっしゃいますので、いろいろ工夫されてやっているということは聞きもし、見てもおります。それで、先ほど課題としての図書司書、司書補も含めて常駐の人がいないというのが課題だというふうにおっしゃいましたけれども、やはり巡回であってもこれだけ変わると。ハードの面で変わったわけです。図書室の雰囲気は全く変わっています。あとは、子どもたちと本を結びつける人が、そこにどれぐらい存在するかという問題だと思うんです。巡回の読書活動推進員の方々2人ですけれども、全校に一遍に配置できなくても巡回する人たちをふやすことはできないのか、そのことも含めて見解をお尋ねしたいと思います。

恵庭市は、最初は小学校に全校配置して、非常勤の職員を配置されておりますけれども、何年かかけて、去年かことしか、全校に配置できたという話をされておりました。司書はなかなか正規で雇えないという実態はあるようですけれども、少なくとも毎日いらっしゃるという状態がつくれているということでありますので、水俣ももう一歩進んで、やっぱり人をふやすということ改善の中身に入れて検討していただけないかということをお尋ねしたいと思います。

あと、司書教諭のことですけれども、司書教諭は12学級以上のところには義務づけられているので、配置をされているというお話でした。いろんな情報を見ますと、司書教諭という資格を持った人がたとえ配置をされていても、学級担任とか教科担任を持ちながらの仕事なので、司書教諭としての仕事の時間を確保することは、なかなか難しいというのが実態のようです。そうであるならば、先ほどの読書活動推進員の果たす役割というのは、全く役割は違うんですけど、図書業務に従事するという点では、司書教諭が充実できないので、すぐにできないのであれば、学

校図書司書のほうをどうにかするということは考えられないかということをお尋ねして、2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 読書のまちづくりについて、より多くの市民に知ってもらうことが大切だというお話でございましたけれども、本市では、自治体では余り類例のない環境絵本の作品募集から出版まで行う事業を初め、細やかな事業を展開して読書のまちづくりを進めております。

まだまだ市民の意識に十分浸透しているとは言いがたいと思っておりますけれども、そこでまちづくり市民意識の醸成を目的に、平成21年度から開始いたしました創作童話ワークショップを平成23年度に子どもから大人まで拡大し、学校の夏休み期間に実施をいたしております。これは、野外活動で感性を磨き、創作に生かすことも重点に実施しているもので、専門家による指導のもと、参加者には物語をつくる力が着実に根づいてきていると、そのように感じております。読書のまちづくりを進めていくに当たりましては、地道で時間はかかりますけれども、このワークショップのように、人の心を開墾していくような事業にじっくり取り組んでいくことが大切ではないかと、そのように考えております。

また、図書館事業について、童話教室の年間運営を初め、図書館まつりなど、ボランティアの皆様のお力をかりて事業を推進しております。ボランティアの皆様のお力を活用させていただくことが、読書のまちづくりの裾野をさらに広げることにつながりますので、今後もいろいろな事業推進に支援をお願いしてまいりたいと、そのように考えております。

先ほど、創作童話のお話もございましたけれども、私も中身を読んでみて大変すばらしいものであった、子どもたちの感性がそこにきらきらと光っている、そのような気がいたしました。そういった子どもたちの創作力をやはり多くの市民に知らしめていくというか、知らせていくことは重要なというぐあいに考えております。担当部局のほうとも御相談しながら、創作童話に掲載された作品についてはシリーズ化できないか、広報紙等でその辺を発表する、載せるなど、知らしめていく方法を考えていきたいなというぐあいに考えております。

それから、図書館の建てかえと申しますか、学校施設を含めて、相当、教育施設については建物が老朽化しておりますけれども、現在の図書館は公民館と複合して昭和56年に建設され、32年が既にたっているわけですが、平成24年度の耐震診断では、1階の図書館部分で強度不足ということが指摘を受けております。耐震補強工事、今後行う必要がございますが、平成27年度、次年度に実施する予定にいたしております。したがって、この補強工事により施設の持続度も強化されるということから、当面、新しい図書館を建設する、そういう計画はございません。ただ、将来において新たな図書館建設を行う際には、よりよい図書館施設とするために、市民の皆さんの御意見等も十分にお聞きしてまいりたいと、そのように考えております。

それから、図書司書をふやすということに対するお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、第一小学校、第二小学校には図書館司書補を配置いたしております。それと、今年度、読書活動推進員2名を配置することができましたけれども、この方々は司書の資格を持ってございまして、非常に図書読書活動に熱意を持った方でございます。私も学校を訪問する機会がございましたけれども、その際に図書室にまず行きますが、図書室に行きますと非常に驚きがある、子どもにとって発見があるといいますか、非常に興味深い配置にされていたり、あるいは本当に読書をそそるような、そういった図書室にさま変わりしていると、非常にすばらしい図書室だなというぐあいに思いました。

第二小学校に行きましたとき、ここは図書司書補がいるんですけれども、ちょうどスタンプラリーをやっているまして、高学年で5冊読んだらスタンプをもらえとか、低学年では9冊読んだらもらえとか、15分の休憩時間に靴が四、五十足並んで、子どもたちが図書館にわいわいとしているわけです。非常にこういう雰囲気づくりというのがすばらしいなというぐあいに思っております。これは、やはり読書に対してかかわっている先生方の気づきであったり、発見であったりということを非常に努力しておられるあらわれかなと思っております。子どもたちがそういう環境にあるというのは、非常にすばらしいことだなというぐあいに思っております。

それから、司書教諭、確かに大規模校にはいるわけですが、この後、そういった図書司書補と読書活動推進員との連絡が密にとれていませんけれども、早々に連絡会議あたりを設けて、その中で司書教諭との連絡といいますか、学び合う場を設けていきたいなというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 創作童話のワークショップのことは、図書館の担当者の方からお聞きして、本当におもしろい、わくわくするようなことをやっていらっしゃるなというふうに思いました。

これに参加する子どもたち、大人も含めてですけれども、参加する人がどんどんふえれば、いろんな変化が、いろんなところで生まれてくるんだろうなというふうに思います。

ただ、このワークショップそのものを知って、行ってみたいと思う機会がどんだけあるかというのが、また1つポイントになると思うんです。それで、写真を見ながら説明してもらってわかりましたけれども、何か市民または子どもたちにもそれがわかるような、知らせられるようなことも考えていただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、御検討ください。

それから、ボランティアの問題ですけれども、恵庭市でもボランティアがすごくいろんなことにかかわっていらっしゃって、水俣でいえば、みな図書まつりのような読書まつりの企画・運営・実行から含めて、多くをボランティアの人が中心になってやっているということをお聞きし

ました。水俣でもボランティアをもっと活用して、方々に参加してもらってやっていこうということ、方向性としてはとても歓迎すべきことだと思いますので、ぜひその方向でやっていただきたいというふうに思います。

あと、図書司書補の問題で、第一小学校と第二小学校の図書司書補の人たちが、ほかの学校に行くことはないんだと思うんです。そうですね。読書活動推進員だけがほかのいろんな学校を回れる。司書教諭との連携、もしくは一緒に交流したり学習したりすることで質的にも向上していくということは、もちろんぜひやっていただきたいと思うんです。端的に言えば、1つの学校に行く回数をもっとふやすためには、人をふやさないといけないと思ったものですから、読書活動推進員をふやすということで、この間の変化をさらに推し進めるように、ぜひ来年度するような方向で考えてもらえないかという意味で先ほど申し上げました。そのことについて1点お尋ねして、終わります。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 大変失礼いたしました。図書司書補、読書活動推進員をふやしてということでございました。非常に先ほど優秀な方だというぐあいに申し述べましたけれども、2人の方を今年度配置して、その状況等も踏まえた上で今後については検討していきたいと思いますが、そのように御理解いただきたいと思います。

それと、ワークショップの件ですけれども、ワークショップにつきましても、市民への周知・啓発というのは確かになかったのかなと思っております。先ほど言いました、広報紙等を通じて、こういうような図書にまつわる活動が展開されてるということも知らせていきたいなというぐあいに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。

自由民主党創水会、谷口明弘です。

現在、衆議院議員総選挙も残り3日となりました。私も、引き続きアベノミクスを推進するた

め、地方創生をなし遂げるために、この選挙と本会議に全力投球してまいります。

さて、安倍政権がデフレからの脱却を掲げ推進してきた経済政策、成長戦略、いわゆるアベノミクスの取り組みについて、一部マスコミの報道や、きのう、おとといの本市議会でも、共産党議員や無限21の議員さんから、経済政策の失敗、安倍政権の暴走ストップなどという御指摘がありました。また、大企業や都市部だけがその恩恵にあずかっていて、地方には全く恩恵がないといった批判がありますが、本当にそうでしょうか。

その真偽を確かめるのに最適な議論がつい先日ありました。去る12月5日に熊本県議会において、自民党の溝口幸治県議会議員がアベノミクスに関する熊本県内への効果についてただしたのに対し、蒲島知事は、県内の景気は基調的には緩やかな回復を続けており、10月の県の有効求人倍率1.05倍は約23年ぶりの高水準で、九州では最も高く、県内の30人以上の常用労働者を有する事業所における給与は、昨年4月から本年9月まで18カ月間ほぼ一貫して前年同月を上回っており、また平成25年度の税収は民主党政権時代だった前年度を21億円上回り、経済活動の影響が直ちにあらわれやすい法人税や不動産取得税が伸びており、個人事業税や個人県民税も本年度に入り増加傾向が見られ、徐々にではあるが、着実に回復しつつあると答弁されました。

この水俣市の現状を見てみますと、新栄合板さんは、円安による効果で設備を増強し、雇用を30人ふやしました。また、JNCさんも、円安により今年度の事業は堅調に推移しております。私はこれらの事実から、水俣市も国の政策に敏感に対応し、知恵と汗をかく努力をすれば多くの市民にその効果を実感できるようになると確信しております。市の財源の7割を地方交付税で賄っているのですから、国や県との連携が大変重要な鍵です。

西田市長は、先日の真野議員への答弁でも、国への要望活動など県選出の国会議員を訪れたと仰っておっしゃっておりました。そうであれば、きのう、自民党公認候補が市役所で街頭演説をされましたが、お礼の意味を込めて、せめて姿を見せてほしかったものです。就任から10カ月が経過し、国や県とのパイプについて、芦北町や津奈木町の首長と比べて、自分にはその部分が弱いと感じる場面があるのではないのでしょうか。もしそうなら、市民にとって大変不幸なことです。

さて、話を戻しまして、蒲島知事は続けて、有効求人倍率は県内でも依然地域間格差があり、実質賃金が前年同月を下回っている月があるとも答弁されました。これは、まさに今の水俣の現状だなと感じました。株価の上昇と国民生活についてですが、日経平均株価が民主党時代とすると約8,000円台から現在1万7,000円台に回復しました。株は持っていないから関係ないと思っていらっしゃるかもしれませんが、皆さんの年金の積み立てはこの株高で25兆円ふえました。これは国民の財産なのです。

もう一つ評価すべきは安倍政権の外交政策です。これまで譲歩に譲歩を重ねてきた弱腰外交から、主張すべきは主張するという方針への転換、さらには地球を俯瞰する外交を展開し、中国共

産党のもくろむ力による現状変更、太平洋を2分割するという覇権主義を、日本が強いリーダーシップをとることで周辺国を巻き込み、中国包囲網を形成しました。東南アジア各国には、こうした日本のリーダーシップを評価する声が多数上がっています。残念ながらこういった成果についてマスコミは全く触れませんが、インターネットを通じて、多くの国民が真の情報をみずから手に入れようとする動きは今後ますます加速するものと考えます。

私は、デフレから完全に脱却し、アベノミクスの効果を地方の隅々まで行き渡らせるためにはこの道しかないと考えており、この意味で今回の選挙は大変重要な選挙であると考えております。市民の皆さんの懸命なる御判断をお願いするとともに、日曜日の投票にはぜひ足を運んでいただきたいと願っております。

さて、質問に入ります。

大項目1、安倍政権が掲げるふるさと創生（地方創生）に関する本市の取り組みについて。

熊本県は、国の地方創生の取り組みに呼応して、平成27年度に幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部を整備し、市町村をサポートするため、熊本版コンシェルジュとも言える支援窓口を設置するとしています。このような動きを受けて、自民党熊本県連も各自治体にまち・ひと・しごと創生に関する要望の提出を求められたはずですが、本市としてどのような要望を上げられたのか、お尋ねします。

次に、大項目2、教育問題について。

水俣市の教育費は、他市に比べて不十分であると、さまざまな事例を見聞きして感じます。例えば、今回取り上げましたICT教育予算ばかり、学校の備品購入費用に関しても、行政から二言目には財政が厳しいと言われて断念せざるを得ない現状だと聞きます。子は地域の宝と言いますが、ほかの予算を削ってでも教育予算の充実是最優先されるべきではないでしょうか。

ちなみに、今回質問で取り上げましたICTとはインフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーの略で、一般的に情報通信技術と訳されますが、パソコン、電子黒板や今ではタブレット型パソコンを用いてグラフや資料を効果的に使い、授業の効率化を図るとともに、視覚的な効果を交えて学習効果も高まると期待されています。全国的にもその取り組みは加速しており、お隣の津奈木町や芦北町では電子黒板の導入はもちろんのこと、水俣市ではまだ取り組んでいないタブレットパソコンを40台購入し、授業で活用していると聞きます。本市はようやく電子黒板を各校に1台ずつ導入したという状況ですが、そこで質問です。

(1) ICT教育を初めとする教育予算の充実について。

①電子黒板の導入を決めたが、他の自治体と比較して本市はおくれをとっていると考えるが、今後のICT教育の充実についてどのように進める考えか、お尋ねします。

(2)本市の小・中・高生の携帯電話またはスマートフォンの利用状況と使い方の啓発に関する取

り組みについて。

①ことし6月に人吉市の女子校生がインターネットの交流サイトで知り合った男に殺害されるという痛ましい事件が発生しましたが、事件を受けて、県教委から本市の小・中・高生の携帯電話またはスマートフォンの利用状況に関するアンケートがあったそうですが、本市の学生の保有状況と、出会い系サイトや交流サイトなどを通じて他人と接触した事案があったのか、お尋ねします。

大項目3、防災のまちづくりについて。

先日、議会報告会で地域の御意見をお伺いしたときに、多くの市民の皆様から御指摘を受けましたが、台風19号接近時にこれまで避難所として利用していた施設への避難ができない事態が発生したが、避難所の見直しについて今後どのように進めるつもりか、お尋ねします。

大項目4、水俣市政治倫理条例と憲法及び公職選挙法で保障された参政権との矛盾について。

平成23年3月の議会で、水俣市議会では議会基本条例、政治倫理条例、議員定数削減、議員報酬削減と、議員や首長に関する重要な案件を4件全て可決されました。中でも、今回質問項目で取り上げました水俣市政治倫理条例の第5条、議員、市長、その配偶者、もしくは二親等以内の親族が経営もしくは役員をしている企業は、市が行う公共工事の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならないとありますが、実質的には市内の多くの経営者及びその親族が、市議会議員や市長に立候補する被選挙権を制限する内容であると私は考えます。これは憲法及び公職選挙法で認められた参政権（被選挙権）に抵触していると考えるが、私は当時、一市民でしたので、当時、市議会議員として議論に加わられた西田市長、これは、市長も規制の対象となる内容ですので、市長の見解をお尋ねします。

以上で登壇からの質問を終わります。市長及び執行部の具体的かつ明快な答弁をお願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、安倍政権が掲げるふるさと創生（地方創生）に関する本市の取り組みについては私から、教育問題については教育長から、防災のまちづくりについては総務企画部長から、水俣市政治倫理条例と憲法及び公職選挙法で保障された参政権との矛盾については副市長から、それぞれお答えいたします。

まず、安倍政権が掲げるふるさと創生（地方創生）に関する本市の取り組みについて、自民党熊本県連から各自治体にまち・ひと・しごと創生に関する要望の提出を求められたはずだが、本

市としてどのような要望を上げたかの御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、10月上旬、自由民主党熊本県支部連合会会長と県選出国会議員代表の連盟で、まち・ひと・しごと創生に関する要望書の提出について依頼がありました。提出までの期間も短かったことから、まずは市の各部署の担当者の意見を聞くため、全庁を対象に、地方創生に係る要望の照会を行うこと、要望項目の取りまとめを指示し、出てきた資料をもとにして要望書を取りまとめ、自由民主党熊本県支部連合会事務局へ提出いたしました。

提出した要望は、大きく分けて、災害対策の推進、環境首都水俣推進事業の推進、子育て支援の充実、企業誘致の推進、林業振興の5つの分野にわたるもので、その内容は、災害対策に関する充実した支援制度の創設、災害対策に係る最重要拠点施設としての市町村庁舎の防災性能強化への支援制度の創設、環境首都創造事業の継続と拡充、子ども医療費助成制度の国による実施、市町村の保育料軽減措置に対する財政支援、子育て支援のための市町村の現状に即した独自の取り組みに対する財政支援、企業誘致に関する交付税措置の拡充、森林・林業再生基盤づくり交付金の拡充、新たな木材需要創出総合プロジェクトの拡充の9件であります。

これは、国が示している総合戦略の骨子（案）に掲げる3つの基本的視点、人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切る、人口減少克服・地方創生に正面から取り組む、まち・ひと・しごと創生と好循環を確立するにも即したものであると思っております。

なお、自民党熊本県連に設置されたチームくまもと地方創生実行本部におかれては、国の長期ビジョン、総合戦略の骨子が11月にも取りまとめられることの情報を受けて、政府のまち・ひと・しごと創生本部などに対し、緊急の要望活動を実施されたと伺っております。

また、その後も国の動きを踏まえて次年度の予算編成等に向けた要望活動を実施するとのことで、11月3日に熊本市内でまち・ひと・しごと創生に関する要望聴取会が開催され、私も参加させていただきました。

さきの真野議員の御質問でもお答えしましたところでございますが、その席で私は以下3つの要望事項を述べさせていただきました。1つ目は、地方創生を強力に推し進めるための地方が自由に使える一括交付金について、2つ目は、企業が地方へ本社機能を移転しやすくするような取り組みについて、3つ目は、本来防災拠点となるべき市庁舎が老朽化していますので、防災機能を考慮した庁舎建てかえの有利な起債や助成などの財源措置についてであります。

また、この意見聴取会の翌日、自民党熊本県連からまち・ひと・しごと創生に関する要望書の追加提出を受け付けるとの書面をいただきましたので、要望聴取会での発言内容をまとめて、追加提出をさせていただいたところであります。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 一昨日、真野議員の質問にも取り上げられ、水俣創生に関する市の要望について、



その内容はお聞きしましたので、その内容について細かく議論しませんが、要望項目で上げられました9つの内容を拝見した印象として、どの地方自治体も直面している問題である、あるいはこれまでの事業の継続で特に目新しさは感じませんでした。

それより何より自民党県連からの要望事項にもかかわらず、我々自民党市議団に何の相談もなかったのが大変心外です。時間がなかったという言いわけは結構です。提出後でも、そのような内容を提出したと報告ぐらいあってよかったのではないかと思います。

国は、みずから知恵を出す自治体を応援する仕組みづくりを本気で進めるつもりです。また、地方創生関連2法案の成立によって、本市も平成27年度末までに5年後をめどとした総合戦略を作成しなければなりません。国が9月3日、まち・ひと・しごと創生本部を設置すると、熊本県は9月10日に知事を本部長とする幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部が設置され、八代市でも9月にやつしろ・まち・ひと・しごと対策本部を設置しました。しかし、市長は、先日の真野議員との質疑の中で、まち・ひと・しごと創生についてプロジェクトチームの創設などは考えておらず、庁内会議の中で議論すると発言されました。私は、これを聞いて少しがっかりしました。熊本県や他市は、国の動きにスピード感を持って取り組もうと動き出しているにもかかわらず、水俣市にはその姿勢が感じられません。市長には危機感が足りないのではないのでしょうか。

そこで、改めてお聞きします。まち・ひと・しごと創生本部などのプロジェクトチームを早急に立ち上げるお考えはありませんか。

さらに、この件に関しましては、国や県・市とのパイプ、もしくはその連携と申しますが非常に重要だと思われませんが、おとといの真野議員の質疑の中でも、要望活動は大臣等々も含め積極的に行っているとおっしゃっておりますが、去る7月24日に西回り自動車道の陳情に上京された際に、当時の金子恭之衆議院議員の部屋を芦北町長、津奈木町長また県議会議員などと訪問されております。その後、太田国土交通大臣、麻生財務大臣と面会する場面があったそうですが、西田市長はその場に参加されなかったそうですが、それは事実でしょうか。

以上2点、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

それと、1つ、昨日、県選出の議員、国会議員の方が前に来られたときに姿ぐらい見せてほしかったということでしたが、私はちょっと所用でおりませんでしたので、それはちょっとお伝えしておきたいというふうに思います。

それと、プロジェクトチームにつきまして、おととい答弁したのをよくお聞きになると、現時点ではほかのところを見させていただいたときに、市長、副市長、各部長、担当課と、庁議のメンバーと同じような感じで作っておられると。現時点で中身がよくわからないので、庁議で今

は対応させていただいて今後は検討するというごさいます。プロジェクトチームにつきましては、今後必要かどうかを、国の方向性がまだはっきりしていませんので、その辺がはっきりした時点でつくるのは全然やぶさかではごさいません。

それと、7月24日の分はちょっと調べてみますが、太田大臣等は、私は、9月ですか、秋の分には行きました。7月の分はちょっと確認しますけど、7月にその時点で私が行けたのかどうかはわかりませんが、9月か10月、秋に行ったときには行っておりますので、それも申し添えさせていただきますたいというふうに思っております。

あとは、地方創生の案を出すときに水俣の支部のほうにお話がなかったということで、県連を通して来ているものですから、非常に時間がない中でお出しました。市のほうに、もし自民党県連がいらっしゃったら、直接こちらのほうに声をかけていただいて、それは相談することはできますし、議員さん皆さんにいろんな形で相談は私もやっていきたいと思っておりますので、ぜひ積極的に声をかけていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 地方に仕事を創出し、仕事がふえると人が移り住み、人がふえるとまちが活性化するというのが、このまち・ひと・しごと創生の理念であります。

次の選挙で自公連立政権に再び国民の皆様が御支持を寄せていただければ、国はさらに強力に地方創生に取り組むと思われます。石破大臣がおっしゃったように、国も地方を元気にする最後のチャンスと捉えて取り組む覚悟であるとおっしゃっていますので、国から提案を待つ姿勢だけではなく、本市もみずから積極的に仕掛けていく姿勢が大事だと思います。大枠での下支え、あるいは全体的な底上げは国のほうで進めていくので、みずから知恵を絞り、汗をかく自治体には積極的に支援の手を差し伸べる、これが地方創生の考え方です。

水俣の現状を見ると、他の自治体に右へ倣えの姿勢にしか私は思えませんので、市長が自民党とのパイプが弱いと感じられるのであれば、今、市長も提案がありましたけれども、我々も積極的にこのまちの発展のためにお互いが歩み寄って、今後のまち・ひと・しごと創生に関する要望や政策に我々自民党あるいは公明党議員と積極的に連携をとりながら、このまちの方向性を決めていこうと思います。

今後、そういった部分も含めまして、我々との連携を今おっしゃいましたけれども、再度、我々との連携をさらに密にしていこうという心構えで臨んでいかれるということによろしいか、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私、自民党県連さん、いろんな議員さん、皆さんがいらっしゃって、いろ

んな立場でいらっしゃると思います。私は、16人の議員さんは同じようにお話も聞きたいと思っておりますし、いろんな提言はいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教育問題について順次お答えします。

まず、ICT教育を初めとする教育予算の充実について。

電子黒板の導入を決めたが、他自治体と比較して本市はおくれをとっていると考えますが、今後のICT教育の充実についてどのように考えるのかとの御質問についてお答えします。

本市では、平成21年度以降、国庫補助金を活用し、パソコン教室のパソコンの1人1台化、学校のテレビのデジタル化、校内LAN、校務用パソコンの整備等を行い、教育の情報化に努めてまいりました。

しかし、議員御指摘のとおり、近隣2町と比較しますと、教室へのICT教育導入の面でおかれていることは否めません。電子黒板やタブレット端末等のICT機器を上手に活用することにより、よりわかりやすく、子どもたちの興味・関心を引き出す授業の提供が可能と考えますので、来年度にICT機器の導入について計画を策定し、これから学校教育におけるICT活用方針を打ち出して、計画的な導入を目指してまいります。

次に、本市の小・中・高校生の携帯電話またはスマートフォンの利用状況と使い方の啓発に関する取り組みについて。

人吉市の女子高校生殺人事件を受けて、熊本県教育委員会から本市の小・中・高校生の携帯電話またはスマートフォンの利用状況に関するアンケートがあったそうだが、本市の学生の保有状況と、出会い系サイト等で他人と接触があった事案があったのかとの御質問にお答えします。

本市の小・中学校でことし7月に行ったインターネットの利用に関するアンケートの結果は、以下のとおりです。

質問事項に該当する児童・生徒の割合は、携帯電話やスマートフォンを持っているかでは、小学生が17%、中学生が25%、メールやLINEなどができるインターネットツールを利用しているかでは、小学校で24%、中学校で63%、平日何時間ぐらいインターネットを利用しているかでは、小学校では1時間以内14%、2時間以内6%、2時間以上2%、中学校では1時間以内21%、2時間以内21%、2時間以上24%でした。

また、インターネット上で知り合った人と実際に会ったことがありますかでは、小学校・中学校とも該当する児童・生徒がいました。児童・生徒が実際に会った人は、友人の友人、兄弟の友

人などの中学生や高校生でした。水俣市以外の人と会ったことがある児童・生徒はいませんでした。

次に、その使い方の啓発に関する取り組みについてお答えします。各学校では、生徒指導部内に情報安全教育のリーダーを選任するとともに、情報安全・情報モラル指導を学級活動等の年間指導計画に位置づけ、授業を行うとともに、機会を捉えて全校集会や学級通信等で児童・生徒への指導や啓発を行っています。ことし9月には学校ごとに、インターネットの利用に関する学校のルールを児童会・生徒会や保護者・学校がそれぞれ提案し、ルールを作成しました。そのルールの中には、我が家のルールをつくるようにしてある学校もありました。

家庭や地域への啓発としては、熊本県教育委員会が作成した家庭向け指導資料などを、PTA総会や学級懇談会・地区懇談会等で保護者や地域の方へ説明を行っています。授業参観後に、保護者と児童・生徒を対象に、インターネットの利用について、専門家を招いて講話を行う学校もあります。

このように、学校や家庭、地域、そして関係機関が連携して、インターネットを通じた犯罪の危険から児童・生徒を守る取り組みについて、教育委員会としても力を入れて指導していきます。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ICT教育の推進は、今後、デジタル社会を生きる子どもたちにとって大変重要なことであると考えますので、文部科学省のさまざまな制度を活用して積極的に進めていただきたいと思います。

教育予算の充実という観点からですけれども、学校で使用する机の幅や奥行きが、平成11年にJIS規格が改定されております。もともと40センチメートル・60センチメートルという奥行きや幅であった机が45～50センチメートル・60～75センチメートルというふうに変更されております。ところが、水俣市ではその机の更新がまだ終わっていないというふうにお聞きしておりますが、どの程度こういった更新が進んでいるのかというのはちょっとお尋ねしたいと思います。

また、第一中学校が今少し荒れているという話を聞くたびに、私、卒業生として心を非常に痛めておりますが、その現状を克服するために、専門家を入れたり、補助教員を確保したりなどのソフト面の充実を早急に行う必要があると思いますが、そういったことにもこういった財政難の壁が立ちだかっているのかをお尋ねします。

携帯電話・スマートフォンのアンケート結果では、それらを使って出会い系サイトや交流サイトから見知らぬ他人と接触があったという事案が確認されたとのことですが、小学校・中学校で見知らぬ人と会う、それがたとえ市内の人だったと、今回はそういうことだろうと思いますけれども、実際そうやって見知らぬ他人と平気で会うことに抵抗がないというような状況が、ややもすると、この間の人吉市の悲惨な事故などにもつながると思います。

そこで、先日、熊本県でも、くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条なるものが新聞に載っておりましたが、長洲町でスマートフォン等の利用に関する長洲ルールというのを制定して、子どもたちをネット社会の危険から守る取り組みを、まちを挙げて取り組んでいます。これには3つのルールがあって、よくあるルールですけれども、1、必要のないスマホや携帯電話等を持たせない。2、契約時には親子で使用に関する約束を決め有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングのサービスを受ける。3として、午後9時以降はスマホや携帯、ゲーム機を使用させないという3つだそうです。

水俣市でも、今、お話がありましたように、各学校とかPTAなどでそれぞれのルールはつくって啓発に努められておられるようですけれども、我々大人が考える以上に子どもたちの間では、安易にインターネットで有害な情報に触れている現状を大人がもっと知るべきです。例えば、ある県で女子高生が殺害されたとなれば、テレビでは報道されていない被害者の顔や犯人の顔が、LINEというツールを通じて子どもたちの間で拡散しています。さらには、リベンジボルトなる言葉も耳にしますが、安易に携帯カメラで裸の写真を撮って、あるいは撮られたりして、本人が知らないうちにインターネットに投稿され、取り返しのつかない事態を招くといったことが発生しております。

子どもは、これらの電子機器の扱いには大変すぐれております。一方、大人は技術の進歩についていくのがやっとの状況です。私は、できるなら酒とたばこスマートフォンは20歳からと法律で規制してもらいたいぐらいの思いです。しかもその維持費はばかにならず、固定電話の時代と比べると家計に占める通信費は数倍、場合によっては10倍というケースもあるのではないのでしょうか。携帯電話の通話料を払うために車を買えない、服を買わない、食費も減らす、これが今の若者の懐事情です。

ところで、長洲町はこのルールを町ぐるみで取り組んだ結果、副産物として、子どもたちの成績が総じて向上した、LINEなどで情報を共有する時間が制限されたことでいじめが減った、子どもの中にもスマートフォンの呪縛から解かれてよかったとの声も上がっていると聞きました。

そこで、水俣市としても、教育委員会主導のもと、PTAや子ども会、保護司会や民生委員、婦人会など市内の各種団体に呼びかけて、水俣版携帯・スマートフォン・ゲーム機の利用に関する統一ルールを制定して、市全体で取り組む考えがないか、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 第2質問をいただきましたけれども、学校予算について、確かに御指摘のとおり、教育予算の確保というのは、ある意味、非常に重要な、大きな施策ではないかなというぐあいに考えております。

ただ、議員も御指摘のとおり、なかなか予算が潤沢につく、使える、予算化できるという状況

に至っていないのは非常に残念でございます。

そういう中でも、子どもたちの学習環境、机とか椅子を規格に合わせる。細かくどの程度まで更新されているのか、私、今、直接把握はいたしておりませんが、学校訪問をいたした際に、かなり規格に合わないサイズになっているなどというのは実感をいたしております。ハード面についても、その辺を実際に確認しながら予算化を図っていききたいというぐあいに考えております。

そして、ソフト面についても、やはり御質問いただきましたICT化等につきましては、確かに予算措置等が非常に厳しい状況にありますけれども、平成27年度で計画づくりをいたしまして、その計画に沿った形で今後進めていききたいと、そのように考えております。

それから、スマートフォン等の使用についてのルール化ということでございますけれども、平成21年1月に、学校における携帯電話の取り扱い等について、文部科学省では、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないというものであることから、小・中学校への持ち込みについては原則禁止という通知を出してございます。本市の小・中学校においては、児童・生徒に携帯電話を持たせないように保護者等には常々啓発を行っております。ことし9月に県の教育委員会、あるいは市の教育委員会の意向を踏まえたような形で、小・中学校がインターネットや携帯電話の利用に関する学校のルールというのを全小・中学校で決めています。また、12月には熊本県教育委員会から、くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条ということを作成し、児童・生徒への啓発が行われております。市教育委員会としては、各学校でのルール、あるいは県の5か条の徹底を図るということを今、当面、重点を置きたいと考えております。したがって、市として統一したルール作成は今のところ考えてはおりません。

学校のルールということで詳細に見てみますと、フィルタリングをかけるとか、あるいは使用時間についても細々と、夜10時以降は絶対使わないとか、使用時間についても1時間以内にするとか、細かく決めてございます。それから、いじめをなくすという意味で昨年度からずっと取り組んでいますが、自立支援事業をやっておりますけれども、ことし、児童会・生徒会のリーダー育成という中で研究発表もやりましたけど、いじめは絶対なくすんだとあって、その中にいわゆる携帯電話あるいはスマートフォンの使用に関するルール化というのを子どもみずからもつくと、そういった働きかけを今後、教育委員会としてはやっていきたいなというぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 次に、防災のまちづくりについて答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、防災のまちづくりについてお答えいたします。

台風19号接近時は、これまで避難所として利用されていた施設への避難ができない事態が発生しましたが、避難所の見直しについて今後どのように進めるのかとの御質問にお答えします。

まずは、避難所の指定がおくれており、市民の皆様に御迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

避難所の見直しにつきましては、昨年6月に災害対策基本法の改正が行われ、現在ある避難所を指定緊急避難場所と指定避難所に分けて市町村が指定する改正が行われました。背景としましては、東日本大震災時、避難所に避難していたにもかかわらず、多くの方が被災されたことによるものです。指定緊急避難場所は、台風接近時の急な大雨や地震時など緊急時の避難場所であり、指定避難所は、災害により家屋が損壊した場合など、避難生活を送るところになります。

現在、自治会等の御意見も踏まえながら、避難所の指定に向けた見直し検討を行っているところです。年度内には指定を行う予定であり、市民の皆様には市報などで周知を行いたいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは、3点ほどお聞きします。

近年、各地でこれまで経験したことのない災害が発生したというニュースによく触れます。熊本でも先日、阿蘇山が噴火しましたし、ことしは広島の高雨災害、さらには白馬村の地震。熊本の阿蘇の噴火に関しましては、作物の被害だけでなく、観光面でも風評被害など県の経済に打撃を与えるのではないかと大変心配しております。

白馬村での地震の際ですが、多くの家屋が倒壊し、26名の方が家の下敷きになったにもかかわらず、住民の連係で一人の犠牲者も出すことなく全員が救出され、奇跡と報じられました。白馬村では日ごろから住民の防災意識が高く、隣近所とのつながりや見守り体制が充実していたと聞きます。

水俣市は、平成15年に土石流災害で多数のとうとい人命を失ったつらい経験をしたにもかかわらず、何となくですが、防災意識の高い自治体になっているとは思えません。特に今回の台風19号の接近時に、直前になって突然、これまでの地域の避難所として使っていた施設に避難できないと市が発表したことに関しまして、どうして今言うのかという一般市民の不信感を抱かざるを得ない状況であったと思っております。国の法律改正が主な要因というふうに私はお聞きしておりますが、もっと事前に検討し、平時の間に住民に周知徹底すべきではなかったのかという点についてお尋ねします。

また、こんな事例がありました。台風19号接近時に防災無線で開設された避難所の施設名を放送しておりましたが、私の住む深川地区では、住民の方が避難所として認識していた深川小学校跡地が呼ばれなかったものですから、深川地区は台風の影響を受けないから避難しなくていいん

だと誤解した住民がおりました。私は、その方に口頭で、深川小学校は避難所に不適切だから、市の体育館や葛彩館に避難してくださいと言うと、慌てて避難等の準備をされたという状況です。

また、自主防災組織の委員の中にも、先日、議会で行った議会報告会でも出ておりましたが、避難しても食料や毛布など一つも出てこなかったなどと意見が寄せられます。これは、避難勧告や避難指示が出た際の携行品等々について、市の周知が不徹底ではないのかというふうな印象を覚えました。

提案ですけれども、例えば、名刺形のカードみたいなものを準備されて、避難時の携行品のリストとか、自分の住むところ、もしくは自分がふだんどこに避難しようかといったものを御本人に書いていただいて、常に財布などに携帯していただくなど、そういったものを導入されるというのはいかがでしょうか。また、若者向けには、自主防災アプリなどを市として作成したりするというようなお考えはないかというのを2点目の質問にします。

それと、先日、地元の自主防災会議での議論で私がちょっと驚いたというか気づいたんですが、同じ深川地区でも各地区によってコミュニティーのきずなが強いところと希薄なところがあるというのがわかりました。私が住む下向地区というのは、年に5回、公民館に集まります。山の神様祭りとか水道祭りとか十五夜と、あと年に2回の常会などもあって、年に5回、住民が集うんですけれども、ほかの地区の話を知ると、昔はそういうのもやっとならけれども、結局、やり手がおらんとか、若い者ばかりればせんばいかんとかというようなことが何か苦になって、一つ一つ行事を取りやめてこられたと。今、じゃ役員はどうやって決めていらっしゃるんですかという、もう輪番制で名前が決まるとして、来年はあなたが協力員というような感じの輪番制になっておると。だから、そういう事実を知ったときに、田舎は都会と違って人間関係が密でコミュニティーのきずなも深いと一般的に思われておりますけれども、決してそうではないという現実を目の当たりにしまして、これで果たして自主防災組織がうまく機能するのかと大変不安な気持ちになりました。市は、現在積極的に自主防災組織の体制を進めておりますが、ここで提案ですけれども、自主防災組織の体制が整うまで市の職員を各地区担当職員として配置するお考えはないか、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 2回目、3点御質問いただきました。

まず、今回の見直しに当たりまして、平時のときから早目に検討しておればよかったのではないかとことだろうと思っております。先ほど答弁でもお答えしましたとおり、昨年、法が改正になりまして、避難所の考え方が変わったことを受けまして、市としましてもことしの梅雨時あたりから、自治会、自主防災組織と御一緒に検討を進めたところでございます。最終的にその見直しの基本的な考え方というのをお示しして、各地域のほうで指定に向けての同意をいただく



という形になりますので、そこをお願いをしておいて、それが10月末だったと思いますけれども、そこを期限にしていたところ、10月の半ばに台風19号が来てしまい、ちょうど過渡期であったということもありまして、現場のほうで、特に地域のほうで混乱を招いたということもございます。それにつきましては、先ほど答弁でもお答えしましたとおり、非常に我々としても反省しておるところでございます。

法改正で避難所の考え方自体が変わってしまったということで、水俣の地理的な特殊性といえますか、沿岸部があり、地盤が低いところもある。片や山間部に行けば、急峻なところ、後背地が急峻であって山合いに集落があるというようなところもあって、全ての地域に、適切な避難所が指定できるというふうなところは、なかなか難しい判断がございます。そこで避難所がもしなくなれば代替の避難所はないかというところを今、現場のほうの自治会、自主防災組織とも検討させていただいておるところでございますので、そこにつきましては、地元の方々に不安をいただかないような形で、早目に指定をさせていただきたいと思っておるところでございます。

それと、2点目、例えば、その避難に当たって、避難カードを作成したり、若者向けに自主防災のアプリというような導入ができないかというような御提案でございましたけれども、確かに議員御指摘のとおり、今、市民全員の方を避難所に収容できるというキャパは当然ございません。日ごろから市民の方々お一人お一人が、自分のお住まいのところが今どういう危険な地域に含まれているのか、危険な地域であれば、いつどこにどうやってどの時点で避難すべきなのかというところを、お一人お一人がいつも頭の中に入れていただくということも重要であろうと思っております。その考え方の中で、例えば、おっしゃられたようなカードを導入して、それをいつも御自分で持っておられるというのは有効な手段だろうと思っておりますので、議員御提案になったところも含めて、今後検討させていただければと思っております。

それと、3点目でございますけれども、自主防災組織の体制の中で、その地域、地域に市役所の職員を担当として配置ができないかというところでございます。自主防災組織につきましては、全域で今整備が行われたところございまして、その横の連携を深めるというところで連絡協議会も設置をさせておりまして、日ごろからリーダー研修でありますとか、そういった意識の高まりは市としても対応させていただいておるところでございます。仮に災害等が発生した場合に避難所を開設するということになりますと、その避難所のほうにも職員を2人張りつけるというようなところもございますので、そこが物理的なところで対応ができるかどうかを含めて、内部でちょっと研究させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今回の件については、議会報告会などでも多くの疑問や意見が寄せられました。

自治会長会議などでもたくさん意見が出たのではないのでしょうか。また、市長が回っておられる、出向いてヒアリングされておる、そういった場面でも、恐らく多くの意見が寄せられたと思います。何せ、とにかく近年、災害が多発しておりますし、避難所がないというのは非常に市民にとって不安を覚えることですので、早急な対策をですね。

それと、一番大事なことは、周知の方法を、先ほどもちょっと申されましたけれども、市報において広報しますというようなお話をされますが、なかなか市報でそこをちょっと文字で読んだだけで、それぞれの個人の深い認識の中に入っていつているのかなというようなところがありますので、そういう周知の方法なども、さまざまなツールの使い方なども、防災に限らず、そういった市の情報発信について、もう一度いろんな角度から検討されてはいかがでしょうかと思います。

これはもう要望でとめます。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市政治倫理条例と憲法及び公職選挙法で保障された参政権との矛盾について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、水俣市政治倫理条例と憲法及び公職選挙法で保障された参政権との矛盾についての御質問にお答えいたします。

本市政治倫理条例第5条の規定が、実質的に被選挙権の行使を制限する内容であり、憲法及び公職選挙法で認められた参政権（被選挙権）に抵触していると考えないかとの御質問にお答えいたします。

本件につきましては、参考になるものとして、府中市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求等を受けた元府中市議会議員による損害賠償請求事件があります。本事件の最高裁判決では、議会の自律的な規制のあり方については、その自主的な判断が尊重されるべきものと解されることなども考慮すると、本件規定による二親等規制に基づく議員の議員活動の自由についての制約は、正当な目的を達成するための手段として必要かつ合理的な範囲のものということができるとして、議員活動の自由を保障する憲法21条1項に違反するものではないなどとして、審理が広島高裁に差し戻されておりますので、現時点では見解について差し控えさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、本市の政治倫理条例は、議会改革特別委員会において、逐条ごとに活発な議論が重ねられ、平成23年3月議会で議員提案により全会一致で制定されたものでございますので、本条例の規制のあり方などについては、まずは議会で検討していただければと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 答弁の府中の裁判の判決等々を私も確認しております。

ただ、この条例、全国的に広がっておりますけれども、こういう地方都市と大都市とでは、その運用について、かなり地域によって事情が違ふと私は思います。

議会で決めたことですから、当然、議会で議論しなくちゃならないのですが、今回は一般質問になじまないという御指摘があるかもしれませんが、市長の身分に関してもかかわることですので、取り上げさせていただきましたことをまず御報告します。

この条例が制定されましたのが平成23年3月議会で、当時、市長は議員としてこの議論に加わっておられたので、当時のお考えや条例施行後の問題点など、どうお考えかお尋ねしたかったものですから質問しました。よい機会ですから、その当時、私を含め、この前列におられる議員がその議論に加わっておりませんので、私が考えるこの条例の問題点を市長やここにおられる議員及び市民の皆さんにお聞きいただき、お考えいただきたいと思います。

水俣市のように人口が減り続け、国や県からの補助金なしでは存続できないような自治体で、公共事業や市からの業務委託、及び市への物品納入にかかわる事業者は多数存在します。彼らは、長引く不況の中、従業員を養うために、また水俣の経済活動を支えるために必死に頑張っておられます。水俣市の景気をよくしたい、水俣市の将来をどうにかしなければと、今一番危機感を持っているのはこれらの市内事業者ではないでしょうか。

しかし、この政治倫理条例の第5条があるために、例えば、親や兄弟が会社を経営して市の公共事業にかかわっているというだけで、その会社を畳むか人に譲らない限り、例えば、その息子さんか大学で地方自治とか政治学をきわめておっても、あるいは優秀な経営者であっても、水俣市の議員や市長にはなれません。本当にこれで、水俣市にすぐれた政治家や経済に明るい市長が誕生するのでしょうか。

政治倫理条例の内容は各自治体で異なり、本市の第5条のような条文を盛り込んでいない自治体も多数あります。そもそも利権絡みの汚職事件がニュースで取り上げられていた当時の状況に鑑み、それを防ぐために設けられた条文かもしれませんが、財政難により公共工事などが大幅に減っている中、建設業などの事業者は次々と廃業に追い込まれている状況であり、万一汚職事件が発覚しても厳正に刑事処分を受けるのですから、立候補することすらできないというこの条文が、事実上ですけれども、本当に必要でしょうか。

今、水俣では、若手経営者が水俣市の活性化に資するさまざまな取り組みを始めています。彼らに直接政治に参加して水俣の将来を考えてもらうためにも、私はこの第5条について削除するか、何らかの修正を加える必要があると感じます。

以上のような意見をお聞きになって市長はどう思われるか、お伺いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 政治倫理条例、私も議員時代に一緒に議論をさせていただきました。

私も議員の皆さんも何が求められるかという、公明正大性、やはり身を律する、襟を正す、一番市民が望んでいるのはそこだというふうに私は思います。その中で、平成22年ですか、立ち上げて1年ぐらい、ここにもたくさんの中で議論された方もいらっしゃいます。あのときには、議会の基本条例、議員定数、政治倫理条例、そして議員報酬等、いろんな議論をさせていただいて、最終的に全部議論が終わって政治倫理条例ができ上がって、私は実はほっとしたのを覚えています。今まで政治倫理条例もなく水俣市議会があったというので、非常に不安でした。その中で、皆さんいろんな立場の方がいらっしゃって、それで議論して、最終的にこの条例をつくらせていただいて、非常に水俣市議会は、議員の皆さんはすばらしいなというふうに思ったのを覚えております。

議員の今おっしゃるその5条があるので、経営者の方でこういった議員、市長にもなれなくというのがどうかという議論がもしあるんでしたら、議員の中で、この後、代表者会議を開いていただいて、そして来年4月が選挙なので、3月までに、短時間ですけど、議論をまとめていただいて3月議会で修正されるのが一番筋かというふうに思っております。その中で、議員の考えが主流であったら、ぜひ皆さんで議論していただきたいと思っています。

今の時点で、この問題提起をされるのは非常にどうかなというふうに私は思います。もっと1年前にされて、それから立ち上げられて、それで来年の選挙を迎えられるんだったら一番いい流れかと思いますが、もしそれが来年の選挙に間に合わなかったら、もし次、選挙を通られてすぐでもそういった問題提起をされて、またこの条例をみんなで、議会で話していただきたいというふうに思っているのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 そう言われるだろうとは思っておりました。

議会で議論すべき話だとは思いますが、私は、私の今申し上げた意見に対してどう感想を思われているかというのをちょっとお聞きしたかったものですから、手段・方法としては最終的には議会で我々が決めなくちゃいかんことだと思います。ただ、今、お話を聞いておりますと、我々この3人を除く議員さんたちが1年かけて議論されて出された議案だということですので、私も去年このことに気づけば去年出したんですが、今そういうことを気づいたものですから、あえて来年の3月の選挙を見据えた上でということではございませんので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。私がこの次の4月の選挙までに間に合わせたくて、きゅうきゅうでどうのこうのという話ではなく、今その疑問を純粹に感じたというところであります。確かに1年前にそれに気づいておけば、この4月の選挙に間に合ったのかもしれませんが、議論は。

いずれにしても、今後、こういった部分に関して私は個人的に問題があると考えておりますので、ここに御参集の議員各位に活発な議論を促すために、私もきちっとした形で今後提案させていただきたいと思っておりますので、ここに御参集の議員の皆様の賢明なる御判断をお願いしたいと申し上げまして、これにて私の全ての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大川末長君） 以上で谷口明弘議員の質問は終了しました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午前11時48分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（大川末長君） 日程第2、議第81号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第82号 水俣市公民館条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第82号水俣市公民館条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第83号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第84号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第6、議第86号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第7、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（大川末長君） 日程第8、議第89号平成26年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第9、議第90号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(大川末長君) 日程第10、議第91号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(大川末長君) 日程第11、議第92号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(大川末長君) 日程第12、議第93号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(大川末長君) 日程第13、議第94号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第14、議第95号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（大川末長君） 日程第15、議第96号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 議第96号和解及び損害賠償の額の決定について質疑を行います。

今回、約1,260万円の損害賠償の金額が提示されておりますけれども、この手術で誤って患者さんに傷をつけたということですが、どのような内容の手術であったのか、具体的な中身の説明をいただきたいと思います。

（市長、総合医療センター事務部長と協議）

○議長（大川末長君） 大塚総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（大塚昭一君） ただいまの高岡議員の質疑について、自分の覚えている範囲でお答えいたします。

どういうところで手術の失敗かという御質問だと伺いましたけれども、ここに書いてありますとおり、平成24年7月に当センターで行われました手術中に患者の左腕の正中神経を誤って傷つけたということに関しての医療事故でございます。

これは、以前に左手の整形の手術をいたしまして、そこで金具を入れる手術をしたわけです。その後、具合が悪いということで再度手術をし直したところ、金具を入れた半年後、金具を取る手術をしたところ誤って、金具が正中神経の近くにあったものですから、医者も慎重に手術したつもりだったんですけれども、誤ってここに書いてある正中神経を傷つけたということで、その後リハビリとかでずっと当センターに通っていらっしゃいました。通っていらっしゃいましたけれども、なかなか完全に左手が動かなく、一部ですが、それで労災保険の第九級の認定を受けられたとお聞きしております。それでうちのほうも加盟している医療保険会社に問い合わせ、弁護士と相談の結果、やはり正中神経を傷つけたミスがあったということで、今回和解が解決いたしました。この提案を差し上げたわけでございます。



以上です。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 ということは、確認ですけれども、そういうことで完治がならなかったと。要するに今後、後遺症が残った、これがずっと残るということが、そういうのも含めての今回の賠償金ということで理解をしていいのでしょうか。

○総合医療センター事務部長（大塚昭一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（大川末長君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第81号から議第96号まで議案14件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時59分 散会

平成26年12月17日

平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成26年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成26年12月17日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時47分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（田畑純一君）	次 長（鬼塚吉文君）
主 幹（岡本広志君）	主 幹（深水初代君）
書 記（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西田弘志君）	副 市 長（本山祐二君）
総務企画部長（門崎博幸君）	福祉環境部長（松本幹雄君）
産業建設部長（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長（大塚昭一君）
総務企画部次長（本田真一君）	福祉環境部次長（川野恵治君）
産業建設部次長（関洋一君）	総合医療センター事務部次長（久木田美和子君）
水道局長（前田仁君）	教 育 長（吉本哲裕君）
教育次長（福島恵次君）	総務企画部企画課長（水田利博君）
総務企画部財政課長（坂本禎一君）	

---

○議事日程 第5号

平成26年12月17日 午前10時開議

- 第1 議第81号 専決処分の報告及び承認について  
専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第2 議第82号 水俣市公民館条例の制定について
- 第3 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第8 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第15 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について（平成25年6月）
- 第16 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について（平成25年12月）
- 第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 請第4号 消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について
- 1 陳第5号 道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第5号 国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について
- 1 請第6号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について

- 1 陳第11号 介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第12号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第18 議第97号 教育委員会委員の任命について

第19 議第98号 人権擁護委員候補者の推薦について

第20 意見第10号 山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について

第21 意見第11号 40人学級再開検討に反対する意見書について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

---

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案2件、議会運営委員会発議の意見書案1件、緒方誠也議員外5人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成26年10月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第2 議第82号 水俣市公民館条例の制定について

日程第3 議第83号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 日程第5 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議第89号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）  
日程第8 議第90号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議第91号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
日程第10 議第92号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第11 議第93号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第12 議第94号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）  
日程第13 議第95号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第14 議第96号 和解及び損害賠償の額の決定について  
日程第15 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について  
日程第16 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について

○議長（大川末長君） 日程第1、議第81号専決処分報告及び承認についてから、日程第16、陳第3号行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情についてまで、16件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

（総務産業委員長 淵上道昭君登壇）

○総務産業委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第81号平成26年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、平成26年12月14日に実施の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,978万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億7,791万1,000円とするものである。

補正の内容は、第2款総務費に衆議院議員選挙費を計上している。その財源としては、県支出金を充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ポスター掲示場の箇所に変更はあるのかとただしたのに対し、箇所の変更は行っていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第83号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、行政組織・機構の改革を柔軟に行えるようにするため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、まちづくり交付金評価委員の名称変更、公職選挙法改正に伴う指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る規定が設けられたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、外部立会人の詳細についてただしたのに対し、指定病院等で不在者投票が行われる際、より公平性を高めるため、努力義務規定として外部立会人の項目が追加された。具体的には、指定病院等から要請があれば選挙管理委員会の委員を派遣し対応することになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、田平団地の一部住宅の除却に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、田平団地の現在の入居状況等についてただしたのに対し、10戸のうち最近1戸退去された。今後建てかえは行わず、入居されていない住宅を順次、用途廃止していく予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号平成26年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、コミュニティ助成事業、第5款農林水産業費に、農地・水保全管理支払事業、第6款商工費に、湯の鶴地区観光開発事業、水俣川河口臨海部振興構想事業等を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、昭和・白浜町線歩道整備事業外1件を計上している。

また、債務負担行為補正として、内部情報システム使用料外19件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、選挙管理委員会のパソコン購入費の内訳についてただしたのに対し、ウィンドウ

ズXP搭載のパソコン4台を新しいウィンドウズOSのパソコンに買い換えるもので、バーコード読取機等の周辺機器も含めて購入するものであるとの答弁がありました。

また、商工費の測量調査業務委託料の内容についてただしたのに対し、産業廃棄物処理場予定地跡にある開拓道路跡地を財務省から払い下げを受けるために、里道等との筆界未定の解決を図る目的で調査を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ61万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,891万1,000円とするものである。

補正の主な内容は、第1款公共下水道事業費において、給与改定等に伴う人件費の調整を行うものである。

この財源としては、第4款繰入金をもって調整している。

また、繰越明許費として、下水道建設事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を78万3,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億4,600万7,000円とするものである。

また、第4条に定める資本的支出の額を6万9,000円増額して、補正後の資本的支出の額を7億1,866万2,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成25年6月から継続審査となっていました陳第2号携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、携帯電話基地局建設のピークの時期は過ぎており、時期を逸している。条例までつくる必要はなく賛成しがたいという意見と、住民とのトラブルを避けるためには、ぜひ条例をつくる必要があるという意見とにわかれたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、平成25年12月から継続審査となっていました陳第3号行政財産の“有効且つ適正管



理”に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、これまで調査する中で、市の顧問弁護士の見解でも、行政財産の一部を職員駐車場として使用させることは違法ではなく賛成しがたいとの意見があり、採決の結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第82号水俣市公民館条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市公民館分館の管理を指定管理者に行わせるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公民館分館の開館時間が午後1時からになっている理由と指定管理者への委託となった場合、開館時間の変更はないのかとただしたのに対し、分館の開館時間が午後からの理由は、午前中の利用がほとんどないためである。ただし、特別な行事については対応することとしている。

なお、指定管理者へ委託した場合も同様の運営を行うとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産一時金の内容についてただしたのに対し、これまでは出産一時金39万円に保険加算額3万円を加え42万円の出産一時金としていたが、保険加算額が1万6,000円に引き下げられたことから、上昇傾向にある出産費用を配慮し、支給額42万円を維持するため一時金支給額を40万4,000円とした。出産一時金は42万円が変わりはないため、被保険者の負担額は変わらないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号平成26年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、障害児通所給付費、第9款教育費に、体育施設管理運営費等を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入を

もって調整している。

このほか、繰越明許費として、水俣病資料館整備事業を計上している。

また、債務負担行為補正として、厚生会館管理委託料外 8 件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国民年金システム改修委託料の詳細についてただしたのに対し、国民年金を受給している人で一定の所得基準を下回る支給を受けている人に、月額5,000円に納付期限を乗じた額等を支給する制度ができるため、それに対応するシステムであるとの答弁がありました。

また、保育士等処遇改善特例事業補助金の内訳についてただしたのに対し、保育士の処遇改善を行った保育園に補助されるため、それぞれの保育園で補助金の額は変わってくるとの答弁がありました。

また、有害廃棄物処分委託料は、P C Bを含んだ変圧器を処分するということが、検査料も含まれているのかとただしたのに対し、検査は終了しているため検査料は含まれていない。今回の委託料については、変圧器処分料と処分するための運搬費用であるとの答弁がありました。

また、台風の影響で破損した総合体育館屋根の修理費用を計上しているが、災害保険の適用はないのかとただしたのに対し、総合体育館は全国市有物件建物共済に加入しており、今回の修理費用については、保険が適用され2分の1が補助されるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ52万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ45億7,660万円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の増額、第11款諸支出金に、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付額確定に伴う返還金を計上している。

これらの財源としては、第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ243万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,591万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費で、給与改定等に伴う人件費を調整し、保険基盤安定負担金の確定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を減額している。

この財源としては、第3款繰入金を減額し、調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ461万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億7万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整及び介護保険制度改正に伴う電算システムの改修委託料を計上している。

これらの財源としては、第4款国庫支出金及び第7款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の額をそれぞれ1,260万2,000円増額し、補正後の収益的収入の額を71億4,078万8,000円、収益的支出の額を84億8,851万2,000円とするものである。

補正の内容としては、平成24年7月24日に国保水俣市立総合医療センターにおいて行われた手術中に、患者の左正中神経を誤って傷つけた医療事故に関し、当該患者と本市との和解交渉がまとまり、損害賠償額が確定したことから必要となる損害賠償金1,260万2,000円を医業外費用として計上している。

なお、この賠償金の財源としては、本市が加入している病院賠償責任保険から保険金1,260万2,000円を医業外収益として計上するものである。

このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか16件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、看護学生の奨学生制度の実績についてただしたのに対し、現在37名の学生が奨学金を受けており、来年度は奨学生のうち1名を採用することになっている。その後は順次増加してくるが、国からは医療必要度と患者受療率を数値化するよう言われている。その結果を見て、国は、政策として医療機能、規模を適正化、縮小するような雰囲気であり、今後10数名の奨学生を確保すると看護師が余ることから、来年度は若干名の奨学生を募集するとの答弁がありました。

また、和解の問題について、医療過誤を犯した医師の経験年数と手術の難易度についてただしたのに対し、今回の手術は、手首の骨折をプレートで固定する手術と、骨が接着された後、プレートを外す手術を行った。両手術とも若い医師に経験豊かな医師がついて手術を行ったが、固定手術後、正中神経と周辺組織とが癒着していた。手術自体は難しいというものではなかった

が、プレートを外す手術の際、誤って正中神経を損傷させてしまったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第96号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年12月12日

総務産業常任委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第81号	専決処分報告及び承認について 専第8号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	承認	全員賛成
議第83号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第84号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第89号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第93号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第95号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	不採択	賛成なし

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年12月12日

厚生文教常任委員長 塩 崎 信 介

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	水俣市公民館条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第86号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第89号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成

議第90号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第91号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第92号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第94号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第96号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本壽子議員から陳第2号について討論の通告があります。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 陳第2号携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について、賛成討論をいたします。

この陳情は、平成25年6月に提出されています。提出者は、江添地区6名と18区月浦地区の住民4名であり、その趣旨は、10年ぐらい前より市内に多数の携帯電話基地局が設置されるようになり、また、近年は新世代携帯電話の普及により、新たな事業者間の競争が激しくなっている。そのため、水俣市内においては、この建設をめぐりトラブルが起こってきており、紛争の主な理由は、地域住民への事前の十分な説明が行われないまま建設されているということが多く、住民の不満、不安が募っていると述べています。

さらに、電磁波過敏症の人にとっては、24時間電磁波が放出されるため、頭痛やいらいらの原因にもなっていると聞きます。

さて、この基地局をめぐるトラブル回避のため、現在私が持っている資料によりますと、全国10数箇所以上の市町村で基地局についての住民への周知などを主な内容とする条例をつくっております。

水俣市議会の総務産業委員会においても9月議会の審議中、傍聴させていただきましたが、その討論の中、この陳情内容全てには賛成ではないが、住民とのトラブルを防ぐための条例はあったほうがいいのかとの御意見が多くあり、その方向でつくっていけないかという議論で閉会したことを記憶しております。ここに、その委員会の議事録がございますが、私は、水俣市議会の見識に希望を持ち、心の中で大きな拍手を送っておりました。

ところが、12月議会での総務産業委員会では、もう基地局の設置は収束にきているのではないかという意見があり、否決になったということでありました。本当に残念なことだと思っております。

時を同じくして、昨日、宮崎県の小林市では、基地局についての条例が可決いたしました。条例の中身としましては、現在ふえ続けている携帯電話端末、その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する設備、既存の建設物に設置したものを含んでいます。また、基地局を改造しようとするものなどもありと記述してあり、総務産業委員会での否決の内容には、まだ一步の議論の必要があったのではないかと思っております。

私は、このようなことから、この陳情の趣旨にある紛争を事前に防止し、市民が安心して暮らせるようという趣旨に、まず賛同いただき、そこから水俣市にふさわしい独自の条例をつくっていく土台としていただけないかと思っております。環境のまち水俣だからこそ、住民の暮らし、環境を守るという視点で、何とぞ陳情の趣旨を御理解いただき、採択のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第81号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、議第82号水俣市公民館条例の制定についてから、議第96号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、陳第2号携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、陳第3号行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 請第4号 消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について

1 陳第5号 道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 請第5号 国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について

1 請第6号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める

請願について

- 1 陳第11号 介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第12号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年12月12日

総務産業常任委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
請第4号	消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について	慎重審査を要するため
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。



平成26年12月12日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
請第5号	国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について	慎重審査を要するため
請第6号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について	慎重審査を要するため
陳第11号	介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第12号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年12月11日

議会運営委員長 福田 斉

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第18 議第97号 教育委員会委員の任命について

日程第19 議第98号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第20 意見第10号 山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について

日程第21 意見第11号 40人学級再開検討に反対する意見書について

○議長（大川末長君） 日程第18、議第97号教育委員会委員の任命についてから、日程第21、意見第11号40人学級再開検討に反対する意見書についてまで、4件を一括して議題とします。

### 議第97号

#### 教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年12月17日提出

水俣市長 西田 弘志

住 所 水俣市古城3丁目1番14号

氏 名 荒木 由紀子  
生年月日 昭和23年 8 月15日

(提案理由)  
本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

## 議第98号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成26年12月17日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市袋795番地 1  
氏 名 松本 直美  
生年月日 昭和25年12月12日

(提案理由)  
人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

## 意見第10号

### 山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年12月17日

提出者  
議会運営委員会  
委員長 福 田 斉

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

(別紙)

### 山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉向上、地域格差の是正と国民経済発展に寄与することを目的に1965年に制定された山村振興法に基づき、国による山村への政策支援が行われ、山村地域は国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公共的な役割を果たしてきました。

しかし、山村地域は、農林業の低迷や就業機会の減少、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下などにより、依然として厳しい環境が続いています。こうした中で、山村振興法の期限を2015年3月末に迎えますが、山村地域の現状と果たす役割の重要性を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、国は同法を延長し、万全の対策を講じる必要があります。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る安定的な財源の確保や、森林施業の集約化促進に対するさらなる支援策の実施などにより、森林・林業基本計画の推進を図ることも欠かせません。

よって、下記の事項について要望します。

#### 記

- 1、山村振興法の延長及び内容の拡充を図ること。延長に当たっては、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、山村地域が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と定住の促進を盛

り込み、その達成に必要な施策を講じること。

- 2、森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生と整備、森林の多面的機能の持続発揮に向け、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な財源確保に努めること。また、森林情報の収集や境界確認、合意形成、路網整備、不在村者対策を初めとする集約化施策の促進に対するさらなる支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
農林水産大臣 西川公也様  
衆議院議長 伊吹文明様  
参議院議長 山崎正昭様

### 意見第11号

#### 40人学級再開検討に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月17日

提出者議員	緒方誠也
”	福田 齊
”	真野頼隆
”	谷口明弘
”	中村幸治
”	野中重男

水俣市議会議長 大川末長様

(別紙)

#### 40人学級再開検討に反対する意見書

財務省は、10月27日の財政制度等審議会（会長・吉川洋東京大学大学院教授）で、公立の小学校1年生で導入されている35人学級を、従来の40人学級に戻すよう求める方針を提示しました。

35人学級は、中央教育審議会（中教審）が少人数学級化の方向を提言したのを受けて、2011年度から、小学1年、2年で順次実現してきたものであります。これに対して財務省は、2012年度はむしろ小学校のいじめや暴力行為に占める1年生の割合が増加しており、2013年度全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果についても平均正答率は悪化するなど、明確な効果があったとは認められないとして、40人に戻すよう求めました。40人学級に戻した場合には、教職員数を4,000人減らすことができ、約86億円の財政削減効果があるとしています。

しかし、全国学力テストは、毎年の出題レベルが一定ではなく、単純に比較することには意味がありません。また、いじめの件数は、発生件数ではなく学校がどれだけ認知したかの認知件数であり、いじめ自殺事件の社会問題化を受けて丁寧な把握が行われた結果、認知件数が増加したとも考えられます。そもそも、わずか数年のデータで傾向を導き出すのは余りに乱暴であります。

義務教育の始まりである小学校低学年は、特にきめ細やかな手当が必要な時期であります。教育上の配慮としても、中教審の方向性に照らしても、学級規模を膨らませることはあり得ません。そもそも、日本の公立学校の学級規模は国際的に見ても大きすぎ、35人以下学級をほかの学年にも広げていくことこそ求められています。我が国のGDP（国内総生産）に占める公的教育費の割合は加盟国中最低であり、政府は、教育予算の引き上げに取り組むとともに、教職員の能力と資質の向上に対する施策を進めることです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
内閣官房長官	菅 義 偉	様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎	様
文部科学大臣	下 村 博 文	様
衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明	様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭	様

---

○議長（大川末長君） 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第97号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、荒木由紀子委員の任期が12月19日をもって満了となりますので、荒木由紀子委員につきましては、引き続き同氏を任命したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第98号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、村上文世委員が本年9月30日をもって退任となりましたので、後任として松本直美氏を推薦したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、主に学童保育活動を通じ地域の福祉活動などに積極的に取り組まれてこられ、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第97号及び議第98号について順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大川末長君） 次に、意見第10号について、提出者代表議会運営委員長福田斉議員。

（議会運営委員長 福田斉君登壇）

○議会運営委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

山村における経済力の培養と住民の福祉向上、地域格差の是正と国民経済発展に寄与することを目的に1965年に制定された山村振興法に基づき、国による山村への政策支援が行われ、山村地域は国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公共的な役割を果たしてきました。

しかし、山村地域は、農林業の低迷や就業機会の減少、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下などにより、依然として厳しい環境が続いています。こうした中で、山村振興法の期限を2015年3月末に迎えますが、山村地域の現状と果たす役割の重要性を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、国は同法を延長し、万全の対策を講じる必要があります。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る安定的な財源の確保や、森林施業の集約化促進に対するさらなる支援策の実施などにより、森林・林業基本計画の推進を図ることも欠かせません。

よって、下記の事項について要望します。

#### 記

- 1、山村振興法の延長及び内容の拡充を図ること。延長に当たっては、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、山村地域が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と定住の促進を盛り込み、その達成に必要な施策を講じること。
- 2、森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生と整備、森林の多面的機能の持続発揮に向け、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な財源確保に努めること。また、森林情報の収集や境界確認、合意形成、路網整備、不在村者対策を初めとする集約化施業の促進に対するさらなる支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、意見第11号について、提出者代表緒方誠也議員。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 意見第11号40人学級再開検討に反対する意見書について、案文を読み上げ、提案理由にかえます。

財務省は、10月27日の財政制度等審議会（会長・吉川洋東京大学大学院教授）で、公立の小学校1年生で導入されている35人学級を、従来の40人学級に戻すよう求める方針を提示しました。

35人学級は、中央教育審議会（中教審）が少人数学級化の方向を提言したのを受けて、2011年度から、小学1年、2年で順次実現してきたものであります。これに対して財務省は、2012年度はむしろ小学校のいじめや暴力行為に占める1年生の割合が増加しており、2013年度全国

学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果についても平均正答率は悪化するなど、明確な効果があったとは認められないとして、40人に戻すよう求めました。40人学級に戻した場合には、教職員数を4,000人減らすことができ、約86億円の財政削減効果があるとしています。

しかし、全国学力テストは、毎年の出題レベルが一定ではなく、単純に比較することには意味がありません。また、いじめの件数は、発生件数ではなく学校がどれだけ認知したかの認知件数であり、いじめ自殺事件の社会問題化を受けて丁寧な把握が行われた結果、認知件数が増加したとも考えられます。そもそも、わずか数年のデータで傾向を導き出すのは余りに乱暴です。

義務教育の始まりである小学校低学年は、特にきめ細やかな手当が必要な時期であります。教育上の配慮としても、中教審の方向性に照らしても、学級規模を膨らませることはあり得ません。そもそも、日本の公立学校の学級規模は国際的に見ても大きすぎ、35人以下学級をほかの学年にも広げていくことこそ求められています。我が国のGDP（国内総生産）に占める公的教育費の割合は加盟国中最低であり、政府は、教育予算の引き上げに取り組むとともに、教職員の能力と資質の向上に対する施策を進めることです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由のありました本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第97号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、議第98号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、意見第10号山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について

及び意見第11号40人学級再開検討に反対する意見書について、以上2件を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも原案のとおり可決しました。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成26年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 高岡利治

署名議員 真野頼隆



## 平成26年12月第5回水俣市議会定例会（11月28日～12月17日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第81号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成26年度水俣市一般会計 補正予算（第5号）	11月28日	総務産業	12月17日 承認	
議第82号	水俣市公民館条例の制定について	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第83号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条 例の制定について	11月28日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第84号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報 酬及び費用弁償条例の一部を改正する条 例の制定について	11月28日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第85号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について	11月28日	総務産業	11月28日 原案可決	
議第86号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正す る条例の制定について	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例 の制定について	11月28日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第88号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一 部を改正する条例の制定について	11月28日	総務産業	11月28日 原案可決	
議第89号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第 6号）	11月28日	各 委	12月17日 原案可決	
議第90号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第91号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会 計補正予算（第3号）	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第92号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正 予算（第3号）	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第93号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会 計補正予算（第3号）	11月28日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第94号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算 （第2号）	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第95号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算 （第3号）	11月28日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第96号	和解及び損害賠償の額の決定について	11月28日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第97号	教育委員会委員の任命について（荒木由 紀子君）	12月17日	省 略	12月17日 同意	

議第98号	人権擁護委員候補者の推薦について（松本直美君）	12月17日	省 略	12月17日 異議なし	
-------	-------------------------	--------	-----	----------------	--

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第66号	平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月29日	厚生文教	11月28日 認 定	
議第67号	平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	11月28日 認 定	
議第71号	平成25年度水俣市一般会計決算認定について	9月11日	一般会計 決算特別	11月28日 認 定	
議第72号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	11月28日 認 定	
議第73号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	11月28日 認 定	
議第74号	平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	11月28日 認 定	
議第75号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月11日	総務産業	11月28日 認 定	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第10号	山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書について	12月17日	省 略	12月17日 原案可決	
意見第11号	40人学級再開検討に反対する意見書について	12月17日	省 略	12月17日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第15号	専決処分の報告について	11月28日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月17日	総務産業	12月17日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				

環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月17日	厚生文教	12月17日 継続調査
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月17日	議会運営	12月17日 継続調査
議会の情報公開に関する調査について			

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第4号	消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について	水俣市栄町 1-1-25 北菌 正人	総務産業	11月28日	12月17日 継続審査
請第5号	国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月28日	12月17日 継続審査
請第6号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月28日	12月17日 継続審査
陳第11号	介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 田中 直光	厚生文教	11月28日	12月17日 継続審査
陳第12号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について	葦北郡芦北町大字 湯浦974-11 稲富 安信	厚生文教	12月11日	12月17日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二	総務産業	平成25年 6月13日	12月17日 不採択
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	水俣市八ノ窪町 2-7-86 鶴長 千徳	総務産業	平成25年 11月29日	12月17日 不採択
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	熊本市中央区神水 1-30-7 中原 誠	総務産業	9月11日	12月17日 継続審査